

貸出用

季刊

人口問題研究

第8卷・第1号

昭和27年7月刊行

No.1

調査研究

人口統計学序説—人口統計集団—
所謂「自由労働者」の職歴調査

—昭和二五年度職業移動調査報告の一—

本多龍雄
1
1
1

資料

国際移民統計資料—アイザック著「移民
の経済学」より—

黒田俊夫
51
51
51

ソーヴィ著「経済と人口」書評

岡崎文規
55
55
55

雑報

人口問題研究所昭和二七年度調査研究項目の決定—同昭和二七年度出産力調査の施行—優生保護法の改正—昭和二六年における優生保護法の実施状況

57

昭和二五年国勢調査結果（四）

103

厚生省人口問題研究所編集

調査研究

人口統計学序説 —人口統計集団—

穂 淳

穂

目次

はしがき

1 定義

2 語義

3 意義

4 集団

5 定義

6 变更

7 すび

はしがき

換期を経過しつつある。こうして、山なす資料と錯雜したる要求の前に、伝統的な人口統計学は、今や、一つの体系原理の下に、過去三百年の遺産を反省検討批判し、一段の総合的發展を遂ぐべき転換期に立つとみられる。

人口統計学が、應用統計学の一分科であるとみるならば、應用統計学の他の分科から分化すべき独自の体系原理をもたなければならぬ。転換期に立つ現下の人口統計学は、先ず改めてその体系原理を確立し、基礎概念たる人口統計集団を規定することから再出発しなければならない。さらにそのためには、人口統計学の見地から、人口の概念規定にまさかのぼらなければならない。

こうして、人口の概念を規定し、人口現象の本質的特長をとらえ、これによつて人口統計学の体系原理を見出し、人口統計集団を規定し、私の人口統計学の序説たらしめようとすることがこの稿の目的である。

人口に関する研究は、内外ともに、ますます盛んにおもむきつがある。『人口学』が現実に取扱う領域は果しもなく拡大してゆくかにみえる。他方、『推測統計学』の勃興によつて、統計学 자체が一大転

或いは、この試みはう遠なように感ぜられるかも知れない。しかし、ひるがえつて、少くともわが国において、明確な体系原理の下

にまとめられた人口統計学の労作がいかに乏しいかをわれわれは知つてゐる。わが国においても、人口統計学は、應用統計学中、伝統的体系によつて、形式的には、一応、最もよくまとまつてゐるかにみえる。しかし、それは人口学最近の発達と必ずしも歩調を合はせてかにいるとは思えないばかりか、体系的な不備をますます明らしつつあるかにみられる。また、現在、わが国の人口統計行政組織は、一種の危機に直面してゐるともいえる。占領下において、著しい改変をうけた人口統計行政組織は、自主的な再建設の前に投げ出されている。人口統計に関する限り、占領下における改変には不都合な点も決して少くはなかつたが、また、幾多の進歩が推進されたことを認めなければならない。沒理論的、反動的な復旧論に戒心を要するとともに、再建設の基礎として、人口統計学の体系的な反省がますます必要とされているものと思われる。不完全ながらもこの稿が、わが国の人口統計学の現状からみて、何程かの意義をもつものと思えてきたので、この際、未発表の旧稿に補筆して批判を仰ぐ次第である。

一 人 口

1 定 義

人口の定義は学者の数ほど多い。しかし、これらの定義を大別して次の三種とすることができる。すなわち、先ず、

(1) 人口とは何等かの標識によつて捕えられる人間の集団である。と定義される。

この種の定義の代表的なものに寺尾琢磨博士の定義がある。博士

によれば、人口とは一定の標識の下に捕捉された人間集団を指す。のであって、その標識を説明して、この標識は地理的、人種的、国籍的、自然的乃至社会的なもので、世界人口、歐羅巴人口、

猶太人口、日本人口、女子人口、労働人口の如き言葉で現はされ、これらは種々の組合せによつて各種の人口が規定されるのである。これでは種々の組合せによつて各種の人口が規定されるのである。これでは種々の組合せによつて各種の人口が規定されるのである。この種の定義は、標識を特定の標識に限定しないで、それが経験的、客観的に人間の集団を捕え得るものである限り、その任意の選択を許すのであつて、この意味で範囲の広い自由な定義である。

なお、日本という「地域」を標識として與えたときには、日本に

在る日本人ばかりではなくに、日本に在る外国人もすべて包含される。日本人であつても、日本にいない在外邦人等は含まれないことになる。

この場合の人口はこれを「日本の人口」または「日本人口」と呼ぶべきであろう。日本という「地域」の代りに日本人といふ

「人種的」或いは「民族的」な標識を與えたときには、日本に在る

日本人はもとより、日本にいない在外邦人も包含される。日本に在つても、日本人以外の人口は包含されない。この場合の人口はこれ

を「日本人の人口」または「日本人人口」と称して「日本の人口」または「日本人口」と区別するのが適当であろう。こうして、「日本人口」と「日本人人口」とは標識の性質がちがつてゐるから、こ

こに性質や範囲のちがつた人口の概念が規定されることになる。

このように、この種の定義が含んでゐる三つの要素、すなわち、

「何等かの標識」ということと「人間」ということと「その集団」

であるということの中、「何等かの標識」という要素は人口の性質を規定するに過ぎないのであつて、人口の定義の本質的な要素であるとはいえない。

(2) 「人口とは特定の地域における人間の集団である。」とも定義される。

この定義の代表的なものは、A.F. von Fircks のそれである。すなわち、こうして、國家学及び社会科学においては、人口といふ語は、政治的に区画せられた地域に存在する人間の総数「Gesamt-

zahl] であると解される⁽²⁾』と。Georg von Mayr [1841—1925], Paul Monbert⁽⁴⁾ 等の定義もこれとほとんど同様である。岡崎文規博士によれば、人口は、一定の行政地域内に現存する人間を、その人種とか国籍とかの区別を問うことなくことごとく数え上げたものである⁽⁵⁾。塙原仁教授の定義もこれとほぼ同様である。南亮三郎博士によれば、「人口とは本来ひとかずの謂で、通常は経済的又は政治的に区画されたる一定地域内（多くは一国内）に居住する人間の數的表現である」⁽⁶⁾。また、「[人口]は一定の物理的條件の下で、政治的地理的な区劃の中で、そして様々な観念的形象——私はこゝで民族・階級・経済・文化等々を考へてゐる——を通して生くる人間の數的表現である」⁽⁷⁾。藤本幸太郎博士が「人口とは一定の地域内に於て社会的、政治的若しくは経済的関係を以て相互に相關聯を有する住民をいふ……」とされ、森数樹氏が「元來社会は云ふ迄もなく、一定の土地に生棲する個人の集団である。此の社会を組織してゐる個人の集団を人口と称へる」とされるのはいずれもこの種の定義に属する。これ等の定義は、人口を規定するのに「地域」を標識としている点では共通であるが、その他の内容においては相当相異なるものがある。例えば、藤本博士の定義と森氏のそれは、他の定義が社会關係を捨象した人間の集団を人口と規定しているのに對して、社会關係における人間の集団を人口と規定されている。中でも森氏の定義においては社会の概念が一定の土地を前提としていると思われる。

また、寺尾博士は別の労作においてこの第一類に属する定義をとつていられる。すなわち、「人口とは一定の地域に在る人間の総称であり、人種・民族のいかんは問はない。人口の基準となる地域は素より大小様々であり、それに応じて大小様々の人口が成り立つ。……一見地域と無関係に思はれる失業人口・女子人口等等の概念も、実は一定地域の人口の中の失業者或ひは女子を指してゐるのであるが、

つて、一般的の失業者或ひは女子といふ概念とは区別されねばならない。」⁽¹¹⁾ この定義に類似するものに Edward E. Reuter の定義がある。すなわち、彼は「人口という語は、通例、與えられた地域に居住する人間の総数〔total number of persons〕を指す」とするのであるが、この語は、また、必要な場合には、與えられた地域の総住民の特定の部分を指すために用いられるとして、ニグロ人口、刑務所人口、都市人口、自地域出生人口を例示している。

この種の定義は(1)の定義の標識を「地域」に限定したものである。われわれが實際に人口を考える場合には、この定義で大体において差支えない。標識が地域に限定されているから、或いはかえつて(1)の定義よりも人口の概念が明確に規定されることもある。こうして、この種の定義がほとんど通説となつてゐる。けれども、(1)の定義において、人種を標識として、日本人人口、白色人種人口といった概念を規定するには多少の無理が感ぜられる。

(3) 「人口とは特定の時間に特定の地域にある人間の集団である。」⁽¹²⁾ という定義もある。

この種の定義の代表的なものとして玉井茂氏のそれがある。すなわち、「人口とは、一定の時、又は期間に於て、一定の地域に屬する人間の総数の量的表現である」⁽¹³⁾ とし、「人口なる概念は、第一に時を以て其の必要的内包として居る。故に、時を以て示すこと無く、唯漠然某国又は某市の人口と云ふが如きは、無意味と云はなければならぬ」⁽¹⁴⁾ と、ブリテン百科辞典が、定義に時間の要素を加えて「人口とは與えられたる時点において與えられた地域内に存在する人間の總体である」としているのもこれと同様である。

の問題である。人口の概念が成立して後、はじめてこれを調査するとか推計するとか、ということが意味をもつてくる。また、特定の時刻に調査されなくとも人口の概念は成立する。なおまた、実際の人口調査客体としての人口を確定するためには、時間と地域とだけではなく、さらに詳細な標識を與えてこれを明確に限定しなければならない。こうして、私は、人口を定義する場合、時間の限定は、地域の限定と同様、必ずしも必要ではないと解する。

- 註(1) 寺尾琢磨『資本主義と人口』—日本評論社新経済学全集、第一卷、昭和十四年二頁。
- (2) Arthur Freiherr von Fricks: Bevölkerungslehre und Bevölkerungspolitik, 1898, S. 1.
- (3) Georg von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. II, Bevölkerungsstatistik, 1926, S. 5.
- (4) Paul Mombert: Bevölkerungslehre, 1929, S. 1.
- (5) 関崎文規『日本人口の実証的研究』昭和二十五年三頁。
- (6) 塚原仁『人口統計論』昭和十五年七頁。
- (7) 南亮三郎『人口理論と人口政策』昭和十五年一頁。
- (8) 南亮三郎『人口原理の研究—人口学建設への構想』昭和十八年一六頁。
- (9) 藤本幸太郎『統計学』昭和二十四年一〇六頁。
- (10) 森数樹『人口統計論』昭和十一年一頁。
- (11) 寺尾琢磨『人口理論の展開』昭和二十三年五頁。
- (12) Edward B. Reuter; Population Problems, 2nd ed., 1937, pp. 2-3.
- (13) 玉井茂『人口思想史論』大正十五年一頁以下。
- (14) "Population"—Encyclopaedia Britannica, 1924, vol. XIX, p. 531.

以上において私は、従来の人口の定義を三種に分ち、それぞれ簡単に批判を加えつつその大要を明らかにした。そして私は、これ等の定義について問題の存する点がいづれも標識をいかに規定するかという点にあることを指摘した。しかし、私は標識は人口の性質或

いは範囲を規定するに過ぎないのでありて、人口それ自体の定義の本質的な要素であるとは考へない。こうして、私は、『人口とは人間の集團である。』と定義する。以下、ここに定義した人口の概念について、一二三の重要な事項を摘要して説明することとする。

『集團』とは最も單純な意味においては、すべての單位事象の集合を指している。⁽¹⁵⁾種々の科学は、それぞれその範疇によつていろいろに集團の概念を規定している。社会学は社会集團の概念を規定する。社会学の内部においても立場により学者によつてその概念は区画である。統計学は統計集團を規定する。人類生態學は特定の關係における人間の集團を取扱う。経済学においても、特定の経済学的關係における人間の集團を抽象して取扱うこともある。⁽¹⁶⁾こうして、人口は人間の集團であると定義するならば、その集團の概念を明らかにすることが、中心となるであろう。

(1) われわれが實際に人間の集團を形成して、これを考察する場合に、明確に標識を規定して人口の性質を限定しなければならないこと、いうまでもない。標識が異なるに従つてその性質も異つてくるが、これ等種々の人口はすべて『人間の集團』たる点において人口である。

(2) 特定の工場や世帯の人口等という場合に、それ等はA市とかB村とかいう特定の地域の人口の部分集團であるという見方もある。⁽¹⁷⁾『如何なる集團的事物も、同種の集團と認める事も出来るし、又より大なる集團の一部とも認める事が出来る……』全部集團と部分集團という考え方は、元來、相対的なものであつて、主として、見方、或いは取扱い上の問題である。A市やB村の人口もE県の人口の部分集團であり、さらにE県の人口も日本の人口の部分集團である。こう考へると、あらゆる人口は、結局、地球の人口の部分集團に外ならないといふことになる。

(3) 人口は人間の集團である。したがつて、人口現象は、それが

集団現象であるという点に特長をもつてゐる。すなわち、われわれが人口現象について問題とするところは、人口を構成する個々の人間についてではなくて、集団としての人間についてである。あだかも、それは、われわれが森林について話すことが一本一本の個々の樹木についてでないと同様である。

(4) 人口は人間の集団であるが、ここにいう人間は、或る特定の時刻において生存している人間ばかりではなくしに、或いは死亡した人間や或いは将来生れてくる人間を含めても差支えない。この意味で、人口の概念は、本質的に、時間的或いは空間的な制約を受けるものではない。この点で人口の概念は人口統計集団の概念と異なる。すなわち、それは森田優三博士のいわゆる「構想的集団」であり、統計集団以前の集団である。⁽¹⁹⁾

けれども、実際に人口を捕え、分析する場合には、これを数量化するために、統計集団として、すなわち、人口統計集団として統計的に取扱わなければならない。こうして、人口現象を実際に捕え、分析する方法の中心をなすものは統計方法、特に人口統計集団の捕捉と分析のための人口統計方法である。人口統計或いは人口統計学が、しばしば、人口論〔Bevölkerungslehre〕或いは人口学〔Bevölkerungswissenschaft, demography〕の最初の一部門として論ぜられる理由の一はりりにある。⁽²⁰⁾

(5) 人口は人間の集団であるが、その「集団」とは必ずしも総ての意味における「社会集団〔social group, soziale Gruppe〕」を指すものではない。

Ginsberg によれば、⁽²¹⁾ 総ての人間の集合或いは集群〔collections or aggregates〕が社会集団を形成するとは限らない。社会集団は秩序ある接觸或いは交通の状態にある〔in regular contact or communication〕人々の集り〔masses〕であつて、何らかの認め得る構

造〔a recognizable structure〕をもつものである。」のように、彼は、社会集団を社会接觸と社会構造によつて規定し、社会構造の認め得る程度と社会接觸のあり方によつて社会集団の分類を試みてゐる。

また、E. S. Bogardus によれば、社会集団は相互刺激〔inter-stimulation〕、或いは相互作用〔interaction〕の状態にある人類の集団である。⁽²²⁾ そして社会集団は、その中で相互刺激によつて人格〔personality〕の発展と成熟とが遂げられる「framework」であり、社会集団を通じて働くこのようない機能としての社会過程を研究するものが社会学に外ならない。⁽²³⁾ こうして彼は社会心理学的な相互刺激の概念によつて社会集団を規定し、社会過程の一場面たる点にその意義を認めるものである。

社会心理学的見地に立つて歴史的觀点に重点を置かれるものとして清水幾太郎教授がある。すなわち、「二人以上の人間が同一の刺戟に対して同一の或は相似た反応を示す時、それ等の人間は一つの集団を形作つてゐると見られる。人類の歩んだ歴史的過程のうちに多くの種類の集団が現はれ且つ消えてゐる。」こうして教授は「集団を社会の實質と理解し、その歴史的考察に重点を置かれるのである。⁽²⁴⁾

新明正道教授は、社会集団は最広義においては社会〔society〕と同義であつて、社会統体〔Sozialgebiude〕と同一の内容をもつが、これを限定して要素的統体、すなわち、部分社会の一であるとし、これらに要素的統体を社会連結〔social relationship〕と社会集団とに二分される。そして、集団は結合関係を主軸とした関係の統一的な形象をなす点においては連結と同一であるが、後者よりは多数の関係を包含しその統一性も自ら複雑な機構によつて裏づけられるにいたつてゐる。その特徴としては一般に統制的機構の成立が指摘されてゐる。⁽²⁵⁾

黒川純一教授によれば、社会集団は「それを構成する人々の間に、お互いの生活をともにし仕事をともにしてゆこうとするところの、何ほどの結合関係が保たれておりまたそのことによつて人々の行動なり意識なりが、ばらばらでなしに、何ほどの組織化され統一化されてくるところに成り立つものである。したがつてそれは、まず第一に、單なる統計学的な集団から区別されることが肝要である。例えば、男性、女性、青年、老年、不具廢疾者というような類いは、ある一定の客観的な類似性を示すことによつて、なるほど統計学的にはひとつのグループとしてとらえられるであろう。しかし、そのようなグループはそれ自体として何らかくべつの結合関係を保つてゐるわけではもちろんないし、したがつてまた行動や意識の上における統一を有するものでもないであつて、これを純然たる社会集団と見なすことは、とうてい許されないとこである。⁽²⁶⁾ 第二に社会集団は、例えば群集、公衆といつたような、未組織的なものからも区別して考へることが妥当である。

以上のごとく社会集団の概念は広狭様々に解されているが、黒川教授が指摘される通り、社会集団として理解される集団は、とにかく単位間に何等かの社会結合関係が考えられてゐる。すなわち、社会集団は何等かの社会結合関係において考えられた人間の集団である。人口という人間の集団は何等特定の結合関係を前提としない。社会結合関係を考えない集団が直ちに統計集団であるとはいえないが、人口がすなわち社会集団でないことは明らかである。人口の概念は單数または複数の社会集団に属する人間を共有としての人間の集団として抽象した概念である。

(6) 人口は人間の集団であるが、人類生態学〔human ecology〕上の集団を意味するものでもない。人類生態学とは何かということについてさえ定説をみない状態であるが、人類生態学で取扱われる集団には自ら共通の特質がある。すなわち、それは生態学的関係

〔ecological relations〕における人間の集団であつて、換言すれば、共生〔symbiosis〕としての人間の集団である。そして、共生とは特定の地域社会〔community〕における生態学的関係の非人格的な関係とは「競争」〔competition〕によつて生起し変動する地域組織の、『社会関係の下にある〔sub-social〕状態』であり、『社会関係の下にある状態』とは直接的な精神的相互刺激を含まないところの人間の相互関係の状態である。概念として人口は、特定の社会結合関係にある人間を前提としないとともに、このよう『生態学的関係』における人間の集団を指すのでもない。人類生態学が生態学的関係における人間の集団を人口として取扱うことは自由であり、それはまた人類生態学にとつて極めて有用であるが、それゆえに、人口の概念が人類生態学的範疇であり、『demography』が人類生態学の一部門であると主張することはできない。⁽²⁷⁾

(7) 人口は人間の集団である。人間の集団としての人口はいろいろの特長をもつてゐるが、その中で最も重要なものの一つは、人口が、その内面から発現する出生と死亡によつて、その大きさにおいて、またその構造において、絶えず発生的な自己運動を営んでいるということである。出生や死亡は、本質的には、生物学的現象であるが、それ等は社会的経済的諸條件の作用から独立ではあり得ない。換言すれば、人口という集団の特質の一つは社会的な有機的自己再生産を當む集団であるということにある。従来、人口の運動は、あまりにもしばしば、流水にたとえられてきた。しかし、この発生的な自己再生産の機能を原動力とする人口の自動的運動は、無機的、他動的な流水とは本質的に全く異つたものである。

人口の概念は、種々の科学の範疇によつて規定される。しかし、常に人口の独自の特質として無視され得ないのはそれが特殊の自己再生産集団たる点にある。例えば、藤井萬三郎教授は人口と経済と

の関係を論ずるに当つて、『人は経済行為の主体である。経済学上的人は常に homo economicus である。……』『人口とは之等の人々の複数的、複合的存在である。』『人口の本質はその変動性殊に増加性にある。これを離れて homo economicus と区別して人口の取扱はるべき何等の理論的根拠がない。人口の変動性の本質はその秩序性及び生長性にある。事実上の人口は種々の攪乱的事象によつて（例へば、戦争、飢饉、悪疫等）突発的に変動することもあり得る。然し乍らかかる偶然的因素を暫く考察の外におく時人口の全体の変動、並に入口の組成の変動は極めて秩序的であり生長的である。……而してかかる秩序性生長性の根基は生理的事情にある。』⁽²⁹⁾と述べていられる。その要は、人口は経済主体たる人間の集団としてみた場合でも、人口は單なる経済主体の集団ではなくて独自の特質をもつてゐる。その特質は秩序ある自己再生産集団たる点にみるとほどの意味であるとみられる。

また、二十世紀初頭以来、特に第一次大戦後、近代的出生減退によつて西欧文明国が人口増加の将来を具体的な人口問題として問題とするに至り、人口の自己再生産力の測定が重要な課題となり、人口の自己再生産集団たる特質がますます明確に認識されなければならぬようになつたのである。

さて、以上のごとく人口を定義すれば、總ての人口が自己再生産集団であるとは限らない。人口の自己再生産は出生と死亡とによつて決定される。死亡はいかなる人口にも起り得るが、出生はこれが起り得る人口と起り得ない人口とがある。例えれば、或る工場の就業人口については、死亡は起り得るが出生は起り得ない。こうして、人口の自己再生産の有無を決定する要因は出生という要因だけである。逆にいえれば、出生が起るか起らないかということが、人口が自己再生産を當むか否かを決定するということである。そこで私は、出生が起り或いは出生が起る可能性をもつ人口を自己再生産人口と

し、出生が起る可能性のない人口を非自己再生産人口として區別することはできると考える。非自己再生産人口は自己再生産人口において再生産された人口をその構成要素とする。この意味で自己再生産人口は発生的〔genetic〕人口であり、非自己再生産人口は派生的〔⁽³⁰⁾congregative〕人口である。集合的人口は発生的人口にその存立を依存する。そこで、人口の本質的なものは、発生的人口、すなわち、自己再生産人口にあるのであつて、この意味において、人口の基本的特長の一つはそれが自己再生産集団たる点にあるということができる。

人口の外にもいろいろの自己再生産集団がある。例ええば、昆虫の集団も自己再生産集団である。繁殖能力〔biotic potential〕と環境抵抗〔environment resistance〕との関係に関する Zweifler の理論式〔一九三二年〕⁽³¹⁾は、昆虫の集団の再生産過程を簡約に示したものである。昆虫の集団と人間の集団である人口とは生物学的集団たる点において共通である。しかし、昆虫の集団とは異つて、人間の集団は、社会的條件、或いは文化的條件を通じて自然環境に働きかけ、或いは自然環境の作用をうける。したがつて、昆虫の集団の再生産要因は原則として、直接自然的條件の支配の下にある。これに反して、人間の集団たる人口の再生産要因は自然的條件の作用を受けることはたしかであるが、それが社会的條件、或いは文化を通じて働くという意味で社会的文化的に規定されている。この点で、人口といふ再生産集団は、一切の自然的な、生物学的な再生産集団と区別されなければならない。私が人口の特質を「社会的な有機的自己再生産集団」というゆえんはここにある。

また、近代経済は資本の再生産過程である。資本はこれを一種の再生産集団⁽³²⁾であると見ることもできる。しかし、資本は「存在する物」の集団であつて、いかなる意味においても、「生きているもの」の集団ではない。したがつて、資本の再生産要因は、全く経済的に

規定されるが、それは「生きているもの」の集團に対しても働く再生産要因とは本質的に相異つてゐる。生物学的再生産を有機的なものとすれば、これに対して、資本の再生産は無機的、機械的である。私が、人口の特質を「社会的な有機的自己再生産集團」であるというゆえんは、ここにある。ただし、このことは必ずしも、人口の再生産を測る形式的方法を資本に適用するよりも拒否するものではない。

- (15) Emory S. Bogardus: *Sociology*, 3rd ed., 1949, p. 4.
例えば、岡倉伯士『無競争集團論の再検証』一書は、昭和二十五年三月。
- (16) 第一・二号 昭和二十五年三月。
上掲註(12)の Reuter の説明はむしろである。
- (17) 寺尾琢磨『統計学の理論と方法』訂正再版 昭和十六年 四一
一四二頁。
- (18) 森田優三『統計学汎論』昭和二十三年 八頁。
- (19) Arthur Freiherr von Fircks は『社会科学の独立の一途』として人口学〔Bevölkerungswissenschaft〕を提唱したが、彼の人口学は(1) Bevölkerungsstatistik と(2) Bevölkerungslehre と(3) Bevölkerungspolitik の三部門に分けられてゐる。彼の第一の説明は実体学的、或いは社会統計派の人口統計学である。〔von Fircks; Bevölkerungslehre und Bevölkerungspolitik, 1898, SS. 1-2.〕人口理論或いは人口学のこの三部門別の体系は、南博士の研究によると〔南亮三郎「人口原理の研究」昭和十八年 六一七頁〕 Robert von Mohl の『国家科学と歴史と文献』第三卷、一八五五年に初まり、L. J. Gerstner の『人口論』一八六四年、G. Rümelin の『人口論』〔Schönberg の経済辞典所載、一八八二年〕 von Fircks の上掲註 M. Haushofer の『人口論』一九〇四年、O. Most 等によってがれた。 Otto Most の『人口論』〔Bevölkerungswissenschaft—Eine Einführung in die Bevölkerungsprobleme der Gegenwart—Sammeling Göschen, 696, 2te Aufl., 1927〕は(1) Bevölkerungslehre と(2) Bevölkerungspolitik の二部に分かれているが、(1)の部はほとんど実体学的人口統計学であるとみられる。
- (20) 最近のフランスの人口学を代表する Adolphe Landry composé avec la collaboration de Henri Brunet, Pierre Depoid, Michel
- (21) Morris Ginsberg: *Sociology*, 2nd impression, 1937, pp. 40-43.
- (22) Emory S. Bogardus: *ibid.*, pp. 4, 515.
- (23) 清水幾太郎「社会学講義」昭和二十五年 一五〇四頁。
- (24) 新明正道「社会学辞典」昭和十九年 一三九頁、一四一—一四五頁。
- (25) 黒川純一「社会学要講」昭和三十六年 五五一五六頁。
なお、参照。
- (26) 福武直・日高六郎「社会学—社会と文化の基礎理論」昭和十七年 七九一八二頁。
- (27) James A. Quinn: *Human Ecology*, 1950, pp. 3-11.
奥井復太郎「現代大都市論」昭和十五年 一〇五—一〇六頁。
shead は、第三章の章 Aggregation で云々“demography”を説明している。——Alfred McClung Lee, edited by: New Outline of the Principles of Sociology, 1946, Part II, Human Ecology by A. B. Hollingshead, pp. 73-74.
- (28) 藤井萬三郎「人口問題」改進社経済学叢書 第七卷 経済学特論(下) 昭和四年 四〇七頁。
- (29) 社会集團について発生的社會集団〔genetic social group〕と集合的社會集団〔congregate social group〕を区別したのが Franklin Henry Giddings である。彼は、人間がその集團の内部に生れ、死に至るまでその集團から離脱し得ないような集團一例えば、家族とか民族とか一を発生的集團であるとし、偶然、誘引または権力によって人間が参加して、何様の組織によって離脱し得る集團を集合的集團とした。〔F.H. Giddings: The Principles of Sociology—An Analysis of the Phenomena of Association and of Social Organization, 1st ed., 1896, pp. 89 ff.〕 Giddings の区分は社會集團の区分であつて、その基準は社會結合關係にある。これに対して私の発生的人口と集合的人口との区分は必ずしも社會集團の区分ではない。区分の基準は人口の再生産要因の作用が完全であるか否かにある。

$$(31) \quad P_2 = P_1 e^{\frac{f}{m+f} (1 - \frac{W}{100})}$$

terly Journal of Economics, vol. 48, 1934.

P_1, P_2 はそれぞれ第一世代及び第二世代の接種密度、 e は産卵数、 f, m はそれぞれ雌雄虫数、 W は死亡数。従つて、 $P_1 e^{\frac{f}{m+f} (1 - \frac{W}{100})}$ は繁殖能力、 $\frac{W}{100}$ は環境抵抗。

環境抵抗の内容は、(1)生物的因子 (2)栄養 (3)物理的因素 (4)棲息密度等、全く自然環境条件で規定される。また、 $P_1 P_2$ の世代間隔も自然的に定められている。

石井 悅 農業昆虫学 第三版 昭和二十七年 八一八九頁

野村健一 昆虫学入門 昭和二十六年 二三二一三三頁。

八木誠政、野村健一編 生態学概説 昭和二十七年 二〇三頁。

人口の自己再生産過程はいろいろに現わされるが、その中最も生物学的な最も簡単な例を挙げれば、女子人口について、

ここに R_0 といわれる純再生産率であつて、女子の年齢別特殊出生率を $f(x)$ 、生命表の生存数を $I(x)$ とすれば、

$$R_0 = \sum f(x) I(x)$$

そして、 $f(x)$ も $I(x)$ も社会階層により、地域社会のいかんによつて著しく異つてゐること、すなわち、社会的に規定されていることが実証されている。また、 $R_0 - 1$ は一世代間隔についての再生産率であるが、平均世代間隔は安定人口における女子の平均出生年齢、すなわち、女子の年齢別出生構成係数を重さとする年齢の加重算術平均であるから、 $f(x)$ と $I(x)$ とによつて定められる。こうして、平均世代間隔も社会的に規定される。

Robert R. Kuczynski: The Measurement of Population Growth, 1936, p. 227.
Alfred J. Lotka: Théorie analytique des associations biologiques, partie II, 1939, pp. 69-70.
森田優三 人口増加の分析 昭和十九年 二二三二二八頁。
館 稔 人口統計講義要綱 再版 昭和二十六年 八五六頁。

(32) ここに集団とは、必ずしも、統計集団を指すものではない。

(33) 例えは、Boulding は人口の再生産率の方法を資本の廻転速度に適用しようとした。

K.E. Boulding: "The Application of the pure theory of population change to the theory of capital"---The Quar-

要するに、人口は、これを人間の集団であると定義することができるが、ここにいう集団とは必ずしも社会集団を指すものでもないし、人類生態学的集団を意味するものでもない。また、それは直ちに統計集団を指すものではなくて、統計集団以前の集団、或いは構想的、抽象的集団である。そして、その根本的な特長の一つは、社会的な有機的自己再生産集団たる点にある。

2 語義

国語辞書における人口の語義の代表的なものとして「ことはのいのみ」のそれをあげると「人の数。ひとかず。(多く、土地につきていふ)」とある。また、「口〔こう〕」は接尾語として「(1)人数をかぞぶるに用ゐる語。(2)家、五〔ごう〕(住民、三万〔さんまん〕)」(2)品物の種類を数ぶるに用ゐる語」とある。美濃日時次郎博士が人口の「口」はものを数える単位であつて、人口とは人の「数」という意味であるとされるのもほぼ同様である。

「人口」という語が、今日の用語と同様の意味をもつて、江戸時代に現われている。例えは、佐藤信淵〔一七六九—一八五〇年〕は『經濟要録』の中では、享保の頃に、我が祖父不昧軒翁の遊歴中に記する所と、此文化の末年に、予が諸州の村々にて記問なせる所とを比較するに、其の人口の減少せしこと莫大なり」といつてゐる。しかし信淵の著書においても「人口」の用語はむしろ少數であり、特例的であつて、当時においては「人別」「人員」「人民」「住民」等の語が一般に用いられたものと思われる。

明治初年における用語例として、明治四年五月、福江藩の異宗徒人口戸数並死出奔調目録」というのがあって、五島福江藩管轄の異宗徒の人口戸数等を家何軒、人何人、生何人死何人、出奔何人と記載している。しかるに同藩明治元年、同二年及び同六年の同様の

調書は「異宗徒人員帳」⁽⁵⁾と記して「人口」の語は見られない。こうして、明治四年の福江藩の調書の「人口」という用語も或いは明治初年の一般的用語というよりもむしろ特例的なものであつたようにもみられる。なお、明治四年刊行の「薩摩辞書」の“population”の訳語をみると、第一に「人増ゆること」とあり、第二に「人民」とあつて、「人口」という訳語は現われていない。

明治初年の統計輸入期における統計学関係の訳書の代表的なものをみると、筍作麟祥訳「統計学」〔明治七年〕、津田真道訳「表紀提綱」〔同七年〕、百田重明訳「統計学大意」〔同八年〕、望月二郎訳「統計須知」〔同八年〕、堀越愛國訳「百科全書、國民統計学」〔同八年〕にはいずれも現在の意味において「人口」の語が用いられている。⁽⁶⁾特に筍作氏の訳書においてそうである。しかし、これ等の訳書を通じて「人民」「民口」「口數」等の語との混用を見逃すことができない。しかるに、明治十二年、日本の近代的入口調査の試験調査として人口統計史上重要な甲斐国人別調が行われたが、「人別調」と称し、報告書中にも「人口」という語は用いられていない。

また、明治十五年刊行の第一統計年鑑は「人口」の部類を設けているが、その部類の各統計表の題名には、「全国人員」「国別人員」「府県及開拓使人員」等のことく「人員」という語を使用し、「人口」の語は全く現われていない。⁽⁸⁾統計年鑑が「人口」の部類の表章に「全國人口」「日本州及諸島嶼別」「人口の疎密」「人口國別」「人口年齢別」等のことく、「人員」を廢して「人口」を用いるようになつたのは明治二十六年刊行の第十二統計年鑑からである。⁽⁹⁾以上のとく、「人口」という語は、少くとも、江戸時代にさかのぼるのであるが、広く一般に用いられるようになつたのは比較的新しいことではないかと思われる。明治初年において、特に輸入期の統計学者によつて「人口」の語が用いられたが、恐らく学者間の用語であつて、一般にはそれ程慣用されてはいなかつたのではない

かと推測される。広く一般に用いられるようになつたのは、明治二十六年の第十二統計年鑑の刊行前より遅い時期ではなかつたのではないかと推測される。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

註(1) 落合直文「日本大辞典」とはのいつみ 編冊第十一版 大正七年六八〇頁。

(2) 落合直文 同上 五二一頁。

(3) 美濃口時次郎「人口理論の研究」昭和二十四年七月。

(4) 酒本誠一郎編「日本經濟大典」第十八卷 昭和四年二〇一頁。

(5) 長崎県立長崎図書館蔵本による。

(6) 統計学社纂輯「統計叢書 第一輯 大正十四年。

(7) 統計院「甲斐國現在人別調」明治十五年。

(8) 統計院「統計年鑑」明治十五年。

(9) 内閣統計局「第十二統計年鑑」明治二十六年。

(10) 水谷良一「人口統計」昭和五年七月内閣統計講習会講演要領昭和五年一頁 比較参照。

(11) もなみに、現在では人口の語が、日常用語としても、ますます広くすべて人の集団を指すものとして用いられる傾があるよう

に思われる。最近の一例を示せば、昭和二十六年十二月十二日付の毎日新聞の東京都の水道料金値上げの記事中、「定額栓は人口五人まで八十五円、人口五人を超える人増すごとに二十二円。」⁽¹²⁾とあるが、この「人口」は最早地域を離れて單なる人の集団の大きさとして理解されている。

欧洲語の人口に当る語は、日本語の人口の語義と大分趣きを異にしている。元来、「population」という語はラテン語の「populatio」に由来しているが、「populatio」という語は奇妙にも荒廃〔désastre, ravage〕を意味しているのであつて全く「dépeuplement」と同様である。

「population」という語が今日のような意味で用いられた最初のものは、Francesco S. Nittiによれば、Francis Bacon〔1561-1626〕の「Essays」〔1597〕においてであつた。Baconは「Of the

true greatness of kingdoms and estates” の中で、何等の定義も説明も與えないとなし、」の語を直訳はねたつて用いている。フランスにおいては、“dépopulation” という語は十四世紀以来用いられたようであるが、“population” という語が現われた最初の書物は Maurice de Saxe [1750死] のものであつた。

今日の意味の “la population” ような語が用られるようになつたのは十八世紀の前半以降であるといふことである。⁽¹²⁾

多くの英語とフランス語の辞典は “population” ような語の二つの意味を区別して掲げている。すなわち、(1) “populate” 或いは “populer” する行為を指すのであって、それは (A) 他動詞としては “人を住まわせる” “住民を與える” の意であり、(B) 自動詞としては “数において増加する” の意である。(2) 今一つは特定の地域における住民の数の意であるとしている。

この語の用法の変化について Nitti は次のように指摘している。すなわち、最初は、主たる必要が市民の数を増加させることであるとみられたがゆえに、population は常に人を増加させる行為の意味に解された。出生率が高かつたりや不規則であつたりやすむ事実、人間の數自体に関心が持たれるようになつて初めてこの語は現在のような意味になつたというのである。⁽¹³⁾

Georg Friedrich Knapp [1842-1926] によれば、初期の学者は “Bevölkerung” ような語を本来の使役的な意味で用いていた。Johann Peter Süssmilch [1707-1767] は “Bevölkerung” は君主の義務であると述べて居るが、自動詞的な意味で使う必要がある。彼の著作の題名においては “menschliches Geschlecht” という

語を用いて “Bevölkerung” の語をしてしなし。⁽¹⁴⁾ 要するに、“population” や “Bevölkerung” も重商主義時代の造語でありて、当時の社会的環境のうちにあつて、最初には “人を住わせる” とか “住民を與える” とかという他動詞を名詞として

用いたものであつたが、人口の多少が問題となるに至つて、漸次 “人が数において増加する” という自動詞として用い、抽象化され、住民の数、或いは人間の集團を意味するようになつたとみられる。欧洲語の人口のこの語義の変化は、人口問題の内容の変遷との関連において重要な事実の一である。

註(12) Adolphe Landry [composé avec la collaboration de Henri Burde, Pierre Depoid, Michel Huber, Alfred Sauvy]: *Traité de Demographie, deuxième édition*, 1949, p. 7.

(13) Francesco S. Nitti: *La population et le système social*, 1897, p. 11.

(14) Francis Bacon: *Essays—Everyman's Library*, 1936, pp. 89-97.

(15) Georg Friedrich Knapp: *Theorie des Bevölkerungs-Wechsels—Abhandlungen zur angewandten Mathematik*, 1874, S. 53.

(16) 高野岩一郎、森戸辰男訳 *バーネスミルヒ神の秩序* 昭和二十四年 献辞 三頁において、“Bevölkerung eines Landes” を “一国の殖民と訳されているのは正”。

なお、歐米の学者は、しばしば生物の集團を “population” ような語で表わしている。⁽¹⁷⁾ 例えば “population density” [種密度]⁽¹⁸⁾ “population genetics” [集団遺伝学]⁽¹⁹⁾ “population ecology” [集団生態学]⁽²⁰⁾ 等々それである。

また、推測統計学では、“population” ような語が “universal”⁽²¹⁾ “population”⁽²²⁾ と同義語として “母集團” を指すものとして用いられる。 “population” ような語は “人間” の集團から、人間のみならず広く “生物” の集團へ、そして生物の集團から、例えば、同一事象の観測値の集團に至るまで、あらゆる統計集團を意味するようになつた。H. Westergaard は人間の “Bevölkerung” についての統計、すなわち、人口統計が統計発達の最初であり、その発達の中心

をなしてあたりと、そして人口統計の他の部門への適用がありますます盛んになつたことが“Bevölkerung”的語をただに人間の集団のみならず、動物、婚姻、農業経営、血球、分子、電子等、すべての同一種類の単位の集団、すなわち、統計集団全般を指すものたらしめたとして、“Bevölkerung”的語義の以上の進化を説明している。(2)

また、Ronald A. Fisherは次のような意味のりとを述べてゐる。“statistics”という語の本来の意味は政治的に一体をなして生活する人間の“population”的研究もふりとであつた。しかるに、統計方法の発達に連れ、“population”を政治的に一体をなす人間の集団や“社会”をなす昆虫の集団に限定する必要はなくなりた。すなわち、統計の本質は、個々の個体の研究ではなくて、個体の“population”すなわち、個体の“aggregates”〔集団〕の研究といふ点にある。いうしや、“population”という観念は、ただに生命のある個体ばかりではなく、物的な個体にも適用さるべきであり、また、單一の観察を一個の個体とみるならば、その観察を繰り返すことは一つの“population”を生じ、広範な実験の結果全体は、この実験について可能なる“population”的に過ぎないと見て差支えないとある。なおまた、平均や標準誤差を計算することは、その“population”について何かを知らうとする慎重な試みの上である。(2)

- “population”または“Bevölkerung”的語の人間の集団から統計集団一般の進化は、人口統計学の発達と統計学全般の発達との関係を物語る重要な事実の一であるところとがでよう。
- (1) 例えは、G. H. L. F. Pitt-Rivers (edited by): *Problems of Population*, Report of the Proceedings of the 2nd General Assembly of the International Union for the Scientific Investigation of Population Problems, 1922, pp. 225-236.
- Alfred J. Lotka: *Théorie analytique des associations biologiques*, première partie, principes, 1934, pp. 4, etc.
- V. A. Kostitzin: *Biologie Mathématique*, Collection Armand Colin, No. 200, 1937, chaps. IV, V, VI, pp. 50-84.
- 我が国では、りのやうな場合、“population”を『個体数』^{（2）}と呼ぶりともある。例えは、
- (18) 八木誠政、野村健一編 生態學概說 昭和二十七年 三九頁。
吉原友吉 ロヂスチック曲線論 昭和二十六年 五頁。
- (19) 野村健一 昆蟲學入門 昭和二十六年 一三七頁。
八木誠政、野村健一編 生態學概說 昭和二十七年 1101頁。
- (20) 例えは、
佐藤良一郎 數理統計學 再版 昭和二十二年 九二頁。
北川敏男 統計學の認識—統計學の基礎と方法 昭和三十三年 一五頁。
増山元三郎 推計學の話 再版 昭和二十三年 一四九八頁。
John F. Kenny: *Mathematics of Statistics*, Part II, 1939, p. 97.
- L. H. C. Tippett: *The Methods of Statistics—An Introduction mainly for Experimentalists*, 1st ed., 1931, p. 11, 2nd ed., 1937, pp. 16-17.
- (21) H. Westergaard und H. C. Nybølle: *Grundzüge der Theorie der Statistik*, Zweite völlig umgearbeitete Aufl., 1928, SS. 430-431.
- (22) Ronald A. Fisher: *Statistical Methods for Research Workers*, 11th ed., 1950, pp. 1-3, 33, 41.

3 意義

第1項で述べたように、定義として、人口は人間の抽象的、構想的集団である。そりや、人口は、りんを生物学的有機体の成長の法則に従う特殊の能力とその限界とをもつ單独の個体の集団であるのみならぬ。この限りにおいて、人口は一つの純粹に生物学的事実である。すなわち、この意味で、人口を自然生物集団の一であらわす見方がある。

しかし、すでに第1項において指摘したとく、廣義における何等かの社会集団に属しない人間を考えることはほとんど不可能である。人口を構成する人間は、現實に、社会の一員として、單数または複数の何等かの社会集団の一員として生存活動しているのである。こうして、人口は、現實に、具体的に——諸規定の総合体としての意。以下同様。——社会生活を営む人間を、共存としての人間の集団、或いはさらに適切には共に考えられる〔“thought together”〕人間の集団として抽象した概念である。

E. B. Reuter は人口という語は、時間と空間とにおいて或る程度の永続性をもつて結び付けられている人間の全ての集団を指す。ただし、この場合、重点は社会組織よりもむしろ数におかれるといつてはいる。人口の概念として、それはやや不明確な感があるが、現實に社会生活を営む人間を社会組織から抽象した集団として考えたものが人口の概念であることを物語つている。

つとに、G. F. Knapp はこの点を明らかに指摘した。すなわち、人間の共同生活を社会制度との関係において観察するならば、それは人間の社会の研究である。社会制度は変動するものであり、その形式の移り変わりは歴史の研究の対象である。人間の共同生活のためには何等かの社会制度が成立することは必然であるが、人間を社会結合関係においてではなく、單なる共存〔Zusammensein〕として観察することは許さるべきである。こうして社会という概念は人口の概念に移行すると。⁽²⁾

概念としての人口は、社会における人間を抽象した構想的集団であつて、生物学的集団として取扱うことを否定するものではないが、現實に人口を構成する個体は社会の一員として、何等かの社会集団に属して具体的に生存し活動している人間の集団である。したがつて、L. von Bortkiewicz [1868-1931] がいつたように、「特定の地域の人口はこの地域に発現する一切の社会現象の眞実の担当者」の集団である。⁽³⁾ また、Otto Most が指摘したように、「国民経済の構成者の總体が人口である。⁽⁴⁾ それゆえに人口現象はその社会の自然的、社会的、經濟的諸條件をことごとく反映して現われる。この意味で特定の地域の人口現象は特定の地域において、特定の發展段階にある社会の生活の所産である」ということができる。

また、人口が、この意味で、社会生活の主体、社会活動の担当者としての人間の集団であるならば、一つの社会の一つの時代が生んだ人口現象は、その社会の将来の存続発展に重要な影響を與える。最近における人文地理学の最も權威ある教科書の一として著名的な「A Geography of Man, 1949」において、P. E. James はいふ。『土地との關係において人間生活を理解するには三つの基本的因素或いは條件の相互作用に関する研究に基礎をおかなければならぬ。それは、生物学的先天的資質〔biological inheritance〕、自然環境及び文化である。地上における人間の配分秩序〔Arrangement〕』の説明はこれ等の要因を三つながら包含するのである。⁽⁵⁾ と、またいう。『地域的差異における基本的要因の一は人口の分布と密度である。』⁽⁶⁾ こうして彼が「人間の地理学」の記述、説明の手段として人口現象を用いたことは、上述の人口現象の性質からみてたしかに聰明であり、成功であつた。ただ、人口学的見地からみれば、地理学における人口の取扱いの常例にもれず、彼においても、一体としての人口現象を取扱うことなく、ほとんど、その最も外形的、機械的な人口の地域的分布と密度とに終始していることは注意を要する。

また、南亮三郎博士は、人口現象の特質のこの間の消息について、次のように述べていられる。すなわち、人口は「……先づ一つの數的大いさである。……かゝる限りに於いて人口は先づ明白に「統計学的」な研究対象を約束してゐる。しかしながらこの人口が何故にまた如何にして生じたかを尋ねるとき、吾々は一方では出生

及び死亡を規定する生理学的な根本事実に衝き当り、他方ではこれを養ひ育てあげる経済的・社会的な生活諸條件に衝き当らざるを得ない。しかもこれらの生活諸條件——その複合体を私は人口の生態と呼んでよい——は人口の存立を規定する根本基礎でありながら、人口はまた自身でそれを不斷に更改して行くのである。こゝに於いて人口は同様に明白に、一方では「生物学的」な、そして他方では「経済学的」及び「社会学的」な接近を許してゐると云はねばならない。……だが人口はそれ以上を要求する。……と、さうに、博士は Louis Kraft が、「自然的統一人口」、「觀念的統一人口」及び「社会的統一人口」の三つの概念規定を試みてゐるのを引照し、人口は「ひとしく人間の聚まりでありながら、人口の概念それ自体もまた種々異なる見地から種々異なる仕方で規定されうるといふ事實を見」、そして、「個別諸科学がそれぞれ特有なる認識の目標を持つものとすれば、何れの概念規定が當を得、何れの概念規定が然らざるかを、決することは個別諸科学の内部に於いては出来ない筈である。」そこで、「あらゆる個別科学的見地から『應立退いて』博士の積極的な概念規定を試みていられる。すなわち、それは自然と社會との生態の中でみずから生き、みずから更新し、そしてみずからこの生態を改変するところの力である」と。こうした人口の概念規定に立脚して、博士は人口学の建設に指向されているのである。

「自然と社會との生態」とい、ましてや「生命体」としての概念規定については恐らく種々の批判があり得るであろう。「人口の生態」とい、「自然と社會との生態」という概念は、博士の説明にもかかわらず、なお一そう詳細な説明と明確な規定を必要とするであろう。「生命体」の観念については、なおさらその感が深い。「生命体」の観念は、ややもすれば、比喩的或いは擬制的な觀念たる印象を與えるか、生物学的生命体觀に引かれるおそれなしとしない。それでもかかわらず、博士が、自然的規定と社會的規定とを統合し

た概念規定を基礎とした人口学建設の壯途に出発せられたことは、何といつても、人口学にとつての貴重な貢献であるといわなければならぬ。『démographie』を人口学と解するならば、『démographie』という語の郷土においては、その研究が盛んになるにつれて、最近、その範囲はますます拡張せられてゆく傾向にある。その研究が盛んになつて、広範な科学となることは望ましいが、しかし無條件にこれを歓迎するわけにはゆかない。『démographie』が『science de la population』であるならば、その対象たる『la population』の意義の深い反省と、明確な概念規定の必要がますます痛感せられるに至つているからである。

さて、また、人口或いは人口現象の上述のいわば社會的側面、經濟的側面に着目して、われわれは初めて人口問題、人口対策等の意味を理解することができる。すなわち、上述のごとく、特定の地域の特定の發展段階にある社會は、それに対応する特定の特色ある人口現象をもつ。また、特定の社會の特定の人口現象は、その社會の存続發展に作用する。こうして、特定の時代の社會がもつ特定の人口現象が、その社會の存続發展に支障を生じ、或いは支障を來すおそれがあると社會が意識する場合に發現する社會の全面的困難がすなわち人口問題である。人口現象は社會の特質によつて異なる。社會の存続發展の要求が何であるかも社會の發展段階のいかんによりて異なる。こうして、異つた地域の異つた發展段階にある社會は異つた内容の人口問題をもつ。すなわち、一口に人口問題といつても、地域により、時代によつて、その具体的な内容はちがつてゐる。人口問題の歴史は古い。しかし、その具体的な内容は常に新しい。この意味で、人口問題は古くして新しい問題である。⁽¹²⁾ 人口問題の歴史的變遷發展については、稿を改めて論じたいと思う。

問題はこれを解決しなければならない。人口問題を解決するため、國家や地方自治体が、人口現象を対象として、すなわち、人口

を増やせうとか、減らそうとか、資質をよくしようとか、人口現象を左右するために行う政策を人口政策という。人口政策は人口現象を直接政策の対象とする点で他の政策と区別される。

人口問題を解決するために人口政策が必要であることはいうまでもないが、人口政策だけで人口問題が解決されることは限らない。例えれば、人口問題を解決するために、食料や原料の生産力を高めて人口を養う力を拡充する政策も必要である。しかるに、これは農業を政策の対象とするから農業政策であつて、上述の意味の人口政策ではない。また、人口を支持する経済力を高めるために、工業を盛んにする政策をとることも必要である。この場合、人口問題を解決することを目的としていても、政策の直接の対象は工業であるから、それは工業政策であつて人口政策とはいえない。どうして、目的は人口問題の解決ということであるが、政策の直接の対象とするところが人口現象以外のものである政策もある。人口問題を解決するためにはこうした政策も必要である。そこで、人口問題の解決をめざす総ての政策——人口政策をも含めて——を人口対策、または、人口問題対策と呼んで人口政策と区別することが適当であろう。⁽¹³⁾

- 註(1) Edward B. Reuter: *Population Problems*, 2nd ed., 1937, pp. 2-3.
(2) G. F. Knapp: *Theorie des Bevölkerungs-Wechsels*, 1874, S. 53.
(3) Ladislaus von Bortkiewicz: *Bevölkerungswesen*, 1919, S. 3.
(4) Otto Most: *Bevölkerungswissenschaft—Eine Einführung in die Bevölkerungsprobleme der Gegenwart*, 2te Aufl., 1927, S. 5.
(5) Preston E. James with the collaboration of Hibberd V. B. Kline: *A Geography of Man*, 1949, p. 164.
(6) P. E. James: *ibid.*, preface, p. V.
(7) この点は誤り、石田龍次郎教授が、人口の地域的分布を論ずる

に当つて、人口の構造を考慮することが重要であることを指摘されその分析を試みられたことは適切である。——石田龍次郎『人口の分布と密度』岩波講座地理学「人文関係諸論」昭和九年一五一一六頁。

(8) 南亮三郎 人口原理の研究 昭和十八年 一六頁。

(9) なお L. Kraft の人口範疇については、寺尾琢磨 人口理論の展開 昭和二十三年 二五九—二六〇頁参照。

(10) 南亮三郎 人口原理の研究 昭和十八年 二五三—二五四頁。

(11) 寺尾琢磨博士は、上述のごとく、地域を人口の概念の要素として定義された後、地域を要素とするゆえんを明らかにし、人口を経済共同体として規定し、この見地から、人口理論、人口問題及び人口政策を規定されている。

(12) 寺尾琢磨 人口理論の展開 昭和二十三年 五十九頁。

かに説明したかについて以下比較参照。

大場実治 人口問題と食糧問題 大正九年 二二一—二三頁
米田庄太郎 現代人口問題 大正十一年 一一二—一二頁

(13) 矢内原忠雄 人口問題 昭和三年 四〇—四一頁。

下村 宏 人口問題講話 昭和三年 一八頁。

玉井 茂 『人口問題』一大思想エンサイクロペディヤ 昭和四年 一七四—一七五頁。

藤井萬三郎 『人口理論』一改造社経済学全集 第十七卷 昭和四年 三五—三六頁。

永井 亨 『人口論』一日本評論社 現代経済学全集 第二十二卷 昭和六年 一八八—一九一頁。

柳澤保惠 財团法人人口問題研究会人口問題講演集 第二輯 昭和九年 一一一二頁。

東郷 実 人口問題と海外発展 昭和十一年 三一四頁。

柳澤保惠 財团法人人口問題研究会人口問題講演集 第四輯 昭和十二年 一〇一一八頁。

上田貞次郎 日本人口問題研究 第三輯 昭和十二年 一七頁。

美濃口時次郎 同上 四一—四三頁。

高田保馬 『人口政策について』一經濟論叢 昭和十二年七月。

南亮三郎 人口理論と人口政策 昭和十五年 九一一〇頁。

岡崎文規 『わが国の人口問題と人口政策』一厚生省人口問題研

(13) 究所編 現下の人口問題 上巻 昭和二十四年 三頁。

矢内原教授は次の労作において『人口問題の対策』或いは『人口問題対策』という語をもつて、私のところにいう『人口対策』とほぼ同様の意味で用いられている。しかし、何ゆえにこの語を用いられたか、『人口政策』といかに区別するかについては論及されていない。印象としては、政策論に対して具体的対策を指していられるようと思われる。

矢内原忠雄『人口問題』—社会経済体系 第十五卷 昭和三年 二九三一三〇三頁。

Harold F. Dorn: "Pitfalls in Population Forecasts and Projections"—The Journal of the American Statistical Association, Sept., 1950, Vol. 45, pp. 311-344.
また、上述の見地を最も総合的に代表するものは、イギリス人口委員会の諮問に対するイギリス統計委員会の次の報告書である、Reports and Selected Papers of the Statistics Committee—Papers of the Royal Commission on Population, Vol. II, 1950.

11 人口統計集團

4 定義

社会現象や自然現象についていろいろの経験的、客観的な標識を與えて、いろいろの統計集團を作ることができる。統計集團の標識として人間を與えた場合の統計集團、すなわち、人間を集團標識とする統計集團、すなわち、この意味においての人間の統計集團を人口統計集團といふ。したがつて、人口統計集團は、統計集團としてみた人口に外ならない。

人口統計集團は、統計集團の本質上、経験的、客観的な標識によつて、時間的及び空間的に限定されなければならない。⁽⁴⁾ここにいう空間とは單に地域のみを指すものでないことをいうまでもない。

要するに、定義として、人口は人間の抽象的構想集團であつて自然生物集團の一として取扱うこともできるが、現実に、具体的に、社会集團に属して社会生活を営む社会生活の主体たり、社会活動の担当者としての人間を共存として抽象した概念であることを重要視しなければならない。現実にわれわれは、社会の重要な問題として人口問題を持ち、これに対し人口対策の努力がなされるのである。人口は社会生活を営む人間の集團であるから、一つの社会の人口現象はその社会の自然的、社会的、経済的諸條件を最も集約的に反映し、また、社会の存続発展に重大な影響を與えるのである。こゝで、人口現象は、社会現象や経済現象との関連において取扱われる場合、最も重要な意味をもつといわなければならぬ。

註(14) 第二次大戦後における人口研究の一つの特長ある傾向は、人口現象の抽象的取扱いに対する批判反省と人口現象や経済現象との関連に関する研究がさらに重要視される至つたことである。この傾向は人口研究のほとんど全面に現われているといつてよいが、国際連合経済・社会理事会がこの問題を取上げていることによつて代表される。

人口統計学について、次の論文は『将来人口の推計』を『将来人口の予測』とみて從來の推計方法を批判して、それが抽象的であることを指摘し、具体的に社会的経済的條件を方法上考慮するなどの必要を要望している。

註(1) 自然現象についても統計集團は成立すると解する。

寺尾琢磨 統計学の理論と方法 改訂再版 昭和十六年 自序

八一一一頁 本文三三一三四頁

有澤廣巳 統計学導論 上 第三版 昭和二十二年 四九頁。

森田優三 統計学汎論 昭和二十三年 一六頁以下。

米澤治文 統計学 昭和二十三年 一二三頁以下。

(2) 総ての統計單位に共通なる属性。『集團の標識』『等質性』或いは『統一性』。

森田優三 統計概論 初版 昭和七年 二頁。
寺尾琢磨 統計学の理論と方法 訂正再版 昭和十六年 三六頁

米澤治文 上掲書 五頁。

(3) 人口統計集団を特に積極的に定義したものは意外に少い。寺尾博士は『人口統計の対象たる人口集団は生物学的に規定された人類の範疇に属する個人即ち単位の結合されたもの』と定義された。

寺尾琢磨 上掲書 五六頁。

なお、人口統計集団のことと『人口集団』ということもある。

寺尾琢磨 上掲書 三六頁。

森田優三 統計概論 初版 昭和七年

二十三頁。

『人口集団』という語は、『人口の集団』とか次の本稿⁵、註⁽⁶⁾のいわゆる人口集団とかと混同するおそれがあるので、この稿では『人口統計集団』に統一する。

(4) 森田優三 統計学汎論 昭和二十三年 八頁。

5 特長

(1) 人口統計集団の集団標識は人間であり、その統計単位は一人一人の人間である。

(2) 第1項で定義した人口の概念に、これを経験的、数量的に捕えるために、時間的空間的限定を與える場合、直ちにそれはそのまま人口統計集団となる。すなわち、統計集団以前の集団としての人口が予め存在し、これを統計集団として規定した場合、人口統計集団が成立する。この意味において、人口統計集団は『存在統計集団』である。『存在統計集団』であるということは、その形成に意識規定が働くことを排除するものではない。統計集団以前の集団としての人が、すでに、『共にあると考えられる』人間の集団とみられることは第3項で指摘したところである。この点については『存在統計集団』とこれに対応する『解析統計集団』との区別について、中川友長博士が述べられる通りである。すなわち、『しかし如何なる集団も、我々の統計的と限らず何等かの意識規定を経ずには集団として認識されぬのであるから、この意味においては、如何なる集団も我々が作った集団である。従つてこの区別は、意識規定のみを

加へることによつて作られた集団であるか、或ひはこの意識規定を加ふるのみならず、更に之によつて、集団の構成要素として指定せられるものを我々が蒐集累積することによつて作つた集団であるかの別にその基礎を置くものとせねばならぬのである。⁽¹⁾

(3) 方法学としての統計学において、社会的統計集団と自然的統計集団とは、その構成の原理を異にし、したがつて、その取扱いを異にする。しかし、自然的統計集団であるか、社会的統計集団であるかということは必ずしも統計集団の固有の性質であるとは考えられない。方法学としての統計学は、統計集団を作るべき現象が自然現象であるか、社会現象であるかを定めることはできない。いかなる科学の立場から、いかなる目的をもつて、特定の現象について統計集団を作り、これを捕捉し分析するかという個別科学の立場とその目的に従つて、その統計集団が自然的統計集団として取扱われるか、社会的統計集団として取扱われるかが定められるべきである。

人口という集団が自然生物集団の一であるとも見られ得ることは、すでに、指摘した通りである。人口を自然生物集団の一であると規定すれば、その規定の上に成立する人口統計集団の性格は自然統計集団である。広く生物集団の分析の理論を体系化した Alfred James Lotka [1880-1949] は、總ての生物集団の集団形式の分析的研究を生物学の新しい部門として „démologie général“ と呼び、そして人口分析の理論、特に自己再生産力の理論をその特別な場合における適用であると考えた。このような Lotka の理論、中でも安定人口の理論が、種々の批判にもかかわらず、とにかく、第一次大戦後の人口学、人口統計学或いは生物学の発達に重要な貢献を遂げたことは明らかな事実である。

しかし、人口現象は社会現象として規定することができるし、それが人口現象の考察上極めて重要であることは、すでに、第3項で述べたところである。多くの場合、人口現象は社会現象として捕え

られ、したがつて人口統計集団は社会的統計集団として規定された。かつて、人口は、具体的に、社会生活の主体たる人間の集団として理解された。その最も代表的なものが、社会統計学派の大成者 Georg von Mayr の規定である。von Mayrによれば、統計学は

社会的統計集団 [soziale Masse] から統計観察によつて法則を見出す実体的社會科学であつて、精密社會学 [exakte Gesellschafts-

lehr] に外ならない。この意味における彼の統計学の対象たる社會的統計集団は、彼によれば、次の二つの種類に分かれる。すなわち「社会的統計集団」とみられるものには、社会關係に立つ個々の人間、そのものの総体 [die Summen der in gesellschaftlichen Beziehungen stehenden menschlichen Individuen selbst] があるのみならず、また、りの個々の人間にとつて意味をもつ現象の総体 [die Summen der für diese Individuen bedeutsamen Erscheinungen] である。この現象の後に残留する外部的な作用結果の総体 [(die Summen) der bleibenden äusseren Folgewirkungen dieser Erscheinungen 集団結果 (Masseneffekte)] がある。このよう

い von Mayrにおいては、りりじきや、人口統計集団は、社會現象の主体として社會關係における人間それ自体の集団として、社會的統計集団の一として規定される。

(4) 人口統計集団の一つの統計単位はこれを次のような線分で書き表わすことができる。

出生の時刻 (t) 年齢 (x) 観察時刻 死亡の時刻 (t)

この線分を生命線 [life line, Lebenslinie] とするもある。人口統計集団は生命線としら「線の集団 [Streckenmasse]」であり、「持続集団 [Bestandsmasse]」であり、靜態統計集団である。

なお、出生の時刻 t と觀察の時刻 τ とは人口統計集団の統計單位を時間的に規定し、したがつて、人口統計集団を規定する。 t と τ との間には次の三つの基本的関係が存在する。

$$\tau = t + \sigma$$

$$t = \tau - \sigma$$

(5) 第1項で一言したように、人口には自己再生産を當む發生的人口と自己再生産を當まない集合的人口とが考えられるが、人口の本質的特長は自己再生産人口にある。しかるに、上述のことく、人口統計集団は統計集団としてみた人口に外ならないのであるから、人口統計集団の本質的な特長もまた自己再生産集団たる点にある。また、自己再生産集団としての人口統計集団の特長が社会的、有機的、自己再生産集団たる点にあることも、人口について指摘した通りである。

(6) 人口統計集団の大きさ、すなわち、形式を人口の量といい、人口統計集団の分類結果、すなわち、構造、或いは内容を人口構成または人口の質といふこともある。しばしば、單に「人口」といつて人口統計集団の大きさを指すことがある。

人口構成は人口統計集団の分類結果であるから、分類標識の性質いかんによつて人口構成には種々の種類を生じる。

(1) 量的な分類標識による Heterograd の人口構成を (A) 量的構成といい、質的な分類標識による Homograd の人口構成を (B) 質的構成という。量的構成は度数分布である。例えば、年齢別構成は量的構成であり、男女別構成は質的構成である。この区分は、特に、統計学上重要である。

(2) 分類標識の性質が自然的、社会的、經濟的或いは文化的であることによつて、人口構成を (A) 自然的構成 [男女別構成、年齢別構成等]、(B) 社會的構成 [配偶關係別構成、出生地別構成、信

教別構成等)、(C) 経済的構成〔職業別、所属産業別構成等〕、或いは(D) 文化的構成〔教育程度別構成〕に分けることがある。この区分は人口構成の分析、説明上重要である。

(3) 分類標識の個別科学上の性質によつて、人口構成を(A) 人口学的構成〔男女別、年齢別、出産力による構成等〕、(B) 人類學的構成〔人種別、国籍別、常用語別構成等〕、(C) 社会学的構成〔配偶關係別、出生地別、世帯上の地位別構成等〕、(D) 経済學的構成〔職業別、所属産業別、所得階級別構成等〕、(E) 公衆衛生學的構成〔体力別構成等〕に分けることもできる。この区分は人口構成の分析、説明の原理をいかなる科学の部門から援用するかという点で重要である。

(4) 分類標識とは、統計集團の一部分の統計單位がもつ共通の属性に外ならない。統計單位の属性には、男女の別、人種の別、出生地の別等、変化しないものと、年齢、配偶關係、職業、所属産業の別等変化するものがある。そこで、変化する分類標識による構造を(A) 可変構造、変化しない分類標識による構造を(B) 不変構造として人口構成を二種に分つことができる。この種別は後に述べる構造の変動の分析において、特に重要である。

(5) 單一の分類標識による人口統計集團の分類結果を(A) 單一構造といい、複数の分類標識による構造を(B) 複合構造といふ。複合構造は單一構造を組み合わしたものと考えることができる。男女別構成は單一構造であり、男女年齢別構成は複合構造である。

(A) 單一構造は、これを(a) 單一不变構造と(b) 單一可変構造とに分けることができる。これに対して、(B) 複合構造は、これを(a) 不変構造のみの複合構造〔例えば、人種別男女別構成、出生地別男女別構成〕と(c) 不変構造と可変構造との複合構造〔例えば、男女年齢別構成〕との三つに分けて考えることがで

きる。(a) と(b) とは同質的複合構造であり、(c) は異質的複合構造である。

家族及び世帯を、それぞれ社会的単位、経済的単位と考え、人口統計集團の中間単位として人口構成を作ることもできる。いわゆる分子的人口靜態統計における構造がそれであつて、分子的構造といふこともできる。これに対して以上に述べた構造は原子的構造である。分子的構造は出生力考察上特に重要である。分子的構造も以上に準じて区分することができる。人口構成を(A) 量的原子的構成、(B) 質的原子的構成、(C) 量的分子的構成及び(D) 質的分子的構成に分けることがある。¹¹ この複合構成は統計学的に重要な点である。

例えば、或る一つの地域の人口は、これを人口統計集團の構造という点からみると、いろいろの分類標識によるいろいろの構造部分、部分集團、或いは「人口集團」から成り立つてゐる。これ等の部分集團の中には、例えば「就業人口」というような非自己再生産部分集團もあり、夫の職業で分けた夫婦の集團とか、特定の遺伝的疾患もしくは特定の疾病にかかりやすい遺伝的な性質をもつた集團とかというような自己再生産部分集團もある。非自己再生産部分集團は自己再生産部分集團との間における統計單位の交流によつて有続してゆく。また、社会的、經濟的見地からみた各種の自己再生産部分集團はそれ相異つた自己再生産力による。すなわち、それぞれ相異つた自己再生産速度によつて自己再生産運動を営んでいる。換言すれば、一つの地域の人口統計集團の自己再生産部分集團の自己再生産速度はそれぞれ相異つてゐる。これ等が一つの地域の人口統計集團の自己再生産速度として総合されている。社会的經濟的自己再生産部分集團の再生産速度のいかんは人口学上、或いは社会学上、根本的に重大な問題である。また、遺伝生物学的自己再生産部分集團の自己再生産速度の差異は、人口

学上いわゆる質的問題として重要な意味をもつてゐる。人口現象の基本的特質を自己再生産運動、或いは自己再生産集団現象たる点に認めるならば、一つの人口を、相異なる再生産運動を営む部分集団の統体として、すなわち、再生産構造として理解する事が基本的に重要である。

- (1) 中川友長、岡崎文規 統計学要綱 昭和十七年 一五頁。
　　鷲川虎三 統計利用に於ける基本問題 第九刷 昭和十七年
　　六八一八七頁比較参照。
- (2) 中川友長、岡崎文規 統計学要綱 昭和十七年 一六頁。
　　森田優三 統計学汎論 昭和二十三年 八十九頁。
- (3) 高木秀玄 統計と推計の理論 昭和二十六年 三三頁比較参照
- (4) Alfred James Lotka: Théorie analytique des associations biologiques, premier partie, principes, 1934, pp. 3-4, deuxième partie, Analyse démographique avec application partculière à l'espèce humaine, 1939, pp. 5-6.
- (5) Georg von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre. Erster Bd. Theoretische Statistik, 2 te Aufl., 1914, S. 5. 説文は、大橋隆憲 ゲオルク・フォン・マイヤー 統計学の本質と方法 再版 昭和十九年 一二二頁。
- による。ただし、私の用語の関係上、『社会集団』という訳語はこれを『社会統計集団』という語とおきかれた。
- (6) Wilhelm Winkler: "Allgemeine Theorie des Bevölkerungswechsels" —Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. II. 4 te Aufl., 1924, S. 643.
- Wilhelm Winkler: Grundriss der Statistik, Bd. I, Theoretische Statistik, 1931, S. 17.
- Georg von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre, Erster Bd. Theoretische Statistik, 2 te Aufl., 1914, SS. 49-50.
- 森田優三 統計学汎論 昭和二十三年 一一一-一一一頁。
　　館 稔 人口統計講義要綱 再版 昭和二十六年 三九一四六頁 参照。
- (7) 先天的及び後天的資質に関する公衆衛生学的、文化的標識による構造を狹義の人口の質といふ事もある。
　　また、人口統計集団の特定の構造的部分、すなわち、人口統計集団の特定の部分集団を特定の人口集団 [Bevölkerungsgruppe]

6 変動

(1) 形式の変動

人口統計集団の統計単位の増減を人口統計集団の、或いは人口の大さの変動、形式的変動または量的変動といふ。

静態統計集団の形式的変動に固有の本質的な過程は統計単位の発現と消失によるのであつて、G. von Mayr のいわゆる統計単位の変換或いは更新の過程 [Wechselvorgänge] やある。人口統計集団は静態統計集団であるから、その形式的変動の過程は、統計単位の(A) 発生 (B) 消滅 (C) 参加及び(D) 離脱の過程である。すなわち、人口統計集団の統計単位は(A) 出生によりて発生し (B) 死亡によりて消滅し (C) 流入によりて参加し (D) 流出によりて離脱する。

以上の四つの要因の中一つの要因が起つても人口統計集団の統計単位の数は変動する。すなわち、人口統計集団の形式的変動が起る。また、これ等四つの要因以外の要因によつては人口統計集団の大さは変わらない。そこでこの四つの要因を人口統計集団の大さを決定する要因、或いは形式的決定要因といふ。

これ等の四つの要因と形式的変動との一般的関係はこれを次の式で表わすことができる。観察の基準となる時刻の人口を P_0 、 N 年後

— 20 —

ヒューリスチック。 — 例えど H. Westergaard und H. C. Nybølle: Grundzüge der Theorie der Statistik, 2 te Aufl., 1928, SS. 437, 441.

(8) 森田優三 統計学汎論 昭和二十三年 一一一-一一一頁。

(9) 例えど

Franz Hiess: Methodik der Volkszählungen, 1931, SS. 38ff.

(10) 岩崎文規 國勢調査論 昭和十一年 一一九-一一九頁。

F. Hiess: ibid., SS. 38-39, 223-232.

(11) 例えど Margaret Jarman Hagood: Statistics for Sociologists, 1947, p. 750.

の人口を P_N 、 N 年間ににおける出生、死亡、流入及び流出をそれぞれ

$B(N)$ 、 $D(N)$ 、 $U(N)$ 、 $W(N)$ とすれば、

$$P_N - P_0 = B(N) - D(N) + U(N) - W(N) \quad (1)$$

式(1)を単位時間についての平均で表わすために、その両辺を N で割つて、

$$R = B - D + U - W \quad (2)$$

とすることがある。

また、式(1)を統計比例数で表わすためにその両辺を P_0 または N 年間の平均人口 P で割つて次のように書き表わすこともできる。⁽³⁾

$$r(N) = b(N) - d(N) + u(N) - w(N) \quad (3)$$

これ等の式は人口統計集団の大きさを決定する要因とその大きさとの関係を物語る基本的な式であつて、これ等の式を人口学的方程式 [demographic equation] ということもある。⁽⁴⁾

人口統計集団の大きさを決定する四つの要因の中、自己再生産集団としての人口統計集団の自己再生産を直接決定する要因は出生と死亡とであつて、この意味において、この二つの要因を再生産要因という。

また、以上の四つの要因の中、出生と流入とは人口統計集団の統計単位の数を増加せしめるから、この二つの要因を積極的要因といい、これに反して統計単位の数を減少せしめる死亡と流出を消極的要因といいう。

以上の四つの要因は不斷に起り、または起る可能性がある。したがつて人口統計集団の大きさは不斷に変動し、或いは変動する可能性の下にある。

死亡に対する出生の超過、すなわち、 $B(N) - D(N)$ を N 年間に自然増加といふが、人口統計集団の統計単位の発生的、内在的、本原的、的同質、有機的、理論的増加であり、自己再生産集団としての人口統計集団の再生産総量を現わす。自然増加による形式的変動

を自然的変動といふ。

流出に対する流入の超過、すなわち、 $U(N) - W(N)$ を N 年間の社会増加といふが、人口統計集団の統計単位の非発生的、外来的、派生的、異質的、機械的、非理論的増加である。流入と流出とを人口移動と総称する。一つの人口統計集団の部分集団間について、あるいは二つ以上の人口統計集団について、流入と流出とを、それ等の相互関係においてみた場合、これを人口統計集団の統計単位の交流といふ。社会増加による形式的変動を社会的変動といふ。

人口移動は、人口統計集団の自己再生産結果の攪乱要因である。⁽⁵⁾ また、人口統計集団の形式の変動と自己再生産結果との矛盾が社会増加であり、その過程が人口移動である。人口現象を考察する場合、人口移動がもつ本質的に重要な意義はここにある。

自然的変動と社会的変動とのいづれか一方だけで起る形式変動を單純形式変動といい、これ等両者による形式変動を結合形式変動といいう。

集合的人口、すなわち、非自己再生産的、人口統計集団の人口学的方程式は、定義によつて、次のようである。

$$P_N - P_0 = U(N) - W(N) - D(N) \quad (4)$$

$$\frac{P_N - P_0}{N} = U - W - D \quad (5)$$

$$r(N) = u(N) - w(N) - d(N) \quad (6)$$

註(1) 動態統計集団も統計集団としての形式と構造とをもち、共に変動する。しかし、動態統計集団の大きさは統計単位の発生のみによつて決定され、統計単位の消滅や参加や離脱はこれを考へることができない。動態統計集団の構造は異質的な統計単位の発生のみによつて決定される。

(2) この項註(5)

(3) 人口増加割合、或いは人口増加率、普通出生率、普通死亡率、流入率及び流出率という人口統計学上の統計比例数が、それぞれ人口学的方程式の項として規定されるところに注意しなければならぬ。

ない。換言すれば、普通出生率、死亡率、流入率及び流出率は、必ず第一に、人口増加率との人口学的関係において意味をもつとすることである。なお、人口統計学の見地からいえば、式(1)の両辺を(A)観察基準時の人口、 P_0 で割った場合と(B)観察期間の平均人口、 P で割った場合との二種の比例数が規定されている。

(4) 例えば、

Kingsley Davis: Human Society, 1950, pp. 551-552.

H.Westergaard und H.C.Nybølle: Grundzüge der Theorie des Statistik, 2 te, Aufl., 1928, S. 431.

Alfred J. Lotka: Théorie analytique des associations biologiques, deuxième partie, 1939, p. 7.

V.A. Kostitzin: Biologie Mathématique, 1937, pp. 14-16.

ちなみに、高田保馬博士は、(1)「人口学的方程式」とは別の意味で、『人口方程式』の概念を用いていられる。博士の『人口方程式』は人口と経済との関係に関する原理的なものであつて、生活標準 S 、人口の量 B 、生産力 P 及び分配係数 d との関係を規定された $d \cdot P = B \cdot S$ である。[高田保馬「人口と貧乏」第三版 昭和四年一八〇—一九三頁] 南亮三郎博士は、「人口における秩序」と『人口の原理』とを区別されるが[南亮三郎「人口原理の研究」昭和十八年五一頁]、さる観念からいえば、ここに掲げた『人口学的方程式』は『人口の秩序』に関する基本方程式であり、高田博士の『人口方程式』は、『人口の原理』に関する方程式である。また、ここにいう『人口学的方程式』は人口の形式に関する方程式であり、高田博士の『人口方程式』は経済と人口との関係に関する機能的な方程式であるともいえる。

(2) 構造の変動

人口統計集団の構造の変動は、その内容の変動であり、量的変動に対して質的変動であるといふことができる。

(A) 人口統計集団の構造の変動は、その形式の変動とは独立に統計単位の属性の変化によつて起り得る。このような人口統計集団の構造の変動を構造の單純変動と名付けよう。例えば、一つの人口統計集団において、何等の形式の変動が起らない場合、一組の結婚が発生したとする。すると一人の男子が無配偶でなくなりて有配偶

に変わり、一人の女子についても同様の変化が同時に起る。こうして、結婚の発生を要因として統計単位の配偶関係という属性の変化が起り、その結果、配偶関係という属性を分類標識とする人口統計集団の男女の配偶関係別構成という構造が変動する。このように構造の單純変動が発生する一般的な過程は、(a)統計単位の属性を変化させるような要因の発生 → (b) 統計単位の属性の変化 → (c) その属性を分類標識とする人口統計集団の構造の変動、という形で現われる。

したがつて、構造の單純変動は、何等かの要因の発生によつて統計単位の属性が変わり得るような属性を分類標識とする構造についてのみ発生し得るわけである。すなわち、構造の單純変動は私いわゆる可変構造のみについて起り得る。

(B) 人口統計集団の形式の変動の要因、すなわち、出生、死亡、流入及び流出は特定の属性をもつた統計単位を発生、消滅、参加及び離脱せしめることによつて、人口統計集団の構造を変動せしめる。こうして、(A)で述べた統計単位の属性の変化によつて生じる構造の單純変動に対し、異つた属性をもつ統計単位の増減によつて生じる構造の変動、すなわち、形式の変動と結合して発生する構造の変動を区別することができる。⁽⁵⁾これを構造の結合変動と名付ける。不変構造について起り得る構造の変動はこの結合変動である。

なお、結合構造変動には(a)自然的変動と結合したものと(b)社会的変動と結合したものと(c)自然的変動と社会的変動との両者、すなわち、結合形式変動と結合したものとに区別することができる。自然的変動と結合した構造変動は、自然的変動の性質上、規則的であり安定的であることを特長とする。

*再版 昭和十九年 一一六頁。

Georg von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. II,
Bevölkerungsstatistik, 2 te Aufl., 1926, SS. 233-235, 650 ff.

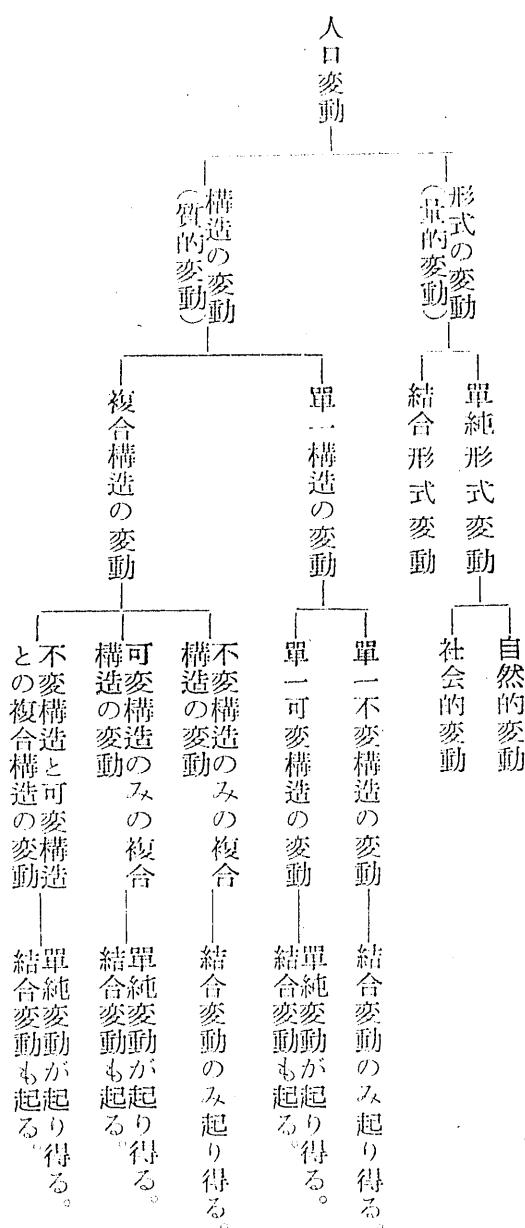
る変動現象〔Bewegungsscheinung〕を“Wechselvorgänge”，と“Entfaltungsvorgänge”[※]に区別する。そして静態統計集団が統計単位を導入し、ある者は排出する過程を“Wechselvorgänge”[※]、靜態統計集団に量的変動は起らないが、その統計単位の一部分に一般に有意義な質的变化が生じる過程を“Entfaltungsvorgänge”[※]した。この観念に基づいて“Bevölkerungsbewegung”を“Bevölkerungswechsel”[※] “Bevölkerungsentfaltung”[※]と“Bevölkerungsentfaltung”[※]とは区分した。彼の“Bevölkerungswechsel”[※]は私が提議した人口の形式の変動と一致する。彼の“Bevölkerungsentfaltung”[※]は私が提議した構造の単純変動に該当する。

Georg von Mayr: Begriff und Gliederung der Staatswissenschaft, 4 te Aufl., 1921, S. 212.
Georg von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. I
Theoretische Statistik, 2 te Aufl., 1914, S. 50.

大槻謙[※] 訳 ケオルク・ハッカ・ベヤ統計学の本質と方法*

(3) 形式の変動と構造の変動との関係

一般に、特定の時刻における人口統計集団の構造は、既往における自己再生産結果であると同時に、今後における自己再生産条件をなすものである。したがつて、自己再生産集団たる特質に重点を置いて人口統計集団の変動を考察する場合、その形式の変動と構造の変動との関係を明らかにすることは基本的に重要である。この関係に着目して私の考える人口変動の種別を表示すれば次のようである。



理論上、封鎖人口〔流入及び流出の起らない人口、closed or isolated population〕を仮定することがある。封鎖人口における形式の変動は、出生と死亡、すなわち、再生産要因だけで起り、結合構造変動は自然的変動と結合した構造変動だけが起るわけである。逆に[※]いえば、自然変動だけを抽象した理論上の人口が封鎖人口である。⁽⁷⁾ 封鎖人口の不变構造の変動は出生と死亡とを通じてのみ起る。今、男女別の構造をとれば、この構造は出生率と出生性比と男女別死亡率とによつて決定される。可変構造の変動が再生産要因による形式

の変動、すなわち自然的変動と構造の單純変動との結合によつて起ることはいうまでもない。

封鎖人口において、男女別に年齢別特殊出生率と年齢別特殊死亡率とが一定であるという條件の下に、一定の自然増加率で形式の変動を行い、男女各別に、年齢別人口構成という特定の可変構造が一定となるような人口統計集團を考えることもある。安定人口 [stable population] がすなわちそれである。また、安定人口において自然増加率が0となつて形式の変動が全く起らず、これにともなつて男女各別に年齢別構成の変動も全く起らないような人口を想定することもある。静止人口 [stationary population] がすなわちそれである。

註(6) もとより、封鎖人口以外、通例は、人口移動によつて攪乱され

ているが。——自己再生産結果が攪乱された状態が人口の形式の変動に外ならない。

(7) 封鎖人口は實際人口 [理念人口 ideal population] に対しても存在するが、ほとんどそれは地球の

人口だけである。

(4) 人口靜態と人口動態

人口統計集團の形式の変動と構造の変動とは相互に独立に、或いは多くの場合、相結合して常に発生し、或いは発生する可能性のもとにある。人口統計集團の形式の変動と構造の変動とを人口変動、或いは人口動態といふ。これに対し、不斷に変動する人口統計集團を一つの瞬間ににおいて切斷し、そこに止めて考察した場合、これを人口靜態といふ。人口動態は人口統計集團の常態である。したがつて、人口靜態は人口動態の一つの瞬間映像である。

人口靜態と人口動態の区分は、その性質上、人口統計學上の区分というよりも人口学上の区分とみるべきであろう。人口統計として

重要なのは、人口靜態と人口動態との區別よりもむしろ、人口靜態統計集團と動態統計集團との区分である。しかるに人口動態統計集團は、後に述べるように、人口動態を規定する出来事たる要因の統計集團である。そして、靜態統計集團と動態統計集團との区分の基準はその統計單位が時間的に持続性をもつか否かということにある。

(5) 人口動態統計集團

人口統計集團の大きさを決定する要因、すなわち、出生、死亡、流入及び流出と構造の單純変動を決定する要因の中、結婚、離婚、疾病・傷害・治癒の発生、職業及び所屬産業の転換等等、これに、出生と死亡の中間にあつて、出生及び乳児死亡考察上重要な胎兒死亡 [fetal deaths] (死産) を加えて、人口統計集團の変動の要因、或いは人口動態の要因といい、これ等の出来事を人口動態上の出来事、或いは事件といふ。

出生と死亡とは、上述の生命線の両端の点で表わされる。結婚、離婚、疾病・傷害・治癒の発生、職業及び所屬産業の転換、等々もこれ等を生命線上に書きこむとすれば、いづれも生命線上の点で表わされる。このように、人口動態上の事件の統計集團の統計單位は時間的に非持続的であつて、これ等の統計集團は「點の集團」 [Punktmasse] であり、瞬間的出来事の集團 [Ereignismasse] であり、動態統計集團 [Bewegungsmasse] である。⁽⁹⁾ 人口動態上の事件の統計集團を人口動態統計集團といふ。

なお、ここに注意すべきは、人口動態上の事件の集團と動態上の事件が含む人口統計集團の統計單位の集團、或いは、動態上の事件当事者の集團⁽¹⁰⁾とは常に必ずしも一致しないことである。例えば、單産の場合も、複産の場合も、ともに出産の発生件数を一件とみるのが通例である。この場合には、單産については出生一件について人口統計集團の統計單位は一個だけ発生し、胎兒死亡一件については統計單位はいうまでもなく発生しない。複産については、出産一

件について、複産児が総て出生された場合には、複産児だけ、複産児中胎兒死亡を含む場合には、出産一件について複産児中胎兒死亡胎數を差引いた出生児数だけ人口統計集団の統計単位は発生することになる。こうして、人口統計集団の大きさの決定という点からみると出生件数よりも出生児数が重要である。しかし、年齢別に母の出生力を考察しようとするような場合には、出生児数よりもむしろ出生件数の方が適当であることがある。また、一つの人口統計集団において、一定の観察期間内に、一組の結婚が成立した場合、発生した結婚件数は一であるが、結婚によつて属性の変化を起したこの人口統計集団の統計単位は二個である。この場合、属性の変化を起した統計単位の数は事件の発生件数の二倍である。同一観察期間内に、一組の結婚が成立し、離婚し、ふたたび同一の当事者が結婚したとすれば、事件の発生件数は二であり、属性の変化を起した統計単位も一個である。この場合、事件の発生件数と属性の変化を起した統計単位の数とは相等しい。同一観察期間内に、一組の結婚が成立し、離婚し、その当事者の双方がそれぞれ別の配偶者と結婚したとすれば、事件の発生件数は三であり、属性の変化を起した統計単位は四個である。同一観察期間内に、一組の結婚が成立し、離婚し、その当事者の一方だけが別の配偶者と結婚したとすれば事件の発生件数は二であり、属性の変化を起した統計単位の数は二個である。なおまた、疾病的発生についても、一つの人口統計集団において、同一観察期間内に一個の統計単位について五回の同一种類の疾病が発生したとすれば、その疾病的発生件数は五であり、この疾病的発生によって属性の変化を起した統計単位の数は一である。

者について観察したものであるとみることができる。いわば、人的にみた人口動態上の事件の集団である。こうして、事件当事者の集団も人口動態統計集団ということがある。したがつて、人口動態統計集団は、人口動態上の事件それ自体の統計集団と人的にみた動態上の事件の統計集団との両方を意味する。

上述の二種の人口動態統計集団の大きさの間には、結婚及び疾病・傷害・治癒の発生の場合以外、大差ないのが一般である。^{〔1〕} 大正十二年——昭和十三年の十六年間に於ける平均に依れば、出産一〇万回中、双児は三四四回、三ツ児は二・五回生れる勘定になる。^{〔14〕} 欧米文明国では、その割合が、日本よりはるかに高く、双児約一・二%、三ツ児約〇・〇一%程度である。しかし、いづれにしても、出生件数と出生児数とは大きな差異はない。結婚の場合は、結婚当事者数は結婚件数の約二倍〔上述のごとく正確に二倍とはならない〕である。

註(8) U.S. National Office of Vital Statistics: International Recommendations on Definitions of Live Birth and Fetal Death, Oct. 1950.

(9) 第5項 註(5)。

(10) 第5項 註(5)。

(11) 出生については出生児、死亡については死亡者、流入及び流出については流入者及び流出者、結婚及び離婚については、結婚及び離婚当事者、疾病・傷害・治癒の発生については罹患しましたは疾患が治癒した者等。

(12) 出生及び胎兒死亡を総称する。

(13) 二頁、比較参照。

(14) このように二種の動態統計集団が考えられるることは、普通発生比例数の分子集団としていづれの動態統計集団の大きさをとるかによつて、普通出生率、死亡率、婚姻率、動態疾病率等に二種の定義を生じる。普通出生率は一般に出生児数をとり、胎兒死亡率は胎兒死亡胎數をとり、死亡率は死亡件数をとり、動態疾病率は発生件数をとるのが通例であるが、特に、婚姻率の定義は二種に分れている。例えば(1) 婚姻件数によつて定義するものに、M. Block, Rümelin, von Mayr, O. Most, Conrad, 吴文體氏、高野岩三

郎博士、藤本幸太郎博士等があり、(2) 婚姻当事者数によつて定義するものに von Finch, Mayo-Smith, A. Newsholme, C. Whipple, Bowley, Ogle 等がある。[岡崎博士 上掲書参照。]

(14) 人口問題研究所 人口政策の集 昭和十六年 一〇二頁。
ちなみに日本と外國との複産の割合の著しい相異について本書は次のごとく説明しているが、その理由が社会慣習にあるとみられるることは重要なである。“我が國に於ては昔から複産は畜生孕み又は狗兒とも呼ばれ一般に忌み嫌はれて居る結果複産があつても、別々に出生したことに対することがあつたりする為、外國に比し少いのではないかと想像されるのである。”¹⁾と。なお参考、
森敷樹 人口統計論 昭和十年 二八二—二八七頁。

むすび

以上において、私は、人口統計学の見地から、人口の概念にさかのぼつて、人口統計学の基礎概念として人口統計集團の概念を、一応、規定することができたと思う。この稿の目的はここにあつた。そこで、ここに規定した人口統計集團の概念に基いて、人口統計と人口統計学の概念の一端に触れて結びとしよう。

以上の意味における人口統計集團と人口動態統計集團との系統内のぼつて、人口統計学の基礎概念として人口統計集團の概念を、一応、規定することができたと思う。この稿の目的はここにあつた。そこで、ここに規定した人口統計集團の概念に基いて、人口統計と人口統計学の概念の一端に触れて結びとしよう。

以上の意味における人口統計集團と人口動態統計集團との系統内に数量的表現が人口統計に外ならない。そして、人口統計集團の系統的表現が人口靜態統計であり、人口動態統計集團のそれが人口動態統計である。人口靜態統計は人口の自己再生産の結果とその攪乱結果と同時に自己再生産條件を物語る統計であり、人口動態統計は、量的には人口統計集團の自己再生産過程とその攪乱過程を物語る統計であり、質的には人口統計集團の統計単位の属性の変化を物語る統計である。

人口統計集團と人口動態統計集團とにについての特有の統計調査及び分析の統計方法を研究対象とする應用統計学の一分科が人口統計学である。人口統計学を形式学としての統計学の一分科とみれば、種々の名称で呼ばれる実体学的な人口統計学ないしも人口現象の統

計的研究は、むしろこれを実体学としての人口学の一部門であるとみるのが適当である。

人口統計学は、人口現象を捕え、これを分析するためには適用すべき統計方法を研究対象とする点において分化した統計学の一分科である。してみれば、人口統計学は、人口現象の最も基本的な特質を中心として体系化されなければならない。私は、人口の最も基本的な特質をその社会的、有機的自己再生産集團たる点に、人口現象の特質を、この意味における自己再生産運動に認めようとする。このような見地から人口統計学をまとめることは、人口現象の基本的特質に沿うばかりでなく、現實の人口問題、或いは人口学の中心課題に役立つゆえんであると思われる。²⁾

人口統計学を形式学としての應用統計学であるとみれば、体系の重點は自ら調査論よりも分析論におかれることになる。以上の体系原理によつて、分析論に重点をおけば、人口統計学の伝統的体系、人口靜態統計論と動態統計論との二部門別体系は改めて反省されなければならない。元來、この二部門は人口統計の二大種類に対応するものであつて、人口統計学の見地からは、調査論的、統計生產論的区分である。従来の統計学は、いかような立場をとり、いかような体系をとるものでも、事實上、分析方法を取扱う限り、それは靜態統計と動態統計との関係に重点をおかざるを得なかつた。そこで分析論的立場からは、人口統計学は、統計方法を適用すべき対象たる人口現象の基本的特質を中心として、人口現象の主要な側面に對応して体系化されることが必要であり、少くとも、便利である。

自然的、社会的、經濟的諸條件の下に、人口は複雑極まりない再生産運動を行つてゐる。そして再生産結果はふたたび自然的社會的經濟的諸條件に「適應」しなければならない。この「適應」への過程は再生産結果の攪乱として現われる。すなわち、人口の形式や構造は、人口の形式的増加と自己再生産力との矛盾、或いはその交錯

の上に決定される。

人口の量と質、形式と構造とは、封鎖人口においては、再生産結果自体であると同時に再生産條件である。實際人口においては、それ等は再生産の攪乱結果であると同時に再生産條件である。

人口の自己再生産過程は、自然的、社会的、經濟的諸條件に制約された一つの再生産要因が、人口自体の再生産條件を通じて働く作用に集約される一切の過程である。そして形式的増加と自己再生産力との矛盾は人口移動の過程として現われる。

人口の地域的分布とは、人口の特定の質、或いは構造における量的分布である。それは、人口の再生産結果の地域的適応への姿であり、地域的攪乱の映像であつて、人口の形式的増加と自己再生産力との地域的矛盾、交錯の上に決定された状態である。⁽⁵⁾

人口現象は以上のような條理にしたがつてこれを主要な側面に分けて考察することができる。人口統計学はこれに対応した体系をもつことが望ましい。

外見上、これと類似する人口分析の体系がないわけではない。その最近の代表的なものとして私は T. Lynn Smith "Population Analysis, 1st ed., 1948" を知っている。この著作は（一）人口の數と地域的分布（二）人口の構造（三）動態過程 [vital process]

（四）人口移動（五）人口増加の五つの部門を含んでいる。本書は、私のいう人口統計学であるよりもむしろ、社会学の立場から書かれた実体学的入手法あるいは人口現象の統計的分析である。したがつて、体系原理は必ずしも人口現象自体の特質によつて與えられてゐるとは思られない。例えば、第一次大戦後第二次大戦まで、あれほど人口学界の注目をひいた「再生産率」や「安定人口増加率」の概念さえ、本書には一向に現われてこないのである。したがつて、動態過程の分析は平板的な出生と死亡の分析記述に終始していると見られる。本書の体系は私のいう人口統計学とは別個の見地から評

価さるべきであろう。

次に、国連経済社会理事会人口委員会が取り上げているように、人口と経済と社会との相互関係に関する問題は、現在の人口問題、人口学の中心課題の一である。⁽⁶⁾ 現在の人口統計或いは人口統計学に対して、この方面的統計調査や研究の不備不足が指摘されている。現在、漸くこの方面的調査や研究が盛んになろうとしていることはまことに幸である。特に発達した標本調査によつて開拓すべき多くの分野が残されている。

次にまた、ロジスティック理論、再生産率理論、安定人口理論等、一連の半経験的半理論的方法ないしは理論的方法が第一次大戦後第二次大戦前の人口統計学或いは人口学の発達にいかに貢献したかは既に周知の通りである。今や、これ等の「抽象的方法」はふたたび検討批判される段階に入った。實際人口の具体的な精密な総合的分析方法に關心が向けられようとしている。最近における「cohort analysis」の発展もこの傾向のうちにあるとみられる。⁽⁷⁾ 昭和二十四年九月二十一日稿、昭和二十七年四月十七日加筆

註(1) 人口統計と人口統計学の規定については、別の機会に稿を改めて詳細に論じたいと思う。

(2) わが國においては、ほとんど唯一の黒色の人口統計の体系を示された森田優三博士は『從來の人口統計論は單に人口調査の方針を敍述し、調査結果の素朴な数字を羅列するに過ぎなかつた。理論体系としての人口統計學は一定の体系原理をもたねばならぬ。著者はそれを人口の増加に求めることが出来る」と考へる⁽⁸⁾と指摘された。これは、特にわが国の人口学界、人口統計学界にとつて非常に教訓的であった——森田優三 人口増加の分析 昭和十九年序 一頁。

(3) Georg von Mayr の「とく、これに史的入手法 [die historische Bevölkerungsstatistik]」を加えて三部門としているものもあるが、本質的に二部門体系と異なるとみられる。——G.

von Mayr: Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. II, 2 te Auf., 1926, SS. 9-10.

(4) 人口学の眞理かは、自ら問題は別である。

(5) こゝにいう地域は、理論上、人口学、或いは、人類生態学を始め他の社会科学によつて規定された実質的地域 [substantive areas] を指す。

(6) 例えば、

U. N. Economic and Social Council: Findings of Studies on the Relationships between Population Trends and Economic and Social Factors—Population Commission, 1st session—22 May—2 June 1950. Item 5 of the Provisional Agenda. また、国連経済社会理事会、統計委員会及び人口委員会に提出された『人口動態記録及び統計の諸基準案』は添附資料第一号中、『人口動態統計の利用』に関して次のとく指摘している。すなわち、『人口動態統計利用のうちで最も重要なものの一つは、経済的目的による人口の人口学的分析におけるその機能であるといふよう。一つの人口の人口学的現状の分析並びに人口の大きさ、構造、地域的分布及び健康状態による将来人口増加の分析は、その人口の経済的、社会的生活を規定する上に最も重要なものであり、その人口の内面において働く出生率、結婚率、死亡率の研究に基かなければならぬ。』『公衆衛生及び医学的諸計画の発展、企画、実施及び評価に関する公衆衛生諸機関の行政上及び研究上の要求は人口動態統計の一般的な経済的、社会的利用と相関連する。』と。——訳文は統計委員会事務局訳による。ただし、若干の用語を私の用語におきかえた。——U. N. Economic and Social Council: Proposed Standards for Vital Records and Statistics—Statistical Commission 6th Session, Population Commission 6th Session, 22 March 1951, Annex I.

(7) 例えば、北川敏男博士は次のとく指摘される。『人口統計学に於いても、社会の階級的構成と階級的相互関係の動態とに関しても、統計調査が今日尙未だ不充分であるように思はれる。抽象的に等質的な一個の人間と見立てて、人間の数を算へ上げることに余りにも興味をもつ、行政区劃別の分類に余り拘束され過ぎてゐるのではないか。これは或る意味では先科学的態度であると共に、文他の意味ではそれはそれ自身一つの立場、理論的規定を意味するものが改めて指摘されねばならないであらう。』——北

川敏男 統計学の認識—統計学の基礎と方法—昭和二十一年 11
○二頁。

(8) イギリス統計委員会のイギリス人口委員会に対する報告書は以上の傾向をよく現わしていると思われる。なお、参照。
館 稔 最近アメリカにおける人口の研究 每日新聞社人口問題調査会資料第二四号 昭和二十六年。

“cohort” ある言葉（うみ草）

近頃、人口学や人口統計学で“cohort”という言葉がよく使われる。ちよつと意味の捕えにくい言葉である。辞書でみると、これは、古代ローマの軍團 “legion” の十個の区分の 1 たる歩兵部隊で、最初は三〇人、後に五〇〇人ないし六〇〇人の歩兵をもつて編成されていたといふことである。また古くは博物分類学上、『図』に当る分類部門として使われたりやうねども、[Webster's New International Dictionary of the English Language, 2nd ed., 1934]。転じて、人口統計学では、 “cohort” は “generation” と同義であるそれが一般である〔例えば、L.I. Dublin, A.J. Lotka, M. Spiigelman: Length of Life, rev. ed., 1949, p. 174〕。“generation” の概念は、社会学などでは、学者によつてじつづるに規定されていて困難な概念の 1 であるが、人口統計学では、つゞり概ねその概念は確立されやう。Dr. Irene

B. Taeuber は、かへり、私に “cohort” を説明し、 “ $I(x)$ in the life table” だといられた。私はこれは非常にうまい説明だと思った。結局、私は、“cohort” は人口統計学上の “Generation” と同義であつて、少し意を盡さないところはあるが、『同時出生集團』とつよいのではないかと思う〔館 稔 人口統計学講義要綱 再版 昭和二十六年 一一一頁〕。(館 稔)

所謂「自由労働者」の歴歴調査

—昭和二五年度職業移動調査結果報告の一—

本多龍雄

はしがき

人口問題研究所では昭和二五年度に都市人口収容力に関する調査の一環として各種の代表的な職業集団について職業移動調査を行つた。都市

た。この報告は右川崎市の失業登録労働者について行われた面接調査結果の概要で、昭和二五年度職業移動調査報告の一部をなすもの、既に中間報告資料第五号（昭和二六年四月）として発表された集計結果表に多少の記述的解析を加えたものである。

次

一、調査の対象、時期及び方法

二、調査客体の一般的概貌

三、本人の主要前職と父の職業等

四、集団現象としてみた職業移動形態の分析

五、農家出及ば非農家出別にみた職業の移動

六、父子間の職業移動と父子の子供数

七、出生地からみた地域的移動

八、最近失業期間の生計と今後の希望職業

九、若干の標本的実例

一〇、要約

一、調査の対象、時期および方法

人口との接触面の大きい産業部門としての交通業から関西および名古屋地方の私鉄従業員をとりその既住の職業経歴を調査した。相当の大掛かりを行つたのは以上の三部門であつたが、ほかに俸給生活者の代表として銀行員を、またとくに落層運動の代表的部面として東京都下の露天商人と川崎市における失業対策事業の登録労働者、いわゆる「自由労働者」を選んだ。これらは前段に較べていずれも比較的少數ではあつたが、しかし後二者は調査の実施についてはむしろ最も苦勞の多いものであつた。

調査の対象は川崎市における緊急失業対策土木事業に集まつてゐた所謂「自由労働者」であつたが、われわれはこれを公共的救済の対象となつた都市における失業労働力人口の代表として取りあげたわけで、必ずしも日傭労働者の代表として選んだわけではない。日

労働者としてはむしろ波止場人夫のようなものが典型的である。われわれの目的は彼らが現在日傭労働者であるということよりも、むしろ彼らが失業の結果日傭労働者として救済されねばならないような状態に陥つた者であるという点にあつたわけである。といえ彼らの過半数が既に所謂「風太郎」^{ふうたろう}として板についた典型的日傭労働者であつたことはいまでもない。

調査は昭和二十五年八月二〇日から一〇月末日にいたる二カ月余にわたつて面接調査の方法で行なわれた。すなわち中原、加瀬、川崎三事業場を通じて男四五六人、女四九人、計五〇五人を捉え、一人平均一五分ないし三分にわたる聴き取り調査を行つたものである。そのころ川崎市における失対事業への登録労働者は約八千あつたが、この公式登録数は相当のゆうれい人口を含んでいるのが通例で、実際の人員数は八月ごろが約六千、一〇月ごろには朝鮮争乱の影響が及んできて約四千に減つたとみてよい。平均五千とすると、この調査はその十分の一をつかまえたわけになる。長期面接調査の性質上嚴密な標本抽出が行なわれたわけではないが、調査地域は登戸を除く全事業場に亘つており、また所定の日数の間その日の出勤人員を登録番号順によつて調べたものであつたから、この間の選択は完全に無作為であつたといつてよく、ほぼ完全にちかい標本調査といつてもよいと考えられる。また打つてつけの有能な実地調査員をえたおかげで調査を拒否された例は一〇件に満たなかつた。

調査項目については以下の記述にてくるからここには省く。住所、年齢、配偶関係等一般的な事項の外、詳しく述べの職歴をきくことが中心で、その外とくに兄弟姉妹の現職と、父および祖父の職業をも調査した。

また職業の分類法については、とくに調査対象の特性を考慮し、左のような分類を採用することとした。

一、農業者

二、筋肉労働者

1 人夫（とび職等を含む）

2 農業日傭労働者

三、零細企業の被傭者

四、工員

1 大工場（従業員一、〇〇〇人以上）

2 中工場（同 一、〇〇〇人未満三〇〇人以上）

3 小工場（同 三〇〇人未満五〇〇人以上）

4 町工場（同 五〇人未満）

五、俸給生活者

六、零細企業の業主

七、その他の有業者

八、半失業者（失対事業または之と類似事業による被救済者）

九、失業者

一〇、無業者

なお、三及び六の零細企業とは零細な物品製造販売業およびサードビス業をいう。相当規模の企業主は「七」の「その他の有業者」に含めたが、零細性の限度については厳密な客観的基準によつたわけではない。以下の記述においては細目分類は必要のない限り省略されており、また「八」乃至「一〇」については一括表示した場合が多い。

二、調査客体の一般的概貌

一、調査された総人員は、上記のとおり、男四五六人、女四九人計五〇五人であつたが、この男女割合はほぼ全体を代表するものとみてよいようである。ただ女子人員は極めて過小であつたため、本報告は分析を男子のみに限り、特別の考慮を必要とする場合にかぎ

り女子について述べることとする。以下ことわりのないかぎり四五六人の男子についての記述であることを注意されたい。

二、年齢別の分布をみると第一表のようで、二〇一二四才の青年層を除いてみると、年齢階級の昇るつれて人員は自然に遞減せず、

四〇才代からは急に著増していることが認められ、

第1表 5才階級別人員数		
	年齢階級 15-19	実数 %
	20-24	77 16.9
	25-29	39 8.6
	30-34	39 8.6
	35-39	37 8.1
	40-44	38 8.3
	45-49	43 9.4
	50-54	56 12.3
	55-59	51 11.2
	60-64	39 8.6
	65-69	11 2.4
	70-	5 1.1
計		456 100.0

過半数五三・三%は四〇才以上の者であることになる。年をとつた者がいかに多いか、またいかに停滞累積されているかを推察できよ

う。二〇一二四才青年層はその

半分もがその前職からみると工員で、最近の企業整理の影響をしめすものである。

この老齢者の停滞的累増を明きらかにするため、調査客体

第2表 一般労働力人口の年齢階級別割合との比較

年齢階級	昭和25年センサスの労働力人口(市部男子)	川崎失対事業労働者	センサスをする指数
14-19	10.6	4.6	43.4
20-24	15.9	16.9	106.3
25-29	13.3	8.6	64.5
30-39	22.9	16.7	72.9
40-49	19.5	17.7	90.8
50-59	12.2	23.5	192.6
60-	5.5	12.1	220.0
計	100.0	100.0	—

の年齢階級分布を昭和二五年センサスによる市部の男子労働力人口のそれと対比してみると第二表のとおりで、四〇才代の者の割合は一般人口のそれの二倍にちかく、六〇才以上では優に二倍を突破することになる。

なお女子においては、男の場合のような青年層の膨脹や六〇才をこえるような高齢者はみられないが、四九人中の三五人、七一・四%は三十五才以上、二二人、四四・九%は四〇才をこえていた。

三、配偶関係では、未婚二九・一%、有配偶五八・一%、死別八・六%、離別四・三%であつたが、女子においては未婚は僅かに四・一%で、有配偶も四二・九%であるのに対し、死別四〇・九%、離別一二・二%となり、死離別の割合が圧倒的に高い。

四、世帯における地位からみると、世帯主六八・〇%、世帯主の直系の尊属または卑属一一・六%、その他二〇・四%であるが、その他の一部は下宿、間借り生活など主として若い者の単独世帯であつた。また女子においては四九人中の二人は自ら世帯主であり、他の二人は世帯主の妻で、両者計四二人、八五・七%にあたり、残りの七人もその六人まで世帯主の母、一人が娘で、親戚關係の身寄りや同居人は皆無であった。

なお平均世帯人員をとくに男女計の総数についてみると、四・一人、單独世帯を除くと平均四・七人となり、都市世帯としてもやや低いようであるが、とりたてて問題とする程度のものではない。

五、教育程度別にすると小学校卒業程度が三八・八%で最も多く、これについて高小卒、青年校修了および中学中退程度が三五・三%合せて七四・一%となる。中学卒は一六・二%、高専卒は六・一%に過ぎない。高専卒の大部分に俸給生活者から来たものであり、中学生卒も俸給生活者からきた者が一番多い。外に無就学一二人、二・六%、不明四人、〇・八%となつており、無就学者中の九人までは筋肉労働者からきたものであった。

六、收入については殆んど割一的とみてよいので調査を行わなかつた。当時の賃金は一日三・五円で、就労は一日おきにしか與えられなかつたから一ヶ月で三、三・五円、外に大部分の者は継続五日または断続七日の無就労を條件として一日一四〇円の失業保険を貢つていたから一ヶ月平均八日として一、一二〇円、合せて四、三四円五円程度となる。就労できない日の労働は個人個人にまちまちであるが、職安関係の公共事業その他の日傭労働に出る場合も多い。但しこの場合も集合時間の関係もあり失業保険の方は棒にふらねばならない場合が多い。

三、本人の前職と父の職業など

一、彼らは果してどこからここに集つてきたかをまず彼らの主要前職について見る。主要前職としてわれわれは彼らが最も長期間にわたつて従事した職業をとることとした。しかし全体のはば一割の者についてはこのような客観的評価が不可能または不適当と考えられるものであつたので、これらについては彼らの全職歴を考慮して裁定することとした。その結果は第三表にみるようなものとなつた。

第3表 主要前職別人員数

主要前職	実数	%	主要前職	実数	%
I 農業者	11	2.4	II 筋肉労働者	95	20.8
III 人夫	91	20.0	IV 農業日傭	4	9.0
V 零細企業被傭者	41	34.9	VI 工員	159	34.9
1. 大工場	91	12.7	2. 中工場	28	11.2
3. 小工場	11	6.8	4. 町工場	29	1.1
VII 俸給生活者	58	11.2	VIII 零細企業業主	51	6.8
IX その他有業者	31	1.1	X 半失業者	5	—
XI 失業者	—	—	XII 無業者	5	1.1
計	456	100.0			

(備考) 無業者5はいずれも24才以下の青年でいわゆる未就職失業者とみてよいものである。

二、さらには彼らの父の職業との組み合せを見る。本人と父との平常的職業による分布割合を対照してみると第四表のような結果となる。父の職業はその平常の職業を問うたものであつたが、生存している無業の父で單に無業者として記録された過失票一九票は本表の集計から除外した。したがつて父の場合は四三七人についての職業別分布である。

本表にみるとおり、彼らの父の大部分ほぼ八割は農業を筆頭として更に零細企業および筋肉労働に属しており、そして彼ら自身の大部分七割五分余は工員を筆頭として更に零細企業並びに筋肉労働に

すなわち工員であつたものが三分の一余を占めて第一にあり、しかもその中の六割ちかくは大工場からきたものであつた。之についでは筋肉労働者であつたもので総数の五分の一余を占め、かつその大部分は人夫、とび職などに属するものである。近代工場から整理される工員と本来日傭労働者的性格の強い筋肉労働者、この二つがいわゆる「自由労働者」の二つの大きな源泉といつてよく、両者合せてその過半五五・七%を占めているわけになる。とくに調査當時の労働市場の逼迫を物語るものは俸給生活者であつたものが一二・七%と相当に注目すべき数値をしめしていることである。また零細企業主の一・二%も同じく当時の情勢を如実に反映するものであるが、業主といつても純粹の労働者と逕違のないものが多く、零細企業の被傭者であつたもの九・〇%と合せると零細企業人口層からきたもの二〇・二%となり、前記の筋肉労働者層とほぼ対等の源泉をなしてゐることがわかる。この零細企業人口層が一方には農村離農人口と密接な関係をもち、他方、停滯的な都市過剰人口のブルともなつてゐる事情はさらに以下の職歴分析につれて、そぞ明瞭となるであろう。ここには近代的工場と零細企業と日傭労働的筋肉労働の三つがこの没落人口層への三大源泉として計数的にも再確認されることを指摘するにとどめる。

第5表 本人の前職および父の職業別人員割合

本人\父	農業	零細企業	筋肉労働	その他	計
工 員	30.7	23.5	17.0	28.8	100.0
零細企業者	34.8	47.8	8.7	8.7	100.0
筋肉労働者	43.2	20.5	23.9	12.4	100.0

(備考) 零細企業者は業主および被傭者の双方を含む。父の職業不詳なものを除く。

が各職種を通じて相当に高い比重をもつてゐる。そこでやや詳細に父と本人との職業の組み合せをとつてみると第五表のとおりで、工場労働、筋肉労働、零細企業を通じ農家出身者が極めて大きな大きな比重をもつてゐるが、それについては零細企業人口から再生産された者

従事していわけになる。

父における農業が本人における工場労働に入れかわっていることが最も注目をひき、また父子を通じて大きな比重を

しめしている零細企業と筋肉労働についても父子間の比重増減傾向の対照的相違が注意をひく。零細企業人口、とくに業主の割合が父よりも子において低下気味なのは、零細企業が離農人口の受け入れ池であるばかりでなく、むしろ都市における土地なき農家として工場労働や筋肉労働の労働力の補給源でもあることをしめすものいえよう。

そこでやや詳細に父と本人との職業の組み合せをとつてみると第五表のとおりで、工場労働、筋肉労働、零細企業を通じ農家出身者が極めて大きな大きな比重をもつてゐるが、それについては零細企業人口から再生産された者

第4表 父および本人の職業別分布割合

職業者	父	本人
農業者	36.6	2.4
零細企業者	28.0	20.2
内業主	25.6	11.2
筋肉労働者	14.4	20.8
俸給労働者	11.9	12.7
工 員	3.2	34.9
その他	5.7	9.0
計	100.0	100.0

(備考) 零細企業者はその業主及び被傭者の双方を含む。また本人のその他はその他の有業者(ほか失業者)を含む。

ついることが観取されよう。なお筋肉労働と零細企業については父子間の職業伝承の傾向が明確に読みとられる。三、最後に、彼らはどこからきたかをさらに彼らの出生地についてみると、六〇・五名は関東地方の出生者で、その二九・三%すなわちほぼ三割は川崎市とその近隣地域で生まれたものであつた。近隣地域とは横浜市内の鶴見及び東京都内の世田ヶ谷、太田両区をいう。地域移動の実情は後にまた触れるが、出生地からみた状況は相当に停滞的で、この停滞的人口層の性格を別の形で代表しているといつてもよいようである。

四、集団現象としてみた職業移動 形態の分析

一、その前職からみた自由労働者の構成は前段のようであつたが、いま彼ら一人々々の職業経歴を一應個々の人間から引きはなし、一つ一つの職業移動を単位として何から何へという移動形態によつて集計してみると第六表のような結果をうる。それはこの種の人口集団が一部は遠く明治時代から大正・昭和を通じ最近まで辿つてきた職業移動の形を総括的に表示するといつてもよいとおもう。但し本表はとくに彼らが失業事業に就労して現在に到つた最近の移動を除外して観察することとした。それはこの種人口集団の平常的な状況を解明することが差し当つて必要と考えたためである。

われわれは本表の数系列から若干の太い移動幹線を読みとることができるようにある。強いて百分率によらず実数のまま眺める方がむしろ便利である。いま失業および無業を除いて眺めてみると、われわれはそこに明暗表裏した次のような四本の強力な線を見出す。すなわち

第6表 やめた職業ついた職業別にみた職業移動件数

やめた職業\ついた職業	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	計
I 農業者	—	41	37	63	11	5	10	15	4	—	186
II 筋肉労働者	7	—	11	37	3	14	13	54	41	12	192
III 零細企業被傭者	7	29	—	51	12	36	11	9	7	6	168
IV 工員	23	74	21	—	14	28	15	43	112	9	339
V 債給生活者	5	10	6	10	—	14	13	11	35	6	110
VI 零細企業々主	2	18	7	22	13	—	4	17	7	11	101
VII その他の有業者	1	16	5	15	4	8	—	11	16	4	80
VIII 半失業者	—	22	3	20	2	5	8	—	8	3	71
IX 失業者	2	10	6	12	2	2	3	11	—	1	49
X 無業者	—	7	3	5	1	4	2	6	1	—	29
計	47	227	99	235	62	116	79	177	231	52	1,325
	割合	合	そ	の	一						
I 農業者	—	22.0	19.9	33.9	5.9	2.7	5.4	—	10.2		100.0
II 筋肉労働者	3.6	—	5.7	19.3	1.5	7.3	6.8	—	55.8		100.0
III 零細企業被傭者	4.2	17.3	—	30.3	7.1	21.4	6.6	—	13.1		100.0
IV 工員	6.8	21.8	6.2	—	4.1	8.3	4.4	—	48.4		100.0
V 債給生活者	4.5	9.1	5.5	9.1	—	12.7	11.8	—	47.3		100.0
VI 零細企業々主	2.0	17.8	6.9	21.8	12.9	—	4.0	—	34.7		100.0
VII その他の有業者	1.3	20.0	6.3	18.7	5.0	10.0	—	—	38.7		100.0
VIII-IX 失・無業者	1.3	26.2	8.1	24.8	3.4	7.4	8.7	—	20.1		100.0
計	3.5	17.1	7.5	17.7	4.7	8.8	6.0	—	34.7		100.0
	割合	合	そ	の	二						
I 農業者	—	18.1	37.4	26.8	17.7	4.3	12.7	—	4.1		14.3
II 筋肉労働者	14.9	—	11.1	15.7	4.8	12.1	16.5	—	23.4		14.7
III 零細企業被傭者	14.9	12.8	—	21.7	19.4	31.1	13.9	—	4.8		12.9
IV 工員	48.9	32.6	21.2	—	22.6	24.1	19.0	—	35.7		24.9
V 債給生活者	10.6	4.4	6.1	4.3	—	12.1	16.5	—	11.3		8.4
VI 零細企業々主	4.3	7.9	7.1	9.4	21.0	—	5.1	—	7.6		7.6
VII その他の有業者	2.1	7.0	5.0	6.4	6.5	6.9	—	—	6.7		6.0
VIII-IX 失・無業者	4.3	17.2	12.1	15.7	8.0	9.4	16.3	—	6.5		11.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0		100.0

(備考) 失業事業に就労した最後の職業移動を除外。したがつて表中の半失業化177件は過去における状況をしめし、最後の移動を加えれば更に456件を増すことになる。

第7表 終戦前後別にみた職業移動件数

やめた職業\ついた職業	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII-X	計
	昭和 19 年以前	年	以	前					
I 農業者	—	38	35	52	10	5	10	7	157
II 筋肉労働者	3	—	7	26	3	11	9	21	80
III 零細企業被傭者	7	25	—	47	11	33	9	10	142
IV 工員	9	34	11	—	11	17	6	16	104
V 働給生活者	1	6	4	5	—	5	5	6	32
VI 零細企業々主	1	15	7	16	11	—	4	12	66
VII その他の有業者	1	6	3	6	3	5	—	1	25
VIII-X 失・無業者	—	10	2	20	1	6	8	6	53
計	22	134	69	172	50	82	51	79	659
		昭和 20 年以後							
I 農業者	—	3	2	11	1	—	—	12	29
II 筋肉労働者	4	—	4	11	—	3	4	86	112
III 零細企業被傭者	—	4	—	4	1	3	2	12	26
IV 工員	14	40	10	—	3	11	9	148	235
V 働給生活者	4	4	2	5	—	9	8	46	78
VI 零細企業々主	1	3	—	6	2	—	—	23	35
VII その他の有業者	—	10	2	9	1	3	—	30	55
VIII-X 失・無業者	2	29	10	17	4	5	5	24	96
計	25	93	30	63	12	34	28	381	666

(備考) 最近の移動(失対への就労)を含まざること前表に同じ。

第8表 終戦前後別離職及び就職件数割合

	I 農	II 筋労	III 企傭	IV 工	V 働給	VI 企主	VII 他	VIII-X 失無	計
(A)	離職								
昭和 19 年以前	23.8	12.1	21.5	15.8	4.9	10.0	3.8	8.0	100.0
△ 20 年以後	4.4	16.8	3.9	35.3	11.7	5.3	8.3	14.4	100.0
(B)	就職								
昭和 19 年以前	3.3	20.3	10.5	26.1	7.6	12.4	7.6	12.1	100.0
△ 20 年以後	3.8	14.0	4.5	9.5	1.8	5.1	4.2	57.2	100.0
(C)	就職の離職に対する割合 (B ÷ A × 100)								
昭和 19 年以前	14	168	49	165	156	124	204	149	100
△ 20 年以後	86	83	115	27	15	97	51	397	100

(備考) 実数は前表による。したがつて最近の移動(失対への就労)を含まぬ。

しは零細企業被傭者(Ⅲ)へという動き、

2 零細企業の被傭者(Ⅲ)並びに業主(IV)から工員(IV)へ
といふ動き、

3 工員(IV)から筋肉労働者(II)へといふ動き、
4 零細企業の被傭者及び業主(III及びIV)から筋肉労働者(II)
へといふ動き

の四つである。第一は近代的な離村離農の現象で概して上昇的な運動であり、第二は零細企業に媒介されたその傍系路であるが、零細企業の工員化には一沫の暗黒面もあるといえよう。第三、第四の途は明白に落層的現象といつてよいが、零細企業の被傭者にはその筋肉労働者への途と並んで更に強い業主化への途もしめされており、零細企業なるものの中間的、両面的な性格を反映しているといつてよい。

他方、失業への途は、実数・割合ともに、工員と筋肉労働者において最も深刻であり、俸給生活者とあわせていずれも本質的に近代的な生業形態であることを確証している。

二、右の総体的観察をさらに昭和二〇年終戦年次を境としてその前後期に分けて観察してみると第七表および第八表のような結果をうる。これによつてみると、右にみた総体的特性は主として終戦以前について見られる特性であることがわかる。すなわち離職の面からみると農業および零細企業被傭を離れた件数は双方とも二割をこえ、合せて総件数の四五・三%をしめ、また就職の面からみると市場労働への二六・一%と筋肉労働への二〇・三%とで合計総件数の四六・四%をしめていいるわけになる。

之に反し、昭和二〇年以後においては離職割合は却つて工員と筋肉労働者において高く、そして就職さきの過半数は失業半失業への移動である。しかもこの失業・半失業化は彼らの最近の移動を除いたものである。就職の離職に対する割合として観察してみても、終

戦前後を対照して、終戦後は、筋肉労働への就業さえ半減しており、逆に零細企業被傭者への途と帰農とが倍増していることが注意をひく。

三、年代をさらば細分した観察はやや少數観察となる憾みが多いが、ここには統計表を省略し、まず間違のないと考えられる刻明な傾向についてのみ述べると次のようである。

1 明治四十四年前については総数七一件といふ特に少數観察となるが、離職の面からは離農の動きが圧倒的に強く全件数のなかば五〇・七%をしめており、就職の面からみると零細企業被傭者と筋肉労働者とが一、二位をしめて合せて全件数の六割にちかく、工員はなお第三位にあるのが特徴的である。

2 大正年代(大正一十一四年)になると離職面では農業と零細企業被傭者とがほぼ同様化して合せて総離職件数の過半をしめ、これに対し就職面では工員と筋肉労働者とでその過半をしめている。また零細企業主への動きもこれにつぎ、しかもその過半が零細企業の被傭者の独立であることが注意をひく。

3 昭和一一年、すなわち日華事変前期にあつてもこれらの傾向に変化はないが工員と筋肉労働者と零細企業々主とへの動きがほぼ均一化して三者合せて就職件数の過半をしめる。

4 しかし昭和二十二九年、すなわち日華事変後においては工員への動きが圧倒的となり、全件数のほぼ四割を占め、その補給源をもつばら農業者と零細企業の被傭者並びに業主とに求めさせていたことが確認された。

5 戰後、昭和二〇一二五年の戦前時代と対照的な動きはすでにみたとおりであるが、戰後をとくに昭和二〇一二一、二二二三、二四一二五年の三期に分けてみると、戰後の特徴はとくに始めと終りの二期において強く、中期においてやや中だるみの停滞をみる。工員の失業、あるいは人夫への転落、そして人夫の失業、そして失

第9表 年代別にみた離職理由別離職件数割合

	非自発的離職			自発的離職			其 の 他	合 計
	非自發 的失業	天災戦災 応召徴用	小計	よりよい 職業へ の都合	一身上 の都合	小計		
明治 44 年以前	32.8	6.3	39.1	23.4	10.9	34.1	26.6	100.0
大正 1-14 年	16.1	11.4	27.5	43.0	14.0	57.0	15.5	100.0
昭和 1-11 年	23.8	3.9	27.7	42.2	12.1	54.3	18.0	100.0
〃 12-16 年	20.1	23.3	43.4	22.6	13.8	36.4	20.2	100.0
〃 17-19 年	20.2	46.8	67.0	5.3	7.4	12.7	20.3	100.0
〃 20-21 年	55.6	23.4	79.0	5.6	8.7	14.3	6.7	100.0
〃 22-23 年	45.7	—	45.7	21.0	20.3	41.3	13.0	100.0
〃 24-25 年	80.8	—	80.8	7.9	5.3	13.2	6.0	100.0
昭和 19 年以前	21.2	16.1	27.3	31.6	12.3	43.9	18.8	100.0
〃 20 年以後	67.2	7.2	74.4	9.3	8.9	18.2	7.4	100.0
総 計	45.8	11.3	57.1	19.7	10.5	30.2	12.7	100.0

(備考) 集計件数は表示の年代小区分順に 64, 193, 206, 159, 94, 252, 138, 432 件で、総計 1,538 件である。

対事業への依存という諸線は敗戦直後の姿であり、そしてまた二四年以降に一そう強化されるところの姿もある。それは昭和二四年にはじまる国民経済安定政策の強行が彼らの世界にとつては敗戦による不可抗力的状況と同じ結果をしかも一そう強力に齎らしつつあるものであることを思わしめるに不足しない。

四、右の事情をさらに他の面から明きらかにするものは職業移動の理由、とくに離職理由別の観察である。理由は極めて多岐にわたっているが、大要を旨とした分類により離職理由の年次推移に伴う変遷をしめすと第九表のようである。

われわれは離職を大きく非自発的、他動的で、いわば不可抗力的なものと、自発的、個人的で自由意志的なものとに二大別した。非自発的離職の一つは非自発的失業と考えられるもので、被傭者における会社事業所の閉鎖、操短ないし合理化のための整理、或るは給料の遅配不払などをいみし、個人業主にとつては事業の失敗の場合を、また日傭労働者にとつては仕事がなく所謂あぶれの場合を之に該当するものとした。主として不景気または恐慌による本格的な失業を意味するわけで、戦後における事業の閉鎖もあわせここに加えた。

非自発的離職の他の一つは天災、戦災、入當、応召、徴用などに属するもので、天災は大正一二年の関東大震災に関するものである。なお戦時戦後の食料事情による移動も一種の戦災的状況とみてここに加えた。

自発的離職の中「よりよい職業へ」としたものはよりよい生活を求めての職業移動と考えられるものの謂いで、生活が苦しいから或いは給料が足りないからというような極めて逼迫した事情のものから、独立したい、一旗あげたいというような積極的なものまでも含んでおり、農家からの出稼や奉公人の年季明けのようなものも含んでいるが、大部分は通常の概して上昇的な転就職移動をいう。し

たがつて單にいやになつてやめたというような、とくに工員などの場合に多い移動はここに含めず其の他の部へ譲ることとした。

自發的離職中、とくに一身上の都合としたものは住居の移動、婚姻、病気負傷、老齢などに伴う移動をいう。

其の他の離職としたものの中、いすれの年次についてもその過半数を占めているものは上記のいやになつてやめたという、形式的に自發的であるが実質的には極めて浮動的な移動である。

およそ右のような分類基準にしたがつて第九表をみると、年次別の変遷は時代の推移をよく反映していると同時に、またこの調査対象の特性をも遺憾なく表示しているものといえよう。

総計して彼らの移動の過半五七・一%は非自發的に行われており、かつその大部分四五・八%は本格的な失業と考うべきものである。とくに終戦年次を境としてみると、昭和二〇年以後における非自發的離職は七四・四%、内本格的失業と考えられるものだけで六七・二%という数値をみせている。之に対し、よりよい生活を求めての移動は総計しても二〇%に足らず、昭和二〇年以後においては一〇%に満たない。いやになつてやめたという極めて消極的な自發的移動さえ終戦以降に著減しているのが目に止まる。

また昭和二〇年以降の六年間をさらに二年づつの三期に分けてみると、終戦からその後二〇一二年期における非自發的離職割合の増加が二四一二五年期において一そく累加して再現されており、終戦に伴う労働市場の状況がほぼ二四年に始まる合理化によつて新しく再現され、またこのようないくつかの人口層には集中的にしわよせさてきている事情を読みとることができる。

五、なお、主要前職別に彼らが遍歴した他の職業の経験回数を一人平均回数としてみると、その主たる職業が半失業者であつた者の三・八回を例外として、零細企業々主の二・三回、同被傭者の二・五回が高く、俸給生活者の一・二回、工員の一・三回が低い部に属

する。筋肉労働者の一・七回、農業者および其の他の職業者の一・五回が中位にある。ここにも零細企業の中間的、媒介的な生態はよく観察せられ、工場労働と筋肉労働とが全移動運動の二つの結節点をなしている事情も再認されよう。

また彼らが経験した他の職業中最も多いものは農業者とその他の職業者を除くすべてにとつては工場労働であり、工員自身と農業者および其他の職業者にとつては筋肉労働であつた。

五、農家出および非農家出別にみた

職業の移動

一、都市人口は農村人口の都市流入と都市人口自身の再生産過程とを緯とし経として流动しており、職業移動の観察においてもそのような二つの流れの対照は是非とも必要であろう。われわれの観察対象を農家出身者と非農家出身者とに分けてみると、四五六人中農家出は一六二人で三五・五%に当る。またこの両群の主要前職別の構成を対照してみると第一〇表のようである。

	農家出		非農家出	
	農業者	6.8	非農業者	0.3
I 農業者	6.8	0.3	19.4	23.5
II 筋肉労働者	23.5	19.4	7.8	11.1
III 零細企業被傭者	11.1	7.8	37.8	29.7
IV 工 員	29.7	37.8	13.9	10.5
V 俸給生活者	10.5	13.9	12.6	8.6
VI 零細企業業主	8.6	12.6	5.8	8.0
VII その他の有業者	8.0	5.8	2.4	1.8
VIII-X 失業及無業者	1.8	2.4		
計	100.0	100.0		

工員と筋肉労働者とがともに一、二位を占めるながら、工員においては非農家出の方が、筋肉労働者においては農家出の方が高い値をしめしていること、また零細企業人口

が業主被傭者を合せると第二、三位の大きな比重をしめしながら、農家出にあつてはその被傭者の方に、非農家出にあつてはその業主の方により大きな重きをかけている点も対照的である。

二、また主要前職についてではなしに、最初に就業した職業についてその分布を対照してみると第一表のとおり。ただし農家出身者については自家における少青年期の農事手助け的労働をすべて最初の職業から除外した。

第 11 表 農家および非農家出身者の最初の職業別人員数割合

	農家出	非農家出
I 農業者	—	0.3
II 筋肉労働者	24.7	9.2
III 零細企業被傭者	21.6	29.6
IV 工員	31.2	38.8
V 債給生活者	8.7	15.9
VI 零細企業々主	3.7	1.4
VII その他の有業者	6.2	3.4
VIII 失業及び無業者	3.0	1.4
計	100.0	100.0

大勢は前表と同じである
が、とくに注意をひくのは零細企業被傭者を最初の踏み台とする者に極めて高いことで、しかもこの傾向は

非農家出身者において一そら著しい。すなわち農家出身者については、主要前職としては一一・一%であつたものが、最初の職業としては二一・六%の比重をしめしており、また非農家出身者においては主要前職別の七・八%が最初の職業としては二九・六%という数值を示している。この職業経歴における変動は、当然にその反対現象を零細企業々主の方に反映しているが、しかし独立の業主となることがこの移動人口のすべてを吸収しているわけでないことはいうまでもない。とくに非農家出身者についてみると、零細企業被傭者からの再移動人口は、零細企業の業主と筋肉労働者との二つへほぼ吸収されているといつてもよいようである。上昇と下降の両運動に

第 12 表 最初の職業および主たる職業別にみた非農家出身者数

最初の職業/主たる職業	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
I 農業者	—	—	—	1	—	—	—	—	1
II 筋肉労働者	—	20	1	3	—	1	1	1	27
III 零細企業被傭者	1	16	17	20	4	23	4	2	87
IV 工員	—	16	4	81	3	6	3	1	114
V 債給生活者	—	2	1	6	34	4	—	—	47
VI 零細企業々主	—	1	—	—	—	3	—	—	4
VII その他の有業者	—	1	—	—	—	—	9	—	10
VIII-X 失業及び無業者	—	1	—	—	—	—	—	3	4
計	1	57	23	111	41	37	17	7	294

折半分解していくわけになる。
三、いまとくに非農家人口について、最初の職業と主たる職業（主要前職）の組み合せ表をしめすと第一二表のとおりで、表のとおりで、零細企業を除く他のすべての職業においては最初の職業と主たる職業との一致する者の割合が一貫して極めて高いが、零細企業の被傭者および業主においてのみこの法則的傾向は全く認めがたく、零細企業被傭者から同業の業主へ、工員へ、また筋肉労働への極端な分解運動が認め

られる。

しかしながら、いまかりに零細企業の被傭者と業主とを一つの零細企業体人口として捉えるならば、上表からた易く目算されるとおりその職業的安度定は極めて高いものの一つに属することとなる。このような言わば統計的操作の詐術の中に、実は対象自体の自己分裂的な本質もまた表現されているといつてよいとおもう。

四、なお、農家出身者は非農家出身者に較べて比較的高年者が多く、一六二名中の一〇七名までは明治年代の出生者であつた。したがつて出生年次により農家出身者を明治年代生まれの者と大正年代以降の出生者に分けてみるとその職業移動にも多少の相異が観取される。すなわち古い層ではその最初の職業も主たる職業も筋肉労働者が最も多く、工員が之についている形であるが、大正年代以降の出生者においてみると、少數観察とはなるが、最初の職業、主たる職業ともに工員が圧倒的に多い。しかしこの事実から最低度の單純筋肉労働力は都市において再生産されるようになつてきたと論断するにはなお多くの傍証を必要としよう。農家出身の失業者にはその年齢が若いほどなお帰村帰農の可能性が多く、それが彼らを最低度の單純筋肉労働から解放しているといえよう。しかしそれが他方においては農村人口自体の中に単純日傭労働を増大させる迫車として働いているものであることはいうまでもない。

六、父子間の職業移動と父子の子供数

一、本人とその父との間の職業の移動についてはすでに上段に触れているが、この調査では本人の職歴をきくと同時に、その兄弟姉妹の職業についても調査した。同胞については死亡や不詳が相当に多かつたが、ここでは知りえたかぎりにおいて父とその全部の子の、

第13表 父および子の職業別人員数

	I 農	II 筋労	III 企傭	IV 工	V 俸	VI 企主	VII 他	VIII-IX 失・無	計
父	160	63	11	14	52	112	25	—	437
本 人	11	95	41	159	58	51	31	10	456
兄 弟	229	143	40	119	171	191	40	218	1,147
職不詳の兄弟	506
子	240	238	81	278	229	242	71	221	1,600
父	36.6	14.4	2.4	3.2	11.9	25.6	5.7	—	100.0
本 人	2.4	20.8	9.0	34.9	12.7	11.2	6.8	2.2	100.0
兄 弟	19.9	12.4	3.4	10.3	14.9	16.6	3.4	19.0	100.0
子	15.0	14.8	5.1	17.4	14.3	15.1	4.4	13.9	100.0

(備考) 父については職業不詳の 19 人を除く。職業不詳の兄弟（内現存者 76 人、死亡せる者 430 人）については職業の判明せる兄弟と同じ職業分布をもつものとし仮定して計算した。

第 14 表 父の職業別にみた其の全部の子の職業別人員数

父 \ 子	I	II	IV	V	VI	VII	計
I 農業者	125	42	47	20	36	13	283
II 筋肉労働者	37	39	28	5	20	7	136
IV 工員	19	4	12	10	28	3	76
V 債給生活者	18	12	27	34	37	8	136
VI 零細企業者	37	27	42	27	100	11	244
VII 其他の職業	6	7	11	8	7	8	47
計	242	131	167	104	228	50	922
	割合	合	そ	の	一		
I 農業者	51.7	32.1	28.1	19.2	15.8	26.0	30.7
II 筋肉労働者	15.3	29.8	16.8	4.8	8.8	14.0	14.8
IV 工員	7.8	3.1	7.2	9.6	12.3	6.0	8.2
V 債給生活者	7.4	9.2	16.2	32.7	16.1	16.0	14.8
VI 零細企業者	15.3	20.6	25.1	26.0	43.9	22.0	26.5
VII 其他の職業	2.5	5.3	6.6	7.7	3.1	16.0	5.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	割合	合	そ	の	二		
I 農業者	44.2	14.8	16.6	7.1	12.7	4.6	100.0
II 筋肉労働者	27.2	28.7	20.6	3.7	14.7	5.1	100.0
IV 工員	25.0	5.3	15.8	13.1	36.8	3.9	100.0
V 債給生活者	13.2	8.8	19.9	25.0	27.2	5.9	100.0
VI 零細企業者	15.2	11.0	17.2	11.0	41.0	4.5	100.0
VII 其他の職業	12.8	14.9	23.4	17.0	14.9	17.0	100.0
計	26.2	14.2	18.1	11.3	24.7	5.4	100.0

(備考) VI零細企業者は業主の外に其の被傭者(II)をも含む。父が零細企業被傭者であった者は33人、当人が零細企業被傭者である者は55人で、業主の場合と較べて極めて少数である。

間の職業移動の傾向を観察することとする。男の兄弟だけについての観察であることは前項に同じ。

集計された結果は第一三表のとおりで、現職不詳の生存同胞（七六人）と死亡同胞（四三〇人）については職業判明の現存同胞と同じ職業分布をもつものと仮定し、また当人自身については現在の自由労働者としてではなくその主要前職によつて分類した。その点方法論的にはやや不整合であるが、その子の一人を自由労働者としてもつようになつたような最も庶民的な人口層の父子職業伝承関係を通じて大きな歴史的傾向を探査することを趣旨としたものである。父は他の同僚よりもなお年が若い場合も少くないはずであるが、しかしまたそれだけ大きな世代そのものの伝承関係をしめすものと考えることもできようかとおもう。

上表についてみると、農業者の割合が四割余に著減、零細企業々主のそれは四割余を減少、これに対しても工員の割合は五倍半ちかくに著増しているのが注意をひく。

二、さらにこの父子間の職業移動を各職業部門別に観察するため、いいかえればどういう職業部門ではどういう職業の父をもつものが多いか、また同じ職業の父をもつ者はどういう職業部門へ分布しているかという関係を観察するためにとくに第一四表のような編成を試みた。この表は父の職業の詳かな調査客体（但し失業および無業者を除く）四二七人と、その兄弟中職業の詳かな者（同じく失業無業を除く）四九五人、計九二人について集計されたもので、本人はその主要前職によつたが、職業不詳の者については特殊の加重平均的操作を行つていない。ただ一応の概勢を検出するための機械的集計である。また零細企業については観察の性質上ここでは業主と被傭者を一括して零細企業者とし、被傭者から業主への動きは同一職業分野内の一職場移動に準ずるものとみなすこととし

た。それに被傭者の実数は業主に比べてごく僅かであった。

右表によつてみると、父子間の職業伝承の関係は相当に顯著に現われている。各種の職業集団について同じ職業の父から出ている者の割合（表の割合その一）は農業者においては五一・七%、零細企業者においては四三・九%、俸給生活者では三二・七%で、いずれも圧倒的に第一位をしめている。また筋肉労働者においても二九・八%という高い数値をしめているが、ただここでは農業者の父をもつ者三二・一%に第一位をゆずつていて、しかしここでも表を横に読むならば二九・八%という数値はやはり格段の最高位をしめす。いいかえれば筋肉労働者を父にもつ者の割合は筋肉労働者の集団において圧倒的に高いことをしめす。その点その他の職業者についても同じである。

ただこの父子伝承関係の最も稀薄、あるいはむしろ反伝承的な異例は工員の場合で、工員中工員であつた父をもつ者の割合は僅かに七・二%で最も少ないばかりでなく、同表を横に読んでみてもこの数値は工員部門において最高値を示さない。すなわち伝承関係よりもむしろ分散関係の方が圧倒的につよいわけになる。

この事実はいうまでもなく日本資本主義の若さに主として由来するものであるが、しかし同時に工場労働という近代的労働形態の本質をもしめるものといえよう。そう考えてみると、同じ近代的労働形態の他の典型である筋肉労働において上記のように父子の職業伝承関係に安定的ないし停滞的な傾向のつよいということは、近代的な安定を余儀なくさせつづあることを思ふ。もちろんこの調査の対象はこのよだな現象面を観察するためにこそとくに選択されたもので、その他の職業についての全般的結論はそれぞれ別の選ばれた対象についての集計結果をまたねばならぬ。

なお第一四表中の割合その二は同じ職業の父をもつ者がどういう

割合で各職業分野に分布しているかをしめすわけであるが、これによつてみても叙上の諸傾向を重ねて確認することができよう。例えば筋肉労働者を父にもつ者の中の二八・七%は自らも筋肉労働者となつておりその比率は表を縦によんでも横によんでも最高値をしめしている。すなわち他業の父から来た同僚よりも、また他業へ出ていった同胞よりも、その割合においては高い値をしめしているわけになる。工員においては全く逆である。

三、職業の伝承と対立する父子間の職業の移動、いいかえれば近代的労働力の補給源についてみると、上表の割合その二にみるとおり工員の二八・一%は農家から、二五・一%は零細企業体から再生された人口で、それぞれ首位および次位を占め、合せて五三・二という過半を占めている。筋肉労働者においても、ここでは上記のように自力再生産の傾向もつよいが、しかし農家出三二・一%、零細企業体から二〇・六%、合計五三・七%となつて過半をなす。俸給生活者や他の他の職業者についてみても、農家と零細企業体どちらの移動人口は四五・二、四八・〇%と半数にちかい。他方、農家人口の五一・七%、零細企業人口の四三・九%は自ら再生産されており、他業からの移動は極めて分散的である。

四、父子世代間の職業移動は景気の変動を直接の動機とするものではあるが、より本質的には各職業部面の生産構造に規制されたもので、生産構造の相異はそれに伴うその人口の再生産構造の差異を通じて、人口移動現象を一そく強化もし典型化もする。というのは労働力の補給源であるような産業分野ないし社会階級はおくれた家族経営的生産構造と高い出産力をもつてているのを通例とするからである。

われわれの調査は父の出生児数をも問うたがその平均出生児数は五・五人であつた。昭和一五年の出産力調査による再生産年齢を超えた夫婦の平均出生児数は四・六人であつたが、無子夫婦を除くと

五・四人であつた。しかしあれわれのいま本調査に問題にしている父の中には、若くて死んだ者や、まだ再生産年齢を完了していない父をも含んでいるわけであるから、全国平均よりは相当に多産な父であつたといえよう。

父の職業別にみると、筋肉労働者と工員とともに五・八人で最高、農業者の五・七人がこれにつき、以上の三つが平均を上廻る。

五、自由労働者となることが親の多産、同胞の大小とどこまで關係があるかは簡単に検証することはむつかしいが、われわれはそのような問題を念頭において本人の出生順位を聽いた。男子のみについてみた男子同胞中の出生順位別（一男、二男、三男等の別）を、分布を一般人口のそれと対照してしめすと第一五表のような結果となる。

第15表 調査客体および一般人口の男性出生順位別分布の比較

出生順位	自由労働者	一般人口	
		1	2
1	24.1	29.0	
2	19.9	24.0	
3	19.0	18.0	
4	14.6	12.0	
5	10.8	7.0	
6	6.0		
7	5.7		
計	100.0	1000.0	

（備考）一般人口は関する数値については本文の説明参照。

なる。本表中一般人口に関する数字は昭和一五年出産力調査による再生産年齢経過後の夫婦の出生度数分布より総出生児の出生順位別分布を計算し、さらにそれを男子のみの出生順位別分布に換算してみた概数である。本表によつても所謂自由労働者群が比較的多産家

庭の出身であり、かつその出生順位において著しく下位に属するものが多いことを推察できよう。本表の数字に一応の信をおくなれば、自由労働者層へ落ちてきた者の割合は長男、次男においては一般人口のそれよりも低いが、三男からは高くなり、以後あきらかに遞増の傾向をしめしている。

五、ついでに本人自身の子供数をみると、その平均出生児数は男五〇・一五四才、五五・一五九才層でともに四・四人、六〇・一六四才で四・五人で、少數の死離別者をも込みにした平均値ではあるが、上掲全国平均を超えてはいないし、彼らの父の五・五人とくらべると明瞭に低い。この事実を大きな時代の推移の結果と考えるか、それとも最低生活に近い人口層に強制される社会的抑制のあらわれと考へるかはなお論断の資料に乏しい。女子の場合については四五歳をこえた者一二名の平均出生児数が三・一人という低い値をしめすが、この方はあきらかに女子に死離別者が多いための結果である。

七、出生地からみた地域的移動

一、出生地別の構成は、第三節で触れたとおり、六割余は関東地方の生れ、また関東出生者の三割ちかくは川崎市及びその近隣地区の出生者であつたが、この関東地方出生者が最初の就業地をどこに求めたか、またその主要前職の就業地はどこであつたかを観察しよう。

関東地方出生者二七五人（前職なき者二人を除く）の中二六一人すなわち九四・九%は最初の就業地を関東地方内に求めており、また最初の就業地が関東地方内であつた者三一八人の中三一二人、九八・一%はその主要前職就業地も関東地方内にある。とくに川崎市及びその近隣地区での出生者七九人（前職なき者一

第 16 表 川崎市並びに関東地方出生者の最遠方就業地別人員数

	川崎出生者	関東出生者	—	—
神奈川県都	50	21	241	62120017411312
関東東北近中四九北吉朝南満中そ	310010000200000000			
計	78	277		

人を除く）についてみると、その最初の就業地が川崎市及びその近隣地区内の者七五人で同じく九四・九%、また最初の就業地が右地城内の者一〇九人中その主要前職の就業地も同地域内にあつた者は一〇七人、九八・二%に及んでいる。関東地方ないし川崎市出生者を中心としてみた場合、その地域移動は極めて乏しいといえよう。二、他方、関東地方を除く内地出生者は一五〇人で（前職なき者一人を除く）あつたが、その最初の就業地を関東地方に求めた者九人、三二・七%で、その内の半数ちかくは最初から川崎市に来た者となつており、また最初の就業地が関東以外の内地であつた者一五人の中六一人、五三・〇%はその主要前職の就業地を川崎市にもつっていた。都市において所謂「自由労働者」となる人口は都市への流入者でも帰村帰農の途を喪失してしまつた種類の人口層であるから、地域移動が少ないのでもとより当然のことであろうが、それだけまたこの種人口層のいわば都市的停滯性を実証するものとしてよからう。

三、おお右の事実を裏から覗いてるために、彼らがその全職業遍歴中最も遠隔な地へ行つたのはどこかを関東地方出生者および川

崎市とその近隣地区出生者について調べてみると第一六表のよう
で、川崎出生者の六四・一%は神奈川県内を出たことがなく、九一・
〇%の者は東京都及び神奈川県境を越えたことがないことにな
る。関東出生者についてはその八七・〇%の者は関東地方を外に出
ていない。しかし流転したものは少數ではあつたが北海道から台
湾、南洋群島から満州、中国へまで渡つていた。関東地方を出た者
三一人中の一九人、六割以上が北海道を含む外地海外へ行つてい
ることは戦前戦時における植民地的労働市場の発展を回顧させる意味
でとくに象徴的である。

八、最近失業期間の生計と今後の

希望職業

一、最近の失業期間、いいかえれば彼らが失対事業の登録労働者
となるまでの失業期間をどう暮してきただかを見る。四五六人中一四
九人は失業と同時に失対へ来た者であつたので、残りの三〇七人に
ついて集計した結果は第一七表のとおりである。

本表についてみると、失業保険と自分自身の半失業者の不完全勞
働によつて生活していた場合が合せて六一・七%となつて圧倒的に
高く、それについては売り食いであり、親兄弟や縁故関係の世話に
なる割合が極めて低いこととあわせて彼らが典型的に都市における
失業者であることを物語つている。

更に失業期間別にみると、ほぼ過半数は半カ年の失業保険受益期
間を過ぎる前に失対事業へ来ており残りの大部分は一年以上の期
間にわたつて同じく半失業者の日傭労働をしている者であること
がわかる。また失業保険の受益期間を過ぎると売り食いの強化と並
んで妻子の労働への依存が急増していることが注意をひく。

二、また、現在の半失業者の生活の中にあつて果して彼らはどう
くことを希望する者が多い。そこに一沫の生活意慾は窺われるとい

第17表 失業期間別にみたその間の
生活方法別失業者数

	半年未満	半年以上 1年未満	1年以上	計	%
失業保険	110	—	—	110	33.4
時給労働	9	3	8	20	6.1
父子の世話	—	8	18	26	7.9
兄弟の世話	6	7	14	27	8.2
親故者の世話	1	2	1	4	1.2
他人の世話	2	—	1	3	0.9
売り食い	12	16	18	46	14.0
不完全労働	10	6	77	93	28.3
計	150	42	137	329	100.0

(備考) 失業者総数は307人であるが、1人で2項目はわた
るもの22人で、延べ329人となる。2項目にわたる
ものの大部分は半カ年の失業保険とその後の生活方法
との重複である。

第 18 表 主要前職別にみた希望職業別人員数

前職\希望職	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	計
I 農業者	—	1	—	1	1	2	1	5	11
II 筋肉労働者	—	33	—	7	1	11	8	35	95
III 零細被傭者	1	2	8	9	1	10	3	7	41
IV 工員	—	4	—	96	7	11	17	24	159
V 僱給生活者	—	—	—	2	37	7	8	4	58
VI 零細業主	—	—	—	5	1	25	2	18	51
VII その他の	—	—	—	1	2	2	19	7	31
VIII 半失業者	—	—	1	1	5	2	—	1	10
計	1	40	9	122	55	70	58	101	456

(備考) 前職のVIII半失業者は無収入者を含む。また希望職のVIIIは希望なきものをしめす。但し現在で満足と答えたものは内5人のみであつた。

つてよいが、それも主として青年層についてだけみられる現象である。

過去における主職業の分布と対比して希望職業の割合のとくに高いのは零細企業の業主で、彼らが今後につきやかな生活の安定を求めていることをしめしている。それについでは其の他の職業として一括されたものであるが、その内訳をみると若い者では運転手を、年寄りでは守衛、小使いなどを望むものが多く、ささやかな生活の安定を求めている点に変りはない。希望なしとして集計された者の内とくに五人は現状で満足だという答えであつたが、その内の一人の風変わりな僧侶を除いて、他の四人の中二人は零細農家出身の老人であり、他の二人も人夫を前職とした老人であつた。その無抵抗主義的な現状肯定觀はある意味でこの人口層のもつ本質的な社会的性格を象徴するものといつてもよいのではないかとおもう。

九、若干の標本的実例

以上もつばら統計的に観察された諸結果を多少とも具象化する一端として調査票中から年代順に若干票を無作為抽出してその個人的移動歴を例示してみると以下のようである。以下記述中の年齢はすべて調査時昭和二十五年現在の数え年である。

A 六一才、農家出、半世を農家 兼業、半世を人夫、終戦で失業

祖父の代は川崎で一町五反の専業農家、父の代にも耕地はなお一町ほどもつていたが製めん業を兼ねる兼業農家となる。明治二三年その長男として生まる。小学卒業後つづいて二十余年間父の業を手伝つて、大正一五年當業不振で廃業。昭和二年川崎市役所水道部の人夫となつたが同四年整理で失業、家作賃貸業で生計を営む。昭和一〇年また市役所土木課の人夫となつたが、同二〇年終戦

後整理で失業。再び家主として生計を立てるが満足に食えず。昭和二五年三月失対へ入る。将来に希望なし。

B 六一才、農家出、工員勤続二十五年、

戦災で失業

明治二三年東京西多摩の六反百姓の三男として生まる。小学卒業後ほぼ一五年間入営期間を除いて親の家で手伝い。大正九年目黒の大日本ビールの工員となり、昭和二〇年まで二五年間勤続、組長となる。同年戦災で帰郷、依然として六反歩の兄の家に寄食、農事を手伝う。二三年末川崎市にきて臨時人夫となつて一年余、仕事にあぶれて二五年八月失対り。現在五人世帯の世帯主。別に希望なし。二人の兄と一人の弟はみな都下の零細農。

C 五五才、農家出、店員、店主から

工員へ、二四年整理で失業

明治二九年愛知県下の大きな農家の六男として出生。小学卒業後横浜に出て織維加工品を取扱う零細な貿易商店の店員となつて十余年。大正一二年の震災でつぶれ、翌一三年東京に出て新宿で酒類販売業主となる。これも十余年つゞいたが、昭和一二年事業不振で廃業、川崎にきて昭和電工の塗装工となり十年余を工員として生活してきたところ、昭和二四年末の整理で失業。半年間は失業保険で食つていたが、二五年七月失対に入る。現在四人世帯の世帯主。希望なし。

D 五四才、農家出、集配人として

二〇年勤続、二四年整理で失業

明治三〇年川崎で一町五反農家の三男として出生。小学卒業後、一九の年まで親の家で農事の手伝い。この年結婚して独立、川崎市

で人夫となる。昭和五年一時農業日傭となつたが、翌六年川崎郵便局の集配人となり昭和二四年まで二〇年ちかくを勤続。同年整理により失業、数カ月後失対入り。出生兒数一〇人、現在八人世帯の世帯主。

E 五一才、自営業世帯の出、統制で失業

徴用で事務員

祖父以来東京中央区で青果物卸販売業、明治三三年次男として出生、高小卒後一五年間親の家で仕事の手伝いをしていた。この間に結婚。親の家は昭和一八年企業整備で廃業、本人は独立して遊技場の経営をはじめたが、年余にして徴用されて合成樹脂製造会社の事務員となる。一年にして戦災、終戦をむかえ失業、約一年間売り食いの後、埼玉県下のプラスチック製造会社の事務員となつたが、二四年三月解散、再び一年ちかくを売り食いで暮して後、二五年三月川崎へきて失対に入る。今後の希望としては守衛と答えている。なお兄も現在は川崎で郵便局の雇員となつている。

F 四六才、自営業世帯出の自営業者、

徴用で工員、失業後再起に失敗

祖父・父とともに三重県宇治山田市で米屋、明治三八年次男として出生、中学卒業後一〇年余親の家で精米販売の手伝い。昭和七年分家して県下志摩郡に移り時計の修理販売業を自営、翌年結婚。昭和三年徴用されて愛知県下の火薬充填工となつたが、二〇年八月解散、同県下の耐火煉瓦製造店の機械修理工となる。但しこれも二三年二月解散のため、その地で一年余時計修理で自宅内職。二五年三月單身川崎に移つて時計修理販売の店を開いたが、資金難のため一カ月ともたず、二五年六月失対に入る。希望は精密機械工となること。なお兄も弟も故郷でそれぞれ別に時計の修理販売を自営している。

G 三七才、農家出、戦争時代を

工員、終戦で失業

大正二年茨城県下の一町五反農家の次男として出生。小学卒業後は親の家で手伝い。昭和八年入团。昭和一年保土谷化学でガス圧縮工となつたが健康を害し、一三年東京へ出て東洋精機で魚雷製造の仕上工となる。昭和二〇年会社の閉鎖とともに茨城に帰り、農機具修繕の自営業主となつたが、昭和二十五年ごろ不景氣で廃業、川崎へきて失対に入る。現在六人世帯の世帯主。今後の希望は機械修理の仕上工として再起すること。

なお長兄は親の跡をついで農業者。次兄は二〇才で死亡、四男の弟は四反歩の零細農。

H 三三才、漁村出の工員、終戦で失業、

戦後は人夫へ

大正七年静岡県榛原郡の半農半漁の家の三男として出生。小学卒業後、生地牧の原の小さな紅茶製造株式会社の仕上工となる。昭和一二年横浜に出てヂーゼル自動車を造る大工場の歯切工として昭和二〇年まで就業。終戦後一時親の許に帰つて手伝いをしていた後、二三年土木組の人夫となつて長野県へ、更に新潟県へ行つたが仕事の完了とともに失業。昭和二十五年一〇月川崎の失対へ。今後の希望は再び歯切工となること。

なお長兄は故郷で漁師、次兄は幼くて死亡、四男の弟は本人と同じく自動車工場の仕上工だが二三才で戦死。五男の弟はまだ一八才で家業の手伝い。

I 二六才工員世帯出の工員

祖父は群馬のハタ織業、父は川崎で機械修理工だつた。大正四年その三男として出生。なお独身。高小卒後、昭和一六年川崎で自動車部品製造の日本鍛工の仕上工となつたが、昭和二〇年解散により失業。健康を害していたので群馬へ帰郷、祖父の家でハタ織と農作

の手伝いをして健康を回復。昭和二十四年一〇月また川崎へきて自動車部品製造の町工場へ製鐘工として就職したが、二五年七月病氣で失職。同年九月失対へ入る。希望は再び自動車部品製造工となること。

なお長兄は川崎埠頭の起重機の運転工、次兄と四男の弟はともに三才で死亡。五男の弟は本人と同じく川崎で自動車部品製造工。

J 二六才、零細自営業者出の小僧、戦

後独立したが税金禍で廃業

同じく大正一四年静岡在の運送業者の三男として出生、小学卒業後、昭和一九年まで約七年間朝鮮の京城で乾物販売商の小僧として働く。一九年入當して終戦をむかえる。二〇年名古屋で進駐軍のボイととなつたが二一年二月部隊の移動により失職、故郷へ帰つて遠海漁師となつたが食えず、同年一〇月川崎へきてかつき屋となり、主食類のやみ売買を行うこと半年余、二二年六月乾物店販売店主として独立、その年一一月に結婚。自営二年に及んだが税金攻めで堪え切れず、二四年六月再び乾物食料品の行商へ転落、但し食つて行けず、二五年九月失対へ入る。現在四人世帯の世帯主で、希望は再び乾物商として独立すること。

なお長兄は故郷で魚卸売業、次兄も故郷で荷物運送業主、四男の弟は川崎で旋盤工、五男の弟は故郷で漁師。

K 二四才、工員世帯出の工員、終戦で失業、

短期就業を繰り返して失対へ

祖父は東京で旋盤工、父も東京で鉄道技手、その長男として昭和二年東京で生まる。なお独身。工業学校を卒業。

昭和一七年東京で航空機配電盤製造の小工場の仕上工となり、翌一八年横須賀の浦賀ドックの仕上工に転じる。一九年兵役、その後終戦をむかえ、二一年川崎で小さな機械修理請負組の修理工となつたが、請負仕事の完了とともに失業。同年また横浜で同じく機械

修理請負組の修理工となつたが、これも仕事完了とともに失業。二年再び川崎にきて東京造機のエアコンプレッサー製造仕上工としてやつと落ち付く。但し二四年六月整理にあつて失業。一時失業保険で暮して後、同年末建築請負組の土工となる。仕事完了とともに失職、二五年三浦で日本フォードのアスファルト道路築造の請負工事に入つたが、これも同年六月仕事の完了とともに失職、すぐ川崎へきて失対に入る。希望は再び仕上工となること。

L 二三才、勤め人世帶出の工員、終戦で失業、

二四年整理で再失業

父は横浜で会計事務員、その長男として昭和四年出生。未婚。小学校卒業。

昭和一八年三菱重工業横浜造船所の鉄打ち工に就職したが、昭和二〇年終戦とともに整理にあつた。すぐ川崎の東芝小向工場の旋盤工となつたが、これも二四年八月の整理により失業。一時失業保険で暮して後、二五年失対へ。希望は仕上工となること。なお弟の一人も工員となつてゐる。

一〇、要 約

近代都市の一角にたゆみなく集積される失業と貧困がぎりぎりのところまでつきつめられてゐるといつてよい所謂「自由労働者」について試みられた職業移動に関する調査の以上の結果からその要点を列記してみるとおおよそ以下のようである。日本資本主義の特性が規制する人口の総再生産過程の実態をこのような極限点において検証しようとする一ばん大事な目的については他の職業集団に対する調査結果の集計完了をまつて再検討することとし、ここにはただ事実の示唆する暗示を備忘するに止める。

一、調査客体は種々の点で異質的な二つの層をもつていた。年齢

的にみても四〇才をこえる老齢層の比重が遞増的であつたが、しかしまた主として工員から落ちてきた二〇一二五才前後の青年層の多いのも注目された。彼らの主要前職をみても、工員と筋肉労働者が第一、二位を占め、両者合せて過半数を占めており、しかも工員からきた者は青年層に、筋肉労働者であつた者は老年層に多く年齢の二つの層をそれぞれ代表している。この対照は彼らが今後どうしようとしているかという生活態度の中にまで現われていた。

二、彼らの前身は、工員と筋肉労働者とについて零細企業の業主または被傭者であつた者が多く、右三者合計で全体の七割五分をこえる部分を占めていた。零細企業の占める位置の重要さは單に彼らの前職についてみられるばかりではなく、さらに彼らの父の職業についても認められる。彼らの父の三七%は農業者であったが、それについて二八%は零細企業に属し、その大部分（全体の二六%）はその業主であつた。即ち全体の六割を超える者は農家か零細業主の家から出た者であつたことになる。

三、右の三つの主要職種について父子間の職業の移動をみると、工場労働、零細企業のすべてに通じて農家がその労働力の源泉をしていることはいうまでもないが、それとともに零細企業と筋肉労働においては相当強度な父子間の職業伝承関係が認められ、また零細企業人口がいわば都市における土地なき農家として工場労働と筋肉労働に対し相当に重要な労働力源をなしていることが確認せられた。

四、彼らの職業移動の経歴においても父子間の職業移動にみたと同じ傾向が再認せられ、とくに零細企業が脊骨的な職業移動の傍系的媒介路をなしていることが注目される。それは彼らが農家の出たると都市世帯の出であるとを問わず双方に確認された一般的事実である。また彼らの職歴は明治末期にまで遡つて時代の推移を極めて典型的に反映しており、とくに終戦後における労働市場の割期的な

收縮をしめして遺憾ない。その間の事情はさらにその離職理由の觀察によつても一そつ明瞭に觀取せられ、非自發的な失業の著増とより生活を求めての離職の著減となつて現われている。とくに終戦直後、昭和二〇一二一年について現われるそのような傾向が昭和二四一二五年期に入つて再度一そつ深刻に現われていることが注意をひく。國民經濟再建のための受難はこの人口層にとつては敗戦による場合と全く同じ受難として現われているわけである。

五、このような職業移動を裏打ちしている人口の再生産力を彼らの父の子供数でみるとその生涯における平均出生兒数は一般人口のそれよりも相当に高いとみてよい。また彼らの出生順位は著しく下位にかたよつており、彼らが概して多産家族の三男以下に生まれた者であつたことがわかつた。他方、彼ら自身の出生兒数は明きらかに親よりは低かつたが、それは一般の出生率低下傾向を反映している程度で、とくにこの落層人口層に特有の差別出生率を語らねばならぬよう示唆はなかつたといつてよからう。

六、職業移動に伴う地域移動については全般的な分析を行わなかつたが、川崎市及びその隣接地区の出生者なしし関東地方の出生者についてみた地域移動は極めて乏しく、少くともこの人口集中地域に再生産される労働階級人口には国内移動はほとんどなかつたといつてもよいようである。但し少數の国外移動の中では北流道を含む外地外国への移動が大部分を占めていたことが注意をいく。

附 記

七、彼らの最近の失業期間の生活方法をみると半年以内の失業保険を別とする、半失業者的な日傭労働によつて暮しを立てていた場合が圧倒的に多く親兄弟や縁者の世話をなつた例は極めて少なかつた。そういう傾向は失業期間が一年をこえる場合に特に顯著であった。

八、彼らが将来によせている希望は以前の職業に再帰することであつたが、相当多数の者は希望なしと答え、その中には現状を以つた。

九、なお、彼らの父と彼ら及び彼らの兄弟との間の父子職業移動の状況を見ると工員の場合を除いて職業伝承の関係は極めて濃厚であり、また工場労働力はその補給源を主として零細企業人口と農業人口とともにもつていることがここにも重ねて実証された。すなわち彼ら自身について觀察された場合と同様の諸傾向が実証されたが、世代の変化に伴う職業移動の全般的觀察は他の職業集團についての調査結果と合せて再検討せられねばなるまい。

一〇、昭和二〇年敗戦以後に曝露され、昭和二四年ドッジ・ラインによる國民經濟再建政策の強行以来ふたたび形をかえて痛感せられるに到つた過剩人口の一端はわれわれの調査結果の中にも亦なまなましい事実として觀取されたが、われわれはそれがわれわれの調査結果の中にもその一端を窺知させたような日本資本主義に特有な職業移動構造の中で生起し、したがつてまたそれに特有な人口の総再生産過程を背景として現われている事実であるといふ点に一そうの関心をよせねばなるまい。それらの総括的な検討と論断は全集計の結果をまつて更めて試みることとする。

この調査が個別面接調査の方式によつて行われたことは本文中にのべたとおりであるが、この困難な仕事は調査結果の集計とあわせて現在厚生省職組書記の鈴木齋郎君によつて行われた。附記してその勞を謝したい。なお人口問題研究所中間報告資料第五号としてガリ版印刷されている「川崎市失業対策事業労働者についての職業移動調査結果表」は誤算と誤植とが少くなかつたので本稿の数字とそこするところも少くない。本稿によつて訂正されたい。追加集計分を加えて更めて補正版を出すはず。

資料

国際移民統計資料

黒田俊夫

国際移民の問題が今日程世界の社会・経済的問題として切実な関心を惹くに至つたことはないであろう。その理由はおほむね次の三点に要約されると思われる。

第一は、第二次大戦後における欧洲、特に東独から西独に流入せる大量の避難民を中心とする過剰人口と欧洲經濟收縮の圧力である。

第二は、いぜんとして膨脹の一途をたどるアジア人口とその極度に低い生活水準の圧力である。

第三は、戦後における国際連合の成立である。世界を一環としてその生活水準の向上と平和の確立を念願とする国際連合の成立は、このような国際移民の問題を世界的に検討する機会と可能性を與えたのであつて、国連はその基本政策の一として国際移民の問題をとりあげている。もつとも技術的にはこの問題は下部機構としての国際労働局の担当するところであるが、このことは、国際平和の確立に対する国際移民の役割や各国民の生活水準の向上、維持或は経済開発と移民との重要な関連性をあらためて確認するに至つたことを意味している。

国際的移民の促進とこの問題の解決には尙極めて多方面の諸困難な事情が伏在することはいうま

でもないが、さしあたつて重要な基本的作業の一は正確な移民統計資料の整備である。この点に関し、ロンドン大学の Julius Isaac 氏は、その著 *Economics of Migration, 1947-* において従来の統計資料を新しい観点から統一整理発表しており、国際移民統計資料として参考に値するである。その理由はおほむね次の三点に要約されよう。

同氏の「移民」の統計的用語についての解釈・方法に関する叙述と統計資料を抜萃して参考に供しよう。

(一) 統計上における移民の意義と取扱方法

Isaac 氏は従来の移民統計において使用されている移民の内容、取扱い方と同氏が使用している意義内容との相違について次の如く述べている。本統計において使用されている「移民」は、人口統計学者の意味する移民とは全く異なる意義をもつていて。人口統計学上の移民とは、一定期間における総人口の増加分と自然増加分との差を意味する。例えば、イングランドとウェールズの人口は一九二一年のセンサスでは三八〇〇万人であり、一九三一年のセンサスでは四〇〇〇万人となつていて。人口動態登記局 (The Registrar General) の報告によれば、この十年間ににおける死亡に対する出生の超過は、約二二〇万人であるが、このことはこの二回のセンサス期間即ち一九二一年の六月から一九三一年四月までの間に約二〇万人の移民があつたことを示している。

ナポレオン戦争以後間もなく一部の移民国や移

ている。

(1) 第一は、センサスの結果と出生・死の登記のいずれも正確であるとの仮定である。初期のセンサスや動態統計においてはもちろん確實であるといえなければかりでなく、最近のセンサスや動態統計においても重大な不正確が見出されるのである。例えば、米国の一九三〇年のセンサスにおいて、このセンサス人口と、一九三〇年の結果とこの期間における自然増加を基礎として算出せる数字との間には一〇〇万人以上の差異があるが、これは一九三〇年よりはむしろ一九三〇年における過少計算が著しかつたことによるものと思われる。米国では五歳以下の児童の約五%が通常計算漏れとなつていてと推計されている。出生の未登記はしばしば行われるのであって、特に南部や西部のある地域では一〇%ないし二〇%にも達している。従つて、センサス地域における異動の実際についての統計が、センサスや人口動態統計における不正確の表示として極めて重要なのである。

(2) 対象期間中における出入移動の純差額は、総人口増加の解釈のみ関連をもつていて。即ちその期間中に移民として出国したる後再び復帰した人々は計算から除外される。他方において、センサスの当日にセンサス地域にいた一時的の訪問者は移(入)民として計算されねばならない。このようにして、センサスの数字と人口動態統計に基づいた移民数の測定方法は移民の動向研究にとつては大した価値がないことを容易に理解しうるのである。

民受入国においては公式にある種の移民統計が実施された。これらの諸国が適用した方法と基準は、前世紀においてしばしば修正されたのであつて、その結果、同じ移民の動向に関する移民受入国が作製した数字と移民国が作製した数字とが、それぞれの国の統計の異質性と不正確のために著しい差異を示していることが多かつたのである。従つて、もしこのような資料を使用して国際比較を行つたり、移民量の変動を論議すると、著しい誤謬を犯すこととなるであろう。一般的に言つて、受入移民の記録は、遅出移民のそれよりも完全である。現在では移出入民の大部分の諸国において比較的信頼しうる資料を利用することができる。しかし、各國の移民統計の基礎となつてゐる基準に差異があるため、国際的比較には尙支障がある。一部の諸国では、統計上の目的のために移民を法的に定義づけてはいるが、この法的定義も国によつて著しく異なつてゐる。それぞれの国の行政当局がその編集する統計において異なる基準を基礎としている。

(1) 移民の個人的性格

(2) 輸送條件

(3) 移民の将来計画

(4) 以上の三箇の基準の組合せ

(5) それぞれの範疇について事例をあげておこう。

(6) 個人的性格、アメリカに移民する自国民のみを emigrant とする(フランス)。有色人種に属する者のみ、或は特定の有色人種のみを immigrate する Tant やする(フランス、英領植民地、南アフリ

カ)。手工労働者のみ、或は雇用契約を有する者のみ、或は大西洋を超えて始めてその国に入国する者のみ、を immigrant とする。

(a) 輸送條件、大西洋を超えるすべての旅行者但し、一等船客を migrant とみなす。従つて特殊の船舶で或は一定率を支払つて到着する船客はこれに該当する。外国の目的地行きの片道の鉄道旅行切符を所有する旅行者も含まれる。

(b) 将來の計画、immigrant というのは、生計の道を求める人々のみ、或は一定期間通常最低二ヶ月間定住する人々のみを指す。

註 以上の如き差別は理論上の興味があるのみならず、現實の問題となるのである。例えある諸國では最近までは高級の旅行者として入國することによつて移民入國制限を免れることができたのである。

国際労働局は、一九二〇年以来、統一された定義を作つてこれを一般に採用せしめる問題に努力を払つてきた。この計画は今までのところ成功をおさめておらず、この点についての協定はいまだ締結されるに至つていない。国際労働局の示した示唆と移民の国際問題としての認識の増大の結果として、最近、各國の移民統計が多少とも統一がとれてきたことはたしかである。国際労働局が国際移民統計を作製する場合には、主として各國の統計に依存せねばならないのであるが、その場合各種の全般の統計表に合致するよう各國の統計を解釈せねばならない。各國の統計が作製された行政的手段や作製に際して使用された定義を研究してできるだけ綿密にその数字を検討するため

に、絶えず注意、努力が払われてゐる。

註 國際労働局の Studies and Reports, Series O (Migration), Nos. 1, 2, 4, p. 7. 参照。

国際労働局の示唆によれば、国際移民統計は主として次の三箇の原理に基かねばならぬといふ。

(1) ある一定期間一国から他国への国際的移動はすぐして migration である。

(2) 永久移民(一年以上) permanent migration と一時移民(二ヶ月以上、但し職業に従事する目的のためにのみ) temporary migration を区別すべきこと。

(3) 母国との植民地間或は同じ母国に属する植民地間の migration は、本来の国際移民 international migration に類推して処理すべきこと。

註 國際労働局の Studies and Reports Series N (Statistics), No. 18, Statistics of Migration p. 69. 参照。

(1) 國際移民統計資料

第一表 自一八四六年
至一九三七年歐洲から新大陸への
移民数(推計)

年	次	年平均
一八四六—一八五〇		二六〇千
一八五一一一八五五		三四〇
一八五六—一八六〇		四〇〇
一八六四—一八六五		四一〇
一八六六—一八七〇		四五〇
一八七一一一八七五		四七〇
一八七六—一八八〇		四八〇

一八八一—一八八五	一八八六—一八九〇	一八九一—一八九五	一八九六—一九〇〇	一九〇一—一九〇五	一九〇六—一九一〇	一九一一—一九一五	一九一五—一九二〇	一九二一—一九二四	一九二五—一九二八	一九二九—一九三二	一九三三—一九三七	第一表							
一、一、一、																			
第二表	同上	移民送出国別移民数割合																	
英 国 諸 島	イ タ リ ー	オ ー ス ト リ ハ ン ガ リ																	
ス カ ン ヂ ナ ビ ア	ス ペ イ ン ツ	ド イ ツ	ス カ ン ヂ ナ ビ ア	ボ ル ト ガ ル	ロ シ ア	イ タ リ ー	オ ー ス ト リ ハ ン ガ リ	ロ シ ア *	ポ ーラ ンド	そ の 他 諸 国									
ス カ ン ヂ ナ ビ ア	ス ペ イ ン ツ	ド イ ツ	ス カ ン ヂ ナ ビ ア	ボ ル ト ガ ル	ロ シ ア	イ タ リ ー	オ ー ス ト リ ハ ン ガ リ	ロ シ ア *	ポ ーラ ンド	そ の 他 諸 国									
ボーランド(一九二〇—一九三二)	ボーランド(一九二〇—一九三二)																		
その他の諸国																			
一八四六年から一九三三年の間における歐洲からの移民五三〇万のうち、約一八〇〇万即ち三分の一以上は英國諸島からの移民であった。	二・四	一・一	一・三	四・四	四・九	一〇	一九	三五	二九	五八〇	七七〇	四三〇	三五〇	三九〇	〇五〇	六〇〇	七三〇	七八〇	六九〇
英國諸島								%											

第3表 歐洲移民の送出国別比率分布(1846—1924)

期間	英國諸島	ドイツ	スカンジナビア	スペイン	ボルトガル	イタリー	オーストリハ ンガリ	ロシア*	ポーランド	その他諸國
1846—50	77.9	14.3	1.6	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	—	5.7
1851—55	67.7	21.9	2.0	0.3	1.5	0.2	1.2	0.0	—	5.2
1856—60	61.4	24.6	2.3	0.9	4.0	2.1	1.1	0.1	—	3.5
1861—65	64.3	19.5	4.4	0.8	3.6	3.6	1.0	0.1	—	2.7
1866—70	49.4	24.1	11.3	1.3	2.2	5.4	1.7	0.1	—	4.5
1870—75	52.2	21.3	6.0	1.9	3.9	6.3	2.8	1.6	—	4.0
1876—80	50.1	16.3	8.2	2.0	4.1	10.2	4.2	1.9	—	3.0
1881—85	37.5	24.9	8.5	7.0	2.4	9.3	5.0	1.9	—	3.5
1886—90	32.5	12.5	7.8	9.8	2.6	17.2	6.7	5.7	—	4.6
1891—95	26.8	11.0	6.6	10.7	4.3	20.6	9.3	7.7	—	3.0
1896—1900	25.4	4.1	3.7	13.4	3.7	27.5	12.8*	6.7	—	2.7
1901—05	22.2	2.7	5.2	6.9	2.4	30.5	19.3	8.0	—	2.8
1906—10	24.1	1.9	3.2	10.5	2.8	29.0	19.1	7.1	—	2.3
1911—15	26.7	1.2	2.1	12.4	4.0	23.2	18.1	10.4	—	1.9
1916—20	29.3	0.6	2.7	22.0	6.1	29.3	2.6	—	2.3	5.1
1920—24	37.1	7.5	3.6	12.7	2.5	21.7	7.4	0.4	4.4	2.7

*1915年まではポーランドを含む

(備考) 本表はギリシア、トルコ及びその他のバルカン諸国の移民を含まないが、これらは19世紀の90年代までは無視してよい程度のものである。したがつて第一次大戦後の数値は東南欧諸国を含まぬ旧移民層の消長をしめす。新旧移民層の状況については次表を参照。

第4表 送出国別米国への移入民数

期 間	絶対数	比 率					その他の諸國
		西部歐洲	北部歐洲	東部歐洲	南部歐洲	英領北アメリカ	
1821—40	743,000	78.8		1.2		2.2	1.5
1841—90	14,685,000	81.2		8.2		7.0	0.1
1891—1915	16,943,000	25.6		66.8		3.2	0.8
1921—24	2,345,000	25.2		41.3		18.6	8.7

第5表 米国・カナダ・ブラジル・アルデンデンへの総移入民数

時 期	比 率				年平均数(千単位)
	米 国	カ ナ ダ	ブ ラ ジ ル	アルデンデン	
1856—60	78.7	8.6	7.9	4.8	203.3
1861—65	78.9	11.1	5.2	4.8	193.4
1866—70	81.9	9.6	2.5	6.0	377.4
1871—75	80.4	7.7	4.2	7.7	384.1
1876—80	73.3	5.9	11.5	9.3	240.6
1881—85	81.4	6.2	4.3	8.1	633.3
1886—90	66.4	4.8	11.6	17.2	683.3
1891—95	67.3	4.1	21.1	7.5	631.1
1896—1900	60.8	4.6	18.6	16.0	513.7
1901—05	76.8	6.8	5.8	10.6	994.7
1906—10	67.1	9.7	5.7	17.5	1,415.0
1911—15	61.9	13.1	9.4	15.6	1,229.0
1916—20	56.5	15.2	13.8	14.5	266.2
1921—24	59.7	11.4	8.5	20.4	713.5
1925—28	33.5	22.0	18.0	26.5	513.1
1929—32	31.4	20.0	18.5	30.1	288.3
1933—37	28.0	6.9	32.7	32.3	100.8

第6表 移民の移出入統計(1927—41年における年平均、単位 1000)
1. 移民受入国における海外移民の移出入統計

国 别	1927—1930	1931—1934	1935—1938	1939—1941
米 国	(+) 107.5	(-) 25.7	(+) 18.1	(+) 31.9
アルデンデン	(+) 79.2	(-) 4.6	(+) 21.4	(+) 3.2
ブ ラ ジ ル	(+) 40.3	(+) 14.0	(-) 0.5	(+) 0.7
豫 州	(+) 20.4	(-) 4.2	(+) 4.7	(+) 7.8

2. 移民移出国における自国民の移出入統計

国 别	1927—1930	1931—1934	1935—1938
英 国	(-) 67.3	(+) 34.9	(+) 12.9
ボ ラ ン ド	(-) 51.9	(-) 10.0	(-) 24.3
イ タ リ ー	(-) 17.3	(+) 2.5	(-) 13.0
ス ペ イ オ	(-) 8.1	(+) 25.6	—
チ ェ ツ コ ス ロ ヴ ア キ ア	(-) 10.1	(±) 0	(-) 2.7

第7表 アジア諸国に定着せる中国人と印度人

地 帶 別 帶	総 人 口	定着中国人数	定着印度人數
温 带			—
満州・蒙古・アジア・ロシア	—	40,000,000	—
センスーン地帯			
ビ ル マ	16,000,000	193,000	1,400,000
マ レ 一 半 島	5,300,000	1,275,000	624,000
シ ャ ヤ	14,500,000	2,500,000	120,000
印 度 支	23,900,000	700,000	6,000
フ イ リ ッ ピ	16,400,000	117,000	不 明
台 湾	5,800,000	4,500,000	—
熱 带			
セ イ ロ ン	5,900,000	—	900,000
蘭 領 東 印 度	68,000,000	1,800,000	28,000

(備考) この数字は R. Mukerjee, Population Problems in South-east Asia, 1945. による。

アルフレッド・ソーヴィー氏「経済と人口」
Economie et Population par M.

Alfred Sauvy
岡崎文規

人口現象の実証的研究は、自余の社会現象の実証的研究よりも一そく古い歴史をもつていて、すなは十七世紀に、ペッティ (Petty) をして「世界の」新光明であると激賞させたグロント (Graunt) の名著(死)表に基く自然的および政治的諸観察 (Natural and Political Observations upon the Bill of Mortality) が現われてゐる。

近代国家の成立と共に、官庁統計機構が整備せられるにつれて、信頼するに足る人口統計資料が豊富に提供せられ、また統計的研究方法が数理的に発達するに至つて、人口現象の実証的研究は一段と盛んになつて來た。殊に、近時、人口問題は、国内的にも、国際的にも、きわめて重要な課題として取上げられるに至つて以来、人口現象に関する実証的研究は、人口学的な、社会学的な、生物学的な諸観点から、統々として発表され、正に現代学界の偉観であるといつてよいほどである。

このことは、人口統計研究の発達のために、まことに好ましいことである。また科学的にきわめて貴重であり、かつ価値の高い研究成果が少くないのであつて、このために、人口統計研究の科学的水準は、年を追うて高まりつつあることも、見逃してはならない事実である。ただ私は、田代の

から不思議に感じていることは、人口現象の実証的研究はかくも盛んであるにくらべて、人口に関する理論的研究がどうして乏しいかという一事である。

この点については、人口現象に関する研究と經濟現象に関する研究とでは、その科学的發展の傾向は大いに異つてゐるようにおもわれる。經濟現象の研究においては、実証的研究の成果も少くないが、それに劣ることなく理論的研究の業績も少くない。たとえば、近代經濟理論は、クルノー (Cournot) 派においては、ワラス (Walras), パントー (Pareto), パンタレオニー (Pantaleoni), ミヨン, ベータ (Schumpeter), リムジ (Rimsky), ミル (Mill) の後継者としての、マーシャル (Marshall), シーグ (Pigou), ロバートソン (Robertson), ラムゼー (Ramsay), ケインズ (Keynes), ハンセン (Hansen), サ缪エルソン (Samuelson), クライン (Klein) によつて、それぞの新らしい經濟理論が展開されている。近代經濟學界のこのような盛況にくらべて、近代人口理論の展開は、遙かに立ちおくているよう感覺される。

しかし、われわれも、近時、すぐれた一人の人口理論学者をもつて至つた。それは、フランス国立人口問題研究所長アルフレッド・ソーヴィー教授である。氏は、すでに一九四三年に「富と人口」 (Richesse et Population) を出版して、人口理論に関する新らしい考査を展開されたのであるが、更に推敲を重ねた上で、本年、「経済と人口」 (Economie et Population) を世に公にせられた。本書は、氏の計画もれじいの人口理論に関するもの

部作のうちの第一巻であつて、菊版三五六頁の勞作である。

人口理論には、時間的にも、また空間的にも超絶しているような永続的なものは一つも存在しないはずであつて、著者は、この著書において、人口に関する一般理論について攻撃しているが、決して観念論的な理論を弄んでいるのではなく、資本主義経済制のもとに見られる失業の継続的な統計的観察に基いて構成されたものである。著者の経歴から見て、著者は、最初に、統計官として統計学的知识に精通しているし、景気研究所所長として経済現象の分析に通曉しているし、更にまた人口問題研究所長として人口学的識見に卓越して、新らしい人口理論を構成するために、あらゆる科学的武器を豊かに兼ね備えている。それゆえにこそ、著者は、近代経済学における均衡理論を取入れることによつて、人口理論に新しい道を開いたのである。いいかえると、この新らしい人口理論は、近代経済理論を人口学的視角から取扱い、人間の経済への再移入を企てたものと見てよい。

しかも著者は、主張しようとする理論を、経済統計と人口統計との基盤の上に打ち立て、そして最も確実な統計的研究方法によつて組立てているから、この理論は、きわめて強固な建築物の觀を呈している。著者は、「富と人口」において、フランスではじめて、適度の觀念を利用して、人口現象と経済現象の関係を攻撃しようと企てたのであつたが、著者が自ら語つているところによると、十分にその目的を果しえなかつたのであつ

て、著者は、そののち、数年間の長きにわたつて、経済学的、人口学的省察の末に、本書を世に問うたのであるから、著者に取つて十分に自信のあるものであり、読者に取つて大いに読みこなえたものであるはいうまでもない。

本書は、二十五章から成り立つてゐるが、大別すれば、三つの部門に区別することが出来る。第一の部門は、最初の九章であつて、人口の適度という觀念を明確にするために、あらゆる角度から精細に考察している。もちろん、人口の適度を問題にするのは、人口理論を構成するにあたつて、その窮屈目的ではなく、一つの重要な手段にすぎないのであつて、著者は、「適度人口の概念は、さし当りの便宜にすぎない。人口学者は、中間的手段として、それを利用することが出来るのであって、それは、あかも数学者が虚数を利用するのと同様である」といつてゐる。

著者は、この人口の適度という觀念に、二様の定義を與えてゐる。すなはち第一の場合における適度の觀念は、生産活動における労働力人口と賃金との関係に基づいて、これを規定しようとするのであつて、この場合、極大の觀念と極小の觀念とに対立するものとして適度の觀念を明確化しようと試みている。第二の場合における適度の觀念は、生産活動における労働力人口のほかに非労働力人口の要素（たとえば老人や幼少年者）を加えて、適度の生活水準につながりをもつてゐる。それゆえに、人口との関係において、適度の生活水準とはどういうものであるかについて、詳しく述べてゐる。

第三の部門は、最後の諸章であつて、人口の適度水準を確保するために必要な諸々の政策、それに対する経費およびその効果などについて、あらゆる角度から考察している。人口の適度水準を実現するにあたつて、その社会の現実の状態、諸政策を行うための條件や可能性についても検討を加えているのであつて、資本主義経済制のもとで、諸政策が効果的によき結果をもたらしえないとするならば、資本主義経済制は、これらの諸政策を行ふに適したよりよい経済制度に席をゆずるほかないであろうとも論じてゐる。

「経済と人口」との概略をかいづまんで紹介すれば、だいたい、右のようであるが、いずれ、それぞの各章を精説して、著者の論旨を学び取りもつと詳しい紹介を試みる機会をもちたいと考えている。人口学の領域において、このような新らしい、そして科学的水準の高い労作が現われたことは、人口学の将来の発展のために、特に慶賀すべきことであつて、著者の学問的精進に敬意を表さなければならぬ。

雑報

総務部、企画科

- 昭和二十七年度調査研究
項目の決定
- 昭和二七年五月決定をみた人口問題研究所昭和二七年度の調査研究項目は左のとおりである。
- 昭和二十七年度調査研究項目
- 戦後七年ふたたび危機をはらむ國際情勢裡に独立国家としての自主性は回復されたが、国民経済の再建と自立は、資本の蓄積に、國際市場における競争に、いよいよ緊急の度を加え、国民生活の安定と向上は差し当つてはむしろ一そう難澁な途をたどらざるをえないであろう。そして国民経済的諸困難がわが国今後の人口問題をますます重大化するであろうことは疑いなく、人口政策の見地からする国策の吟味と反省は一段と緊切さを加えよう。よつて基本的かつ総合的な人口国策の樹立に寄與することを主眼とし、本年度調査研究の重点をとくに左の諸点におく。
- 一、わが国人口推移傾向の不斷の追跡と検討
- 二、わが国人口収容力の実態分析とその合理的な再編成方策に関する調査研究
- 三、産児制限、労働市場、社会保障など当面緊急の諸問題に関する人口政策的検討
- 四、人口問題の国際的動向に関する調査研究
- 右大綱にしたがい両部各科の担当する調査研究細目は以下のとおりである。
- 1 人口史観に関する調査研究
- 2 近代人口問題と人口学説の史的発展に関する調査研究
- 3 適度人口理論に関する調査研究
- 調査部第一科
- 1 人口問題の基礎理論的調査研究
- 2 産業の生産力からみた人口収容力の実態に関する調査研究
- 3 産業構造の特質からみた人口収容力の実態に関する調査研究
- 調査部第二科
- 1 経済社会の進化に伴う人口問題の推移に関する調査研究
- 2 産業構造の特質からみた人口収容力の実態に関する調査研究
- 3 産業構造の特質からみた人口収容力の実態に関する調査研究
- 一、人口数理統計学に関する調査研究
- 2 推測統計学の人口現象への適用に関する理論的調査研究
- 3 標本調査の人口現象への適用技術に関する調査研究
- 4 理念人口に関する研究
- 5 差別生命表に関する調査研究
- 二、ボテンシヤルデモグラフィに関する調査研究
- 1 ボテンシヤルデモグラフィに関する理論的研究
- 2 将来人口の推計に関する調査研究
- 3 市場及び農村の人口現象に関する調査研究
- 4 人口現象の地域的特性に関する調査研究
- 5 在外日本人に関する調査研究
- 六、産児制限、社会保障、国土計画等に関する人口対策的調査研究
- 七、人口統計資料の整備
- 一、人口政策に関する調査研究
- 2 農村人口の社会系譜学的調査研究
- 3 兼業及び離農形態に関する調査研究
- 五、人口政策に関する調査研究
- 1 経済政策における人口政策的要請に関する調査研究
- 2 社会保障制度の人口政策的意義に関する調査研究
- 3 産児制限の人口政策的効果に関する調査研究
- 六、海外人口事情に関する調査研究
- 七、内外人口問題関係文献の整備
- 一、社会階級別差別出産力に関する調査研究
- 2 人口の地域的移動に関する調査研究
- 3 産業および職業別人口に関する調査研究
- 一、人口収容力に関する理論的調査研究
- 2 産業構造の変化と人口構造の推移に関する調査研究
- 3 国民所得と生活水準に関する調査研究
- 4 過剰人口と潜在失業に関する調査研究
- 5 農村人口に関する調査研究
- 一、社会階級別差別出産力に関する調査研究
- 2 人口の地域的移動に関する調査研究
- 3 産業および職業別人口に関する調査研究
- 二、人口の統計学的調査研究
- 1 人口数理統計学の發展過程に関する研究
- 2 推測統計学の人口現象への適用に関する研究
- 3 産業構造の変化と人口構造の推移に関する研究
- 一、社会階級別差別出産力に関する調査研究
- 2 人口の地域的移動に関する調査研究
- 3 産業および職業別人口に関する調査研究

3 居住からみた人口収容力の実態に関する調査研究

4 労働の生産性からみた人口収容力の実態に関する調査研究

5 分配関係からみた人口収容力の実態に関する調査研究

6 過剰人口の特質並びにその地域別、産業別及び社会階級別実態に関する調査研究

三、わが国人口の社会階級別再生産構造の実態に関する調査研究

1 中小企業体人口の再生産過程に関する調査研究

2 近代的労働者階級の再生産過程に関する調査研究

3 最低生活水準以下の人口の再生産過程に関する調査研究

4 人口移動に関する調査研究

5 人口移動に関する人口学的、社会学的並びに経済学的調査研究

6 わが国人口移動とくに職業移動の実態に関する調査研究

三、出産力の社会階級別再生産構造の実態に関する調査研究

1 死流産とくに人工妊娠中絶に関する調査研究

2 過剰人口の特質並びにその地域別、産業別及び社会階級別実態に関する調査研究

3 居住からみた人口収容力の実態に関する調査研究

4 労働の生産性からみた人口収容力の実態に関する調査研究

5 分配関係からみた人口収容力の実態に関する調査研究

6 過剰人口の特質並びにその地域別、産業別及び社会階級別実態に関する調査研究

三、わが国人口の社会階級別再生産構造の実態に関する調査研究

1 中小企業体人口の再生産過程に関する調査研究

2 近代的労働者階級の再生産過程に関する調査研究

3 最低生活水準以下の人口の再生産過程に関する調査研究

4 人口移動に関する調査研究

5 人口移動に関する人口学的、社会学的並びに経済学的調査研究

6 わが国人口移動とくに職業移動の実態に関する調査研究

三、出産力の社会階級別再生産構造の実態に関する調査研究

1 死流産とくに人工妊娠中絶に関する調査研究

2 過剰人口の特質並びにその地域別、産業別及び社会階級別実態に関する調査研究

3 居住からみた人口収容力の実態に関する調査研究

4 労働の生産性からみた人口収容力の実態に関する調査研究

5 分配関係からみた人口収容力の実態に関する調査研究

6 過剰人口の特質並びにその地域別、産業別及び社会階級別実態に関する調査研究

二、人口動態の公衆衛生学的調査研究

1 民族活力の社会生物学的本質に関する基礎理論的調査研究

2 人口再生産力の社会生物学的構造に関する調査研究

3 人口の再生産機能が人口の総機械能力中に占める比重に関する調査研究

4 生活余力の増大と人口再生産力の変化に関する調査研究

5 社会生物学的見地からみた現代社会機構の功過に関する調査研究

6 母性死亡に関する調査研究

7 結核に関する調査研究

8 疾病及び死亡に関する調査研究

9 死流産とくに人工妊娠中絶に関する調査研究

10 差別出産力の遺伝学的調査研究

11 婚姻に関する優生学的調査研究

12 結婚に関する社会生物学的調査研究

13 我が国における産児制限の実態に関する社会生物学的調査研究

14 産児制限に関する社会生物学的調査研究

15 夫婦性生活の実態に関する調査研究

16 人類学的見地からみた人口問題の基礎理論的調査研究

17 人口の集団遺伝学的調査研究

18 人口の文化人類学的調査研究

19 民族問題に関する調査研究

20 民族問題と人口現象との関連に関する調査研究

21 人口の社会生物学的調査研究

22 差別出産力の民族衛生学的調査研究

23 民族素質に関する人口生物学的調査研究

24 民族人口の老衰過程に関する調査研究

25 人口の移動と民族素質に関する調査研究

26 昭和二十七年度出産力調査要綱 (昭和二七、四、三〇)

27 調査の目的

28 昭和十五年の「出産力調査」の施行後十余年の歳月を経過したが、とくに戦時戦後の異常な諸

昭和二十七年度出産力調査

情況にかんがみ、この間における出産力の推移の実相を明らかにして、人口問題研究に緊急不可欠の基礎資料をうることを目的とする。

二、調査の客体及び方法

標本調査の方法により全国の夫婦の一千分の一を抽出し、他計主義による調査を行う。またとくに調査夫婦の一部について産兒調節の状況に関する秘密、自計主義による調査を行う。標本の抽出及び調査の実施は総理府総計局の労働力調査に附帶させる。なお本調査に先立つて別に試験調査を行う。

三、調査の期日

試験調査 昭和二七年五月中旬
本調査 昭和二七年七月一日

四、調査項目

A 一般的事項

1 世帯の所在地

2 夫妻の出生年月

3 同、教育程度（就学年数）

4 同、平常の職業及び従業上の地位（無業者についてはその前職及びその従業上の地位）

位）

B 出産歴に関する事項

1 婚姻に関する事項

イ、実際の婚姻年月

ロ、婚姻届出年月

ハ、夫妻の初婚再婚の別

2 出生児に関する事項

イ、出生順位

ロ、男女の別

- ハ、出生年月
- ニ、双生児の有無

- ホ、現在の生死の別
- ヘ、死亡児の死亡時の年齢

- ト、戦争による死亡か否かの別
- イ、妊娠の順位

- ハ、男女又は不明の別
- ニ、出生児の出生順位区分別にみた死流産

- ホ、胎児の月数
- ヘ、自然死流産か否かの別

- イ、他の参考事項

- 1 別居に関する事項
- イ、一年以上の別居期間の有無

- ロ、その回数及び期間

- 2 産児調節に関する事項（妻の年齢四九歳以下の夫婦の一部について）

- イ、住所の市郡の別

- ロ、夫妻の出生年月、婚姻年月、初婚再婚の別、職業、教育程度

- ハ、現在までの妊娠及び出産事情

- ニ、受胎調節実行の有無

- ホ、右実行者の実行開始期までの妊娠及び

- 出産事情

- ベ、過去及び現在の調節方法

- ト、調節失敗後の妊娠の处置

- チ、産児調節についての意見、感想等

- その他の、旧法による優生結婚相談所が優生保護

- 相談所と改められ、都道府県及び保健所を設置する市はその設置の義務を負わせられ、末端の地区優生保護審査会は廢止され、罰則による罰金額の改定も行われた。

優生保護法の改正

優生保護法の一部を改正する法律は昭和二七年五月一七日付官報で法律第一四一号として公布された。今度の改正は個人負担経費の軽減、手続事務の簡素化、医師会による自主的運営と合理化などを主旨として行われたものであるが、今度の改正が昭和二三年本法施行後累年著増傾向をしめてきている人工妊娠中絶の今後の推移に及ぼす影響は極めて大きいであろう。

今度の改正で最も注目される点は人工妊娠中絶が單に母体の健康保護のために行われる場合（第一四條第四号）または暴行の結果による妊娠の中絶の場合（同第五号）でも従来のような審査を必要とせず医師の認定のみによつて行われるようになつたことである。また本改正は遺伝性でない精神病についても人工妊娠中絶や優生手術を認めるとともに（第一四條第一号、第三條第一号、第二一二條）、母体の生命または健康保護のために許されていた優生手術を本人だけでなくその配偶者についても行いうることとした（第三條第二項）。

なお、本改正により受胎調節の実地指導は、医師以外には、特定の訓練をうけた看護婦、保健婦、助産婦に限定されるに到つた点もいろいろの意味で注意すべき点であろう（第一五條）。

要之、人工妊娠中絶が事実上大幅に自由簡易になつたことと、その運営が全く医師会の手によつて行われるようになつた点に特色があり、世界に類例のないこの種法律の今後の運営の如何は人口政策的見地からも特段の注視を必要としよう。

改正法律により旧法を補正した優生保護法の全文を掲げれば以下のようで、ゴジック文字は今度の改正による重要な改正箇所であることをしめす。但し多少の字句の改正、一部改正に伴う機械的な字句條章の変更等は特示しない。

優生保護法

(昭和二十三年七月公布
昭和二十七年五月改正)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは胎兒が母体外において、生命を保続することができない時期に人工的に、胎兒及びその附屬物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第三條 医師は左の各号の一に該当する者に対して本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事實上婚姻関係と同様な事情にある者を含む)、以

下同じ)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

(優生手術の審査)

一、本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの。

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神病質、遺伝性精神疾患、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

三、本人又は配偶者が癆疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞のあるもの

四、妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞のあるもの。

五、現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞のあるもの。

第六條 前條第一項の規定によつて優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内に中央優生保護審査委員会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

中央優生保護審査会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を手術を行なうべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、

きは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うこととの適否に関する審査を申請しなければならない。

その結果を再審査の申請者、優生手術を皮くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行るべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第五條第一項の審査又は前條の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九條 中央優生保護審査会の決定に対し不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第十一條 前條の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神薄弱に罹つている者について、精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十條（後見人、配偶者、親権を行ふ者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第二十一條（市町村長が保護義務者となる場合）

による場合）に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三條 都道府県優生保護審査会は前條の規定による申請を受けたときは、本人が同條に規定する精神病又は精神薄弱に罹つているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定してその結果を、申請者及び前條の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第三章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四條 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる醫師会の指定する医師（以下指定医師という）は、左の各号に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行なうことができる。

2 医師は、前項の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

三、本人又は配偶者が痼疾患に罹つているもの

由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの。

五、暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの。

2 前項の同意は配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは精神衛生法第二條（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第二十一條（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

(受胎調節の実地指導)

第十五條 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

第四章 優生保護審査会

第十六條 優生手術に関する適否の審査その他この

の法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため優生保護審査会をおく。

(種類と権限)

第十七條 優生保護審査会は中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会をおく。

2 中央優生審査会は厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う。

外、この法律で定める優生保護上必要な事項を除り、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。(構成)

第十八條 中央優生保護審査会は委員二十五人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、これを組織する。

2 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員会をおくことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては都道府県知事がそれぞれ、これを命ずる。

4 各優生保護審査会に委員の互選による委員長一人を置く。

5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関する必要な事項は命令でこれを定める。

第五章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他の優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

第二十一條 都道府県及び保健所を設置する市は優生保護相談所を設置しなければならない。

2 前項の優生保護相談所は保健所に附置することができる。

3 都道府県及び保健所を設置する市は優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ原生大臣の承認を受けなければならない。

4 国は第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

第二十二条 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならぬない。

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独立)

第二十三條 この法律による優生保護相談所でな

ければ、その名称に優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條、第十三條第二項又は第十四條第一項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届けなければならない。

第二十六条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対し、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(通知)

第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖の不能にする目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は改正後の第二十一條第三項（厚生大臣の設置についての承認）の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とななす。

別表

（第十五條第二項違反）
第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

（第二十二條違反）

第三十條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで、優生保護相談所を開設したものは、これを五万円以下の罰金に処する。

（第二十三條違反）

第三十一條 第二十三條の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

（第二十五條違反）

第三十二條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

（第二十六條違反）

第三十三條 第二十七條の規定に違反して、故意な人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下以下の罰金に処する。

（第二十八條違反）

第三十四條 第二十條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは三年以下の懲役に処する。

（第二十九條違反）

第三十五條 この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則

（施行期日）

第三十六條 この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

一、遺伝性精神病
精神分裂病、そうちつ病、てんかん

二、遺伝性精神薄弱

三、顯著な遺伝性遺伝精神病質
顯著な性欲異常、顯著な犯罪傾向

四、顯著な遺伝性身体疾患
ハンチントン氏舞蹈病、遺伝性脊髄性運動失調症、遺伝性小脳性運動失調症、精経性進行性筋肉縮症、進行性筋性栄養障がい症筋緊張病、先天性筋緊張消失症、先天性軟骨発育障がい、白児、魚りんせん、多発性軟性神経纖維症、結節性硬化症、先天性表皮水よう症、先天性ボルフィリン尿症、先天性手掌足しよ角化症、遺伝性視神経い縮、網膜色素変性、金色盲、先天性眼球震とう、青色きよう膜、遺伝性の難聴又はつんぽ、血友病

5 改正前の第二十二条（優生結婚相談所設置の認可）の規定による優生結婚相談所の設置の認可は改正後の第二十二条（優生保護相談所の設置の認可）の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二十号を次のように改める。

二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に関する基準を定めること。

五、強度な遺伝性奇型
裂手、裂足、先天性骨欠損症

昭和二六年における優生

保護法の実施状況

第三十七條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後もなおその効力を有する。

（届出の特例）

第三十八條 第二十五條の規定は、昭和二十二年厚生省令第四十二号（死産の届出に関する規定）の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

第三十九條 この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則

（施行期日）

第三六十條 この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第三十一條 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は改正後の第二十一條第三項（厚生大臣の設置についての承認）の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とななす。

昭和 26 年優生保護法実施状況

	優生手術 実施数	人工妊娠 中絶実施 数	指 医 師 定 数	優生結婚 相談所個 所数	優生結婚 相談所相 談件数	内、受胎調節に 関する相談件数		
						男	女	計
北 海 道	2,556	42,773	327	4	3,360	99	1,958	2,057
青 森	377	10,157	54	8	274	13	86	99
岩 手	669	10,945	93	5	804	12	264	276
宮 城	655	13,676	113	13	316	71	187	258
秋 田	484	10,703	82	10	0	0	0	0
山 形	650	13,997	121	10	203	8	86	94
福 島	202	15,299	150	2	4,532	25	382	407
茨 城	178	8,903	184	0	0	0	0	0
栃 木	59	9,269	147	3	786	18	485	503
群 馬	17	7,310	248	12	2,132	12	606	618
埼 玉	90	9,256	196	9	2,334	226	1,273	1,499
千 葉	25	6,006	189	16	408	26	114	140
東 京	162	33,946	715	9	1,747	33	574	607
神 奈 川	233	13,900	219	9	722	20	453	473
新 善	989	24,804	186	2	51	1	43	44
當 山	494	12,072	71	4	0	0	0	0
石 川	464	7,677	90	3	547	0	544	544
福 井	79	5,292	91	1	386	28	344	372
山 穀	70	3,652	71	3	535	1	453	454
長 野	226	23,185	161	18	4,457	405	2,603	3,008
岐 阜	302	10,554	153	12	388	8	221	229
靜 羽	473	16,344	208	15	1,090	200	453	653
愛 知	537	40,832	250	22	1,278	11	358	369
三 重	155	11,126	147	11	1,606	145	763	908
滋 賀	69	7,009	81	11	939	37	428	465
京 都	139	19,731	239	5	1,066	77	594	671
大 阪	301	35,948	478	37	4,576	221	2,641	2,862
兵 庫	256	27,161	386	25	101	9	47	56
奈 良	39	2,024	97	8	139	27	35	62
和 歌 山	62	5,965	100	12	880	105	286	394
鳥 取	278	6,664	63	6	767	49	485	534
島 根	80	7,153	65	3	0	0	0	0
岡 山	365	14,904	148	9	943	12	356	368
広 島	159	12,510	226	13	816	12	228	240
山 口	468	15,682	107	5	0	0	0	0
徳 島	45	3,201	128	2	244	50	125	175
香 川	406	10,655	72	9	281	27	152	179
愛 媛	386	9,183	99	3	105	13	45	58
高 知	157	3,707	99	6	56	0	14	14
福 岡	985	37,917	311	27	4,096	572	2,562	3,134
佐 賀	86	5,992	98	3	37	2	29	31
長崎	233	11,660	135	12	0	0	0	0
熊 本	315	12,049	135	0	0	0	0	0
大 分	239	9,626	155	0	0	0	0	0
宮 崎	953	10,875	83	0	1,467	81	701	782
鹿児島	66	7,016	160	12	7	2	—	2
計	16,233	638,350	7,731	409	44,476	2,658	20,981	23,629

(備考) 優生手術実施総数 16,233 件中女子位 15,994 件、またその大部分は法第 3 條によるもので 15,753 件、法第 4 條によるもの 480 件である。また人工妊娠中絶実施総数 638,350 件中法第 12 條によるもの 179,593 件、法第 13 條によるもの 458,757 件である。

(2)

I 昭和25年国勢調査結果 (4)

A 全国——職業別人口

第1表 職業(大分類)別、男女別14才以上就業者

職業(大分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	35,575	21,811	13,763	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	1,632	1,129	505	4.6	5.2	3.7
管理的職業	709	683	26	2.0	3.1	0.2
事務従事者	3,036	2,140	896	8.5	9.8	6.5
販売従業者	2,982	1,844	1,139	8.4	8.5	8.3
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	17,040	8,658	8,382	47.9	39.7	60.9
採鉱採石的職業	405	370	34	1.1	1.7	0.2
運輸的職業	440	435	5	1.2	2.0	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	7,838	5,932	1,906	22.0	27.2	13.8
{ 特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者 { 單純労働者(農場鉱山及びサービスを除く)	6,415	4,735	1,680	18.0	21.7	12.2
サービス職業	1,424	1,198	225	4.0	5.5	1.6
分類不能の職業及び不詳	1,430	589	841	4.0	2.7	6.1
	64	34	30	0.2	0.2	0.2

備考 (39頁) 參照

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者

職業(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	35,575	21,811	13,763	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	1,632	1,129	505	4.6	5.2	3.7
技術的従業者						
1 採鉱及び冶金技術者	9	9	0	0.0	0.0	0.0
2 土木建築施工監督技術者	32	32	0	0.1	0.1	0.0
3 土木建築計画設計技術者	27	27	0	0.1	0.1	0.0
4 化学工業技術者	14	13	0	0.0	0.1	0.0
5 機械工業技術者	30	30	0	0.1	0.1	0.0
6 電気工業技術者	45	45	0	0.1	0.2	0.0
7 農業技術員(蚕業を除く)	46	45	1	0.1	0.2	0.0
8 蚕業技術員	9	8	1	0.0	0.0	0.0
9 林業技術員	8	8	0	0.0	0.0	0.0
10 漁業及び水産養殖技術員	2	2	0	0.0	0.0	0.0
11 測量技術者	11	11	0	0.0	0.1	0.0
12 ラジオ放送技術員及び無線通信士	15	15	0	0.0	0.1	0.0
13 製図員及び写図員	20	17	2	0.1	0.1	0.0
14 その他の技術的従業者	32	32	1	0.1	0.1	0.0

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業(小分類)	14才以上就業者	職業別割合				
		総数	男	女	総数	男
15 航海士、船舶機関士及び水先案内人(機関長を除く)	千人 15	千人 15	千人 0	0.0	0.1	0.0
教 授 及 び 教 師						
16 高等、中、小学校及び幼稚園の教師	588	373	215	1.7	1.7	1.6
17 大学、高等(旧)、専門学校の教師	29	26	3	0.1	0.1	0.0
18 そ の 他 の 学 校 の 教 師	20	8	12	0.1	0.0	0.1
そ の 他 の 専 門 的 従 業 者						
19 医 師	76	69	7	0.2	0.3	0.1
20 歯 科 医 師	27	24	3	0.1	0.1	0.0
21 獣 医 師	9	8	0	0.0	0.0	0.0
22 薬 剤 師	25	18	7	0.1	0.1	0.1
23 栄 義 士	2	1	1	0.0	0.0	0.0
24 保 健 婦	10	0	10	0.0	0.0	0.1
25 助 産 婦	37	0	37	0.1	0.0	0.3
26 看 護 婦	91	0	91	0.3	0.0	0.7
27 そ の 他 の 医 療 衛 生 技 術 者	56	21	35	0.2	0.1	0.3
あんま、マッサージ師、柔道整復師及びはり、きゅう師	44	33	11	0.1	0.2	0.1
29 そ の 他 の 療 術 師	4	3	1	0.0	0.0	0.0
30 著 述 者	3	3	0	0.0	0.0	0.0
31 編 集 者 及 び 記 者	25	24	1	0.1	0.1	0.0
32 音楽家及び音楽教師(学校を除く)	11	7	4	0.0	0.0	0.0
33 俳優、舞踊家その他の舞台芸術家及びそれらの教師(学校を除く)	16	8	7	0.0	0.0	0.1
34 画家彫刻家その他の美術家及びそれらの教師(学校を除く)	11	11	1	0.0	0.1	0.0
35 職業スポーツ家及び関連従業者	6	6	0	0.0	0.0	0.0
36 そ の 他 の 芸 人	4	2	1	0.0	0.0	0.0
37 自然科学研究機関の研究者	15	14	1	0.0	0.1	0.0
38 人文科学研究機関の研究者	1	1	0	0.0	0.0	0.0
39 写 真 師	23	21	2	0.1	0.1	0.0
40 図案家及びデザイナー	4	4	0	0.0	0.0	0.0
41 裁判官、弁護士、弁理士及び関連従事者	14	14	0	0.0	0.1	0.0
42 会 計 士	5	5	0	0.0	0.0	0.0
43 宗教家及び宗教教師(学校を除く)	106	87	18	0.3	0.4	0.1
44 社会福祉事業職員(他に分類されない)	18	5	14	0.1	0.0	0.1
45 そ の 他 の 専 門 的 従 業 者	35	23	13	0.1	0.1	0.1
管 理 的 の 職 業	709	683	26	2.0	3.1	0.2
46 国家公務員(課長以上)(他に分類されない)	36	36	0	0.1	0.2	0.0
47 地方公務員(課長以上)(他に分類されない)	63	63	0	0.2	0.3	0.0
48 駅 長、区 長 及 び 助 役	32	32	0	0.1	0.1	0.0
49 鉄 道 専 務 車 墓	1	1	0	0.0	0.0	0.0
50 郵 便 局 長 及 び 電 報 電 話 局 業 務 長	14	14	0	0.0	0.1	0.0

(4)

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数	男	女	数	男	女
51 会社役員	149	147	2	0.4	0.7	0.0
52 その他の支配人及び管理者	373	351	21	1.0	1.6	0.2
53 小売店の支配人及び管理者	15	12	2	0.0	0.1	0.0
54 船長、機関長及び事務長(漁船を除く)	26	26	0	0.1	0.1	0.0
事務従事者	3,036	2,140	896	8.5	9.8	6.5
55 会計事務員	668	421	247	1.9	1.9	1.8
56 速記者、タイピスト及び筆耕	44	4	40	0.1	0.0	0.3
57 図書事務員	3	2	1	0.0	0.0	0.0
58 郵便局事務職員	62	46	16	0.2	0.2	0.1
59 郵便電信集配入	54	53	1	0.2	0.2	0.0
60 有線電信通信員	24	22	0	0.1	0.1	0.0
61 電話交換手	64	2	61	0.2	0.0	0.4
62 駅務従事員	78	75	4	0.2	0.3	0.0
63 集金人	33	27	6	0.1	0.1	0.0
64 納仕	35	11	24	0.1	0.1	0.2
65 その他の事務従事者	1,922	1,439	483	5.4	6.6	3.5
66 鉄道(専務を除く)、電車、バス車掌	47	37	10	0.1	0.2	0.1
販売従業者	2,982	1,844	1,139	8.4	8.5	8.3
67 呼売り人、行商人及び露天商人	293	189	103	0.8	0.9	0.7
68 公債及び有価証券の販売人	2	2	0	0.0	0.0	0.0
69 不動産の販売人及び仲立人	5	5	0	0.0	0.0	0.0
70 保険代理人及び保険外交員	32	29	3	0.1	0.1	0.0
71 広告宣伝人及び広告代理人	4	4	1	0.0	0.0	0.0
72 勘定員及び外交員(他に分類されない)	104	100	4	0.3	0.5	0.0
73 商品の仲買人及び仲立人	108	95	13	0.3	0.4	0.1
74 販売に従事する飲食店主	89	48	41	0.3	0.2	0.3
75 販売に従事する小売店主(他に分類されない)	917	705	212	2.6	3.2	1.5
76 販売店員及びその他の販売従業者(他に分類されない)	1,427	667	760	4.0	3.1	5.5
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	17,040	8,658	8,382	47.9	39.7	60.9
農夫、牧夫及び類似従業者						
77 農耕作業者	5,233	4,395	839	14.7	20.2	6.1
78 養蚕作業者	34	20	14	0.1	0.1	0.1
79 営産作業者	38	30	9	0.1	0.1	0.1
80 農耕賃労働者	346	190	156	1.0	0.9	1.1
81 養蚕賃労働者	3	1	2	0.0	0.0	0.0
82 営産賃労働者	12	10	2	0.0	0.0	0.0
83 農耕家族従業者	10,088	3,008	7,079	28.4	13.8	51.4
84 養蚕家族従業者	155	18	137	0.4	0.1	1.0
85 営産家族従業者	44	14	30	0.1	0.1	0.2
86 植木職及び造園師	16	15	1	0.0	0.1	0.0
伐木夫、獵師及び類似従業者						

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
87 伐木夫	94	91	3	0.3	0.4	0.0
88 運材夫	57	55	2	0.2	0.3	0.0
89 権林夫及び手入夫	18	15	3	0.1	0.1	0.0
90 特殊林産物生産採取人	15	13	3	0.0	0.1	0.0
91 炭焼夫及び製薪夫	229	189	40	0.6	0.9	0.3
92 獵師及びその他の捕獲人	1	1	0	0.0	0.0	0.0
漁夫及び類似従業者						
93 漁業者(賃金労働者を除く)	315	288	28	0.9	1.3	0.2
94 漁業賃金労働者	272	260	12	0.8	1.2	0.1
95 潜水漁夫	2	1	2	0.0	0.0	0.0
96 藻貝類採取人	44	28	17	0.1	0.1	0.1
97 水産養殖従業者	9	6	3	0.0	0.0	0.0
98 漁船の船長、機関長及び事務長	9	9	0	0.0	0.0	0.0
採鉱採石的職業						
99 採鉱夫及び盤岩夫	12	11	0	0.0	0.1	0.0
100 採炭夫及び掘進夫	131	130	1	0.4	0.6	0.0
101 支柱夫及び支操夫(充填夫を含む)	48	48	0	0.1	0.2	0.0
102 坑内運搬夫	29	29	1	0.1	0.1	0.0
103 選鉱夫	7	5	2	0.0	0.0	0.0
104 選炭夫	22	7	15	0.1	0.0	0.1
105 繫井夫及び試錐夫(井戸掘職を除く)	3	3	0	0.0	0.0	0.0
106 石切出夫	19	18	0	0.1	0.1	0.0
107 土砂採取夫	22	18	4	0.1	0.1	0.0
108 採鉱採石的単純労働者	43	35	8	0.1	0.2	0.1
109 その他の採鉱採石的作業者(単純労働者を除く)	59	56	3	0.2	0.3	0.0
110 監督及び職長(採鉱採石における)	11	11	0	0.0	0.1	0.0
運輸的職業						
111 バス及び乗用自動車運転手	64	63	1	0.2	0.3	0.0
112 トヨタク運転手	201	201	0	0.6	0.9	0.0
113 電車運転手(気動車を含む)	22	22	0	0.1	0.1	0.0
114 工場、鉱山、森林等の電車運転手及び機関車機関士	4	4	0	0.0	0.0	0.0
115 人力車夫及び輪タク車夫	8	8	0	0.0	0.0	0.0
116 牛馬車曳(駆者を含む)	49	48	1	0.1	0.2	0.0
117 電気機関車機関士及び機関助士	6	6	0	0.0	0.0	0.0
118 機関車機関士及び機関助士(電気機関車を除く)	35	35	0	0.1	0.2	0.0
119 水夫及び甲板部員	36	36	0	0.1	0.2	0.0
120 船頭(漁船を除く)	14	10	4	0.0	0.0	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者(他に分類されない)	7,838	5,932	1,906	22.0	27.2	13.8
A 特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	6,415	4,735	1,680	18.0	21.7	12.2

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
金属及び金属製品関係職業	千人	千人	千人			
121 自動車組立工及び修理工	82	81	0	0.2	0.4	0.0
122 鉄道車輛組立工及び修理工	29	29	0	0.1	0.1	0.0
123 船舶(鋼船)組立工及び艤装工	22	22	0	0.1	0.1	0.0
124 その他の機械組立工及び修理工	285	270	14	0.8	1.2	0.1
125 鑄造工	73	70	3	0.2	0.3	0.0
126 鍛造工	78	75	2	0.2	0.3	0.0
127 裝蹄師	6	6	0	0.0	0.0	0.0
128 圧延工	26	26	0	0.1	0.1	0.0
129 熱処理工	5	5	0	0.0	0.0	0.0
130 鉄工(鉄筋工, 鉄骨工, リベット工及び造船鉄木工も含む)	17	17	0	0.0	0.1	0.0
131 製餾工	22	22	0	0.1	0.1	0.0
132 鋸工及び配管工	22	22	0	0.1	0.1	0.0
133 工具工及び金型工	2	2	0	0.0	0.0	0.0
134 板金工(ブリキ職を含む)	62	60	2	0.2	0.3	0.0
135 鑄物職徒弟	2	2	0	0.0	0.0	0.0
136 鍛冶職徒弟	9	8	1	0.0	0.0	0.0
137 製銅工及び製鋼工	13	13	0	0.0	0.1	0.0
138 非鉄金属製鍊工	7	6	0	0.0	0.0	0.0
139 焼接工	50	49	1	0.1	0.2	0.0
140 ヤスリ仕上工及び金属研磨工(手仕上工を含む)	40	36	4	0.1	0.2	0.0
141 研磨盤工	7	7	1	0.0	0.0	0.0
142 伸線工	6	6	0	0.0	0.0	0.0
143 金属プレス工	24	21	3	0.1	0.1	0.0
144 旋盤工	156	153	3	0.4	0.7	0.0
145 フライス盤工	7	7	0	0.0	0.0	0.0
146 その他の工作機械工	15	14	1	0.0	0.1	0.0
147 メッキ工(金属防錆工を含む)	17	15	2	0.0	0.1	0.0
148 その他の金属及び金属製品関係作業者(単純労働者を除く)	159	137	22	0.4	0.6	0.2
紡織関係職業						
149 繰糸工	70	3	66	0.2	0.0	0.5
150 精紡工及び粗紡工	87	10	77	0.2	0.0	0.6
151 染糸工及び合糸工	33	7	25	0.1	0.0	0.2
152 揚返工, 再繰工及び総取工	17	1	16	0.0	0.0	0.1
153 織布工	245	36	209	0.7	0.2	1.5
154 製綱工及び製網工(金属製品を除く)	29	11	18	0.1	0.1	0.1
155 編物工及びメリヤス編立工	41	13	27	0.1	0.1	0.2
156 糸染色工	58	44	14	0.2	0.3	0.1
157 漂白, 精練及び整理工	29	13	16	0.1	0.1	0.1
158 その他の紡織関係作業者(単純労働者を除く)	242	72	170	0.7	0.3	1.2

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数 千人	男 千人	女 千人	総数	男	女
<u>織物製品関係職業</u>						
159 男子洋服裁縫師	80	70	10	0.2	0.3	0.1
160 男子洋服裁縫師徒弟	23	12	10	0.1	0.1	0.1
161 和服裁縫師及びドレスメーカー	251	29	222	0.7	0.1	1.6
162 刺繡職	6	2	5	0.0	0.0	0.0
163 その他の織物製品関係作業者(単純労働者を除く)	143	45	98	0.4	0.2	0.7
<u>木材及び木製品関係職業</u>						
164 大工	409	409	0	1.1	1.9	0.0
165 船大工及び車大工	40	40	0	0.1	0.2	0.0
166 指物職及び木製家具職	162	160	2	0.5	0.7	0.0
167 大工徒弟	95	94	0	0.3	0.4	0.0
168 製材工	127	121	6	0.4	0.6	0.0
169 合板工	5	4	2	0.0	0.0	0.0
170 桶職及び樽職	42	41	0	0.1	0.2	0.0
171 下駄職	37	31	6	0.1	0.1	0.0
172 製造工業の木工(他に分類されない)	53	51	3	0.1	0.2	0.0
173 竹細工職	56	40	16	0.2	0.2	0.1
174 その他の木材及び木製品関係作業者(単純労働者を除く)	74	59	15	0.2	0.3	0.1
<u>据付機関、建設機械運転工及び類似従業者</u>						
175 蒸汽機関汽罐士及び火夫(他に分類されない)	47	47	0	0.1	0.2	0.0
176 船舶機関火夫及び機関部員	13	12	0	0.0	0.1	0.0
177 内燃機関運転工	4	4	0	0.0	0.0	0.0
178 起重機運転工及び類似従業者	23	23	0	0.1	0.1	0.0
179 建設機械運転工及び類似従業者	5	5	0	0.0	0.0	0.0
<u>その他の特殊技能工及び生産工程従業者</u>						
180 ベン、菓子職	167	129	37	0.5	0.6	0.3
181 精穀工及び精粉工	97	76	22	0.3	0.3	0.2
182 宝石、貴金属鍛職及び細工職	5	4	2	0.0	0.0	0.0
183 時計組立工及び修理工	31	30	1	0.1	0.1	0.0
184 文選工及び植字工	20	16	4	0.1	0.1	0.0
185 製版工	7	7	1	0.0	0.0	0.0
186 印刷工	63	57	6	0.2	0.3	0.0
187 製本工	17	11	7	0.0	0.1	0.1
188 製靴職及び修繕職(工場におけるものを除く)	44	42	2	0.1	0.2	0.0
189 レンズ職(眼鏡師を含む)	5	4	1	0.0	0.0	0.0
190 ガラスはめ職	2	2	0	0.0	0.0	0.0
191 裝飾師	2	1	0	0.0	0.0	0.0
192 内張師	2	2	0	0.0	0.0	0.0
193 漆装工(絵付工及び漆工を除く)	61	55	6	0.2	0.3	0.0

(8)

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業	(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
		総数	男	女	総数	男	女
194	屋根職	28	28	0	0.1	0.1	0.0
195	左官工	67	67	0	0.2	0.3	0.0
196	石工	37	36	1	0.1	0.2	0.0
197	煉瓦積工及びタイル張工	5	5	0	0.0	0.0	0.0
198	コノクリート工	3	3	0	0.0	0.0	0.0
199	表具師	9	9	0	0.0	0.0	0.0
200	電気工	90	89	1	0.3	0.4	0.0
201	電線架線工	48	48	0	0.1	0.2	0.0
202	映写技士	11	10	1	0.0	0.0	0.0
203	日本酒醸造職	5	4	1	0.0	0.0	0.0
204	豆腐製造職	35	20	14	0.1	0.1	0.1
205	麵類製造職	40	26	14	0.1	0.1	0.1
206	彫刻師及び印判師	14	13	1	0.0	0.1	0.0
207	陶磁器工	19	14	6	0.1	0.1	0.0
208	絵付工	13	8	5	0.0	0.0	0.0
209	傘提灯職	25	15	9	0.1	0.1	0.1
210	漆工	8	7	1	0.0	0.0	0.0
211	鳶職	25	25	0	0.1	0.1	0.0
212	疊職	33	30	3	0.1	0.1	0.0
213	監督及び職長(他に分類されない)	138	133	4	0.4	0.6	0.0
214	宝石、貴金属鍛職徒弟	0	0	0	0.0	0.0	0.0
215	屋根職徒弟	2	2	0	0.0	0.0	0.0
216	左官徒弟	18	17	0	0.1	0.1	0.0
217	石工徒弟	2	2	0	0.0	0.0	0.0
218	表具師徒弟	1	1	0	0.0	0.0	0.0
219	陶磁器工徒弟	1	0	0	0.0	0.0	0.0
220	漆工徒弟	1	1	0	0.0	0.0	0.0
221	疊職徒弟	2	2	0	0.0	0.0	0.0
222	居殺夫	1	1	0	0.0	0.0	0.0
223	染色工(糸布を除く)	6	5	1	0.0	0.0	0.0
224	洗濯工及び洗張職	45	32	13	0.1	0.1	0.1
225	袋物職	4	3	1	0.0	0.0	0.0
226	発電工及び変電工	34	34	0	0.1	0.2	0.0
227	井戸掘職	3	3	0	0.0	0.0	0.0
228	熱絶縁工	1	1	0	0.0	0.0	0.0
229	発破係	2	2	0	0.0	0.0	0.0
230	潜水夫	2	2	0	0.0	0.0	0.0
231	操車掛、信号係、転轍手及び連結手	47	47	0	0.1	0.2	0.0
232	その他の特殊技能工、生産工程作業者及び類似従業者(他に分類されない)	1,269	856	414	3.6	3.9	3.0
B	單純労働者	1,424	1,198	225	4.0	5.5	1.6
	単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)						

第2表 職業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

職業(小分類)	14才以上就業者			職業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
233 土工	312	277	36	0.9	1.3	0.3
234 道路工夫	74	64	11	0.2	0.3	0.1
235 鉄道線路工手	55	55	0	0.2	0.3	0.0
236 駅手及び類似従業者	23	22	1	0.1	0.1	0.0
237 沖仲仕及び沿岸仲仕	28	26	2	0.1	0.1	0.0
238 仲仕(沖仲仕及び沿岸仲仕を除く)	79	77	2	0.2	0.4	0.0
239 運搬夫(他に分類されない)	210	191	20	0.6	0.9	0.1
240 人夫雜役(他に分類されない)	574	429	144	1.6	2.0	1.0
241 配達人(トラック運転手及び牛馬車曳を除く)	67	56	11	0.2	0.3	0.1
サ一ビス職業	1,430	589	841	4.0	2.7	6.1
家事サービス従業者						
242 女中(個人の家庭の)	229	0	229	0.6	0.0	1.7
243 派出婦	17	0	17	0.0	0.0	0.1
244 その他の家庭使用人	31	10	21	0.1	0.0	0.2
保安サービス従業者						
245 警察官、海上保安官及び鉄道公安官	183	181	2	0.5	0.8	0.0
246 消防員	25	25	0	0.1	0.1	0.0
247 守衛及び監視人	115	112	3	0.3	0.5	0.0
248 踏切番及び橋番	10	9	1	0.0	0.0	0.0
249 その他の保安サービス従業者	4	3	1	0.0	0.0	0.0
その他のサービス従業者						
250 料理人(個人の家庭を除く)	109	64	45	0.3	0.3	0.3
251 旅館、下宿の番頭	32	13	19	0.1	0.1	0.1
252 寄宿舎、舎監及び寮母	8	3	5	0.0	0.0	0.0
253 女中及び給仕人(個人の家庭を除く)	220	15	206	0.6	0.1	1.5
254 理髪師及び美容師	189	86	103	0.5	0.4	0.7
255 浴場従業者	39	20	19	0.1	0.1	0.1
256 靴磨	2	1	1	0.0	0.0	0.0
257 赤帽及びボーダー	0	0	0	0.0	0.0	0.0
258 携帯品預り人及び下足番	5	2	3	0.0	0.0	0.0
259 エレベータ係	1	1	1	0.0	0.0	0.0
260 掃除人(機械掃除人を除く)	31	12	19	0.1	0.1	0.1
261 娯楽場、競技場の従業員(他に分類されない)	25	9	15	0.1	0.0	0.1
262 ガイド	1	1	1	0.0	0.0	0.0
263 その他のサービス従業者	67	17	50	0.2	0.1	0.4
264 葬儀屋及び火葬場火夫	4	3	0	0.0	0.0	0.0
265 藝妓、ダンサー及び接客婦	81	0	80	0.2	0.0	0.6
分類不能の職業及び不詳	64	34	30	0.2	0.2	0.2
266 分類不能の職業	64	34	30	0.2	0.2	0.2

備考 (39頁) 参照

第3表 職業(大分類)別、年令階級別 14才以上就業者

職業(大分類)	総数	14~19才	20~24才	25~39才	40~59才	60才以上	不詳
実 数 (単位 千人)							
総 数	35,575	4,996	5,798	11,447	10,520	2,798	16
事務的技術的職業	1,632	102	381	641	437	73	1
管理的職業	709	1	13	213	428	53	0
販賣従事者	3,036	445	856	1,134	552	48	1
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	2,982	271	323	1,084	1,090	211	1
採鉱採石的職業	405	37	78	169	113	6	0
運輸的職業	440	42	114	194	84	4	0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	7,838	1,458	1,394	2,644	2,071	268	4
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	6,415	1,276	1,176	2,176	1,583	200	3
單純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	1,424	182	218	467	488	68	1
サバイス職業	1,430	254	314	491	314	54	1
分類不能の職業及び不詳	64	12	12	20	15	5	0
割合 (各年令階級を100.0とする職業別割合)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事務的技術的職業	4.6	2.0	6.6	5.6	4.2	2.6	6.3
管理的職業	2.0	0.0	0.2	1.9	4.1	1.9	0.0
販賣従事者	8.5	8.9	14.8	9.9	5.2	1.7	6.3
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	8.4	5.4	5.6	9.5	10.4	7.5	6.3
採鉱採石的職業	1.1	0.7	1.3	1.5	1.1	0.2	0.0
運輸的職業	1.2	0.8	2.0	1.7	0.8	0.1	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	22.0	29.2	24.0	23.1	19.7	9.6	25.0
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	18.0	25.5	20.3	19.0	15.0	7.1	18.8
單純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	4.0	3.6	3.8	4.1	4.6	2.4	6.3
サバイス職業	4.0	5.1	5.4	4.3	3.0	1.9	6.3
分類不能の職業及び不詳	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0
割合* (各職業を100.0とする年令階級別割合)							
総 数	100.0	14.0	16.3	32.2	29.6	7.9	0.0
事務的技術的職業	100.0	6.2	23.3	39.3	26.8	4.5	0.1
管理的職業	100.0	0.1	1.8	30.0	60.4	7.5	0.0
販賣従事者	100.0	14.7	28.2	37.4	18.2	1.6	0.0
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	100.0	9.1	10.8	36.4	36.6	7.1	0.0
採鉱採石的職業	100.0	9.1	19.3	41.7	27.9	1.5	0.0
運輸的職業	100.0	9.5	25.9	44.1	19.1	0.9	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	100.0	18.6	17.8	33.7	26.4	3.4	0.1
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	100.0	19.9	18.3	33.9	24.7	3.1	0.0
單純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	100.0	12.8	15.3	32.8	34.3	4.8	0.1
サバイス職業	100.0	17.8	22.0	34.3	22.0	3.8	0.1
分類不能の職業及び不詳	100.0	18.8	18.8	31.3	23.4	7.8	0.0

備考 (39頁) 参照

第4表 職業(大分類)別、従業上の地位別 14才以上就業者

職業(大分類)	総数	雇用者のある業主	単独の業主	家族従業者	一般の雇用者	団体及び漁業の雇用者	不詳
実 数 (単位 千人)							
総 数	35,575	769	8,528	12,248	10,880	3,087	61
専門的技術的職業	1,632	41	217	37	540	797	0
管理的職業	709	144	25	3	420	117	0
事務従事者	3,036	7	21	21	1,844	1,153	1
販売従業者	2,982	180	1,259	814	705	22	1
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	17,040	150	5,514	10,525	807	37	8
採鉱採石的職業	405	1	6	3	392	3	0
運輸的職業	440	4	38	14	330	53	0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	7,838	204	1,317	681	5,069	565	3
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	6,415	200	1,269	639	4,134	171	2
單純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	1,424	4	48	42	935	394	1
サービス業	1,430	38	140	150	771	330	0
分類不能の職業及び不詳	64	0	2	1	5	8	48
割合 (各職業を 100.0 とする従業上の地位別割合)							
総 数	100.0	2.2	24.0	34.4	30.6	8.7	0.2
専門的技術的職業	100.0	2.5	13.3	2.3	33.1	48.8	0.0
管理的職業	100.0	20.3	3.5	0.4	59.2	16.5	0.0
事務従事者	100.0	0.2	0.4	0.7	60.7	38.0	0.0
販売従業者	100.0	6.0	42.2	27.3	23.6	0.7	0.0
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	100.0	0.9	32.4	61.8	4.7	0.2	0.0
採鉱採石的職業	100.0	0.2	1.5	0.7	96.8	0.7	0.0
運輸的職業	100.0	0.9	8.6	3.2	75.0	12.0	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	100.0	2.6	16.8	8.7	64.7	7.2	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	100.0	3.1	19.8	10.0	64.4	2.7	0.0
單純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	100.0	0.3	3.4	2.9	65.7	27.7	0.0
サービス業	100.0	2.7	9.8	10.5	53.9	23.1	0.0
分類不能の職業及び不詳	100.0	0.0	3.1	1.6	7.8	12.5	75.0
割合 (各従業上の地位を 100.0 とする職業別割合)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	4.6	5.3	2.5	0.3	5.0	25.8	0.0
管理的職業	2.0	18.7	0.3	0.0	3.9	3.8	0.0
事務従事者	8.5	0.9	0.1	0.2	16.9	37.4	1.6
販売従業者	8.4	23.4	14.8	6.6	6.5	0.7	1.6
農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	47.9	19.5	64.7	85.9	7.4	1.2	13.1
採鉱採石的職業	1.1	0.1	0.1	0.0	3.6	0.1	0.0
運輸的職業	1.2	0.5	0.4	0.1	3.0	1.7	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)	22.0	26.5	15.4	5.6	46.6	18.3	4.9
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	18.0	26.0	14.9	5.2	38.0	5.5	3.3
單純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	4.0	0.5	0.6	0.3	8.6	12.8	1.6
サービス業	4.0	4.9	1.6	1.2	7.1	10.7	0.0
分類不能の職業及び不詳	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	78.7

備考 (39頁) 参照

第5表 産業(小分類)及び職業(大分類)別 14才以上就業者

産業(小分類)	職			
	総数	専門的職	管理的職業	事務従事者
総 数	35,575	1,632	709	3,036
農 業	16,132	19	19	97
農 業	16,132	19	19	97
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	402	3	4	19
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	402	3	4	19
漁業及び水産養殖業	690	5	4	7
漁業及び水産養殖業	675	4	4	7
水産養殖業	15	0	0	0
鉱 業	576	15	8	63
鉱 業	576	15	8	63
5 金 属 鉱 業	45	2	1	6
6 石炭鉱業	462	13	5	51
7 原油及び天然ガス生産業	10	0	0	2
8 土石採取業	41	0	1	2
9 他に分類されない非金属鉱業	23	1	0	3
10 特掲されない鉱業	2	0	0	0
建 設 業	1,379	50	33	80
建 設 業	1,379	50	33	80
製 造 業	5,646	120	224	578
食 料 品 製 造 業	5,646	120	224	578
12 水産食料品製造業	98	0	3	5
13 調味料及び精製粉造業	59	1	4	6
14 穀物及び菓子製造業	102	0	4	5
15 バン及び品子製造業	234	1	6	9
16 飲料その他の食料品製造業	48	1	4	8
17 その他その他食料品製造業	172	1	7	15
煙 草 製 造 業	38	2	1	9
煙草製造業	38	2	1	9
紡 織 業	88	2	2	7
紡織業	88	2	2	7
19 織紡糸及び糸製造業	219	4	4	20
20 摻織糸及び糸製造業	39	0	2	2
22 摻織糸及び糸製造業	415	1	18	25

(単位 千人)

業 (大 分類)									
販 売 従業者	農夫、伐木夫、獵師、漁夫 及び類似従業者	採鉱採石 的職業	運輸的 職業	特殊技能工、生産工程従業者及び 單純労働者(他に分類されない)		特殊技能工、 生産工程従業 者及び類似従 業者	單純労働者 (農場鉱山及 びサービスを 除く)	サービス 職業	分類不能 の職業及 び不詳
				総 数					
2,982	17,040	405	440	7,838	6,415	1,424	1,430	64	
7	15,948	0	7	30	21	9	2	0	
7	15,948	0	7	30	21	9	2	0	
2	341	0	4	24	7	17	2	0	
2	341	0	4	24	7	17	2	0	
2	643	0	5	23	20	3	2	0	
10	631	0	5	22	20	2	2	0	
12	0	0	0	2	0	1	0	0	
4	1	380	9	89	70	19	14	0	
03	0	25	1	9	6	2	1	0	
00	1	309	6	64	54	9	11	0	
00	0	3	0	3	3	0	0	0	
00	0	28	1	8	3	5	0	0	
00	0	12	0	5	4	2	1	0	
00	0	1	0	0	0	0	0	0	
3	3	11	17	1,174	765	409	8	0	
3	3	11	17	1,174	765	409	8	0	
182	49	9	47	4,348	4,095	253	85	1	
56	3	0	1	81	77	4	1	0	
1	0	0	1	39	36	4	1	0	
40	0	0	1	90	83	6	1	0	
6	0	0	1	176	169	7	1	0	
21	1	0	2	27	23	4	1	0	
				123	113	10	2	0	
1	0	0	0	21	19	2	2	0	
1	0	0	1	73	72	2	2	0	
1	0	0	1	182	177	5	6	0	
1	0	0	0	34	33	1	1	0	
4	0	0	1	360	354	6	5	0	

第5表 産業(小分類)及び職業(大分類)別 14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	総数	職			
		専門的職	的業	管理的職	事務従事者
23 メリヤス製造業	57	0	2	2	4
24 染色整理業	73	1	3	3	7
25 草及び草製物、麻製品、綢、網製造業	133	0	3	3	4
26 その他の紡織業	53	0	2	2	4
27 特掲されない紡織業	3	0	0	0	0
衣服及び身廻品製造業(草履を含む)					
28 衣服及び身廻品製造業(草履を含む)	154	0	5	5	9
木材及び木製品製造業(家具を除く)					
29 製材業	273	0	15	15	26
30 竹、杞柳、籐その他蔓及び茎製容器製造業	52	0	0	0	1
31 木製容器製造業(竹、杞柳、籐その他蔓及び茎製容器製造業を除く)	51	0	1	1	1
32 木製履物製造業	38	0	1	1	1
33 その他の木製品製造業	88	0	3	3	6
家具及び建具製造業					
34 家具及び建具製造業	196	0	4	4	5
紙及び類似製品製造業					
35 パルプ、紙及び板紙製造業	105	2	4	4	14
36 パルプ、紙及び板紙製品製造業	52	0	2	2	4
印刷、出版製本及び類似工業					
37 出版業(新聞出版発行を含む)	80	23	8	8	24
38 印刷製本及び類似業(新聞及び出版業を除く)	150	2	8	8	19
化学生工業					
39 化学肥料製造業	75	3	2	2	15
40 製塩	20	0	1	1	1
41 工業薬品製造業(塩及び化学肥料を除く)	95	5	5	5	19
42 レーヨン及びその他の化学纖維製造業	41	2	1	1	5
43 油脂及び石鹼、その他の油脂製品製造業	41	1	4	4	7
44 医薬品製造業	64	5	5	5	15
45 その他の化学製品製造業	47	2	4	4	9
46 特掲されない化学工業	2	0	0	0	1
石油及び石炭製品製造業					
47 石油及び石炭製品製造業	27	1	2	2	5
ゴム製品製造業					
48 ゴム製品製造業	38	1	4	4	12
皮革及び皮革製品製造業					
49 皮革業	10	0	1	1	1
50 皮革製物及び手袋製造業(擬革製品を含む)	27	0	0	0	1
51 皮革製品製造業(皮革製物及び手袋を除く)	13	0	1	1	1

(単位 千人)

販 売 從業者	業 (大) 分類)						サービス 職業	分類不能 及び不詳
	農夫、伐木夫、漁師、漁夫 及び類似 從業者	探鉱探石 的職業	運輸的 職業	總數	特殊技能工、生産工程從業者及び 單純労働者(他に分類されない)	特殊技能工、 生産工程從業 者及び類似從 業者		
1	0	0	0	49	48	1	0	0
1	0	0	1	59	57	2	1	0
2	1	0	0	122	120	2	0	0
2	0	0	0	43	42	2	1	0
0	0	0	0	3	3	0	0	0
5	0	0	0	134	131	2	1	0
6	34	0	12	177	139	38	2	0
1	0	0	0	50	49	1	0	0
1	0	0	0	47	46	1	0	0
2	0	0	0	34	33	1	0	0
2	1	0	1	75	70	5	0	0
4	0	0	0	181	178	4	0	0
1	2	0	1	78	70	8	3	0
2	0	0	0	43	42	2	0	0
5	0	0	1	19	17	3	1	0
8	0	0	0	111	107	4	1	0
1	0	0	0	49	40	9	4	0
0	0	0	1	18	16	2	0	0
2	0	0	2	59	52	7	3	0
0	0	0	0	32	30	2	2	0
2	0	0	1	25	22	3	1	0
4	0	0	1	33	30	2	2	0
3	1	0	0	27	25	1	1	0
0	0	0	0	1	1	0	0	0
1	0	0	1	16	13	3	1	0
2	0	0	1	61	59	3	2	0
0	0	0	0	8	7	1	0	0
2	0	0	0	23	22	0	0	0
1	0	0	0	10	10	0	0	0

第5表 産業(小分類)及び職業(大分類)別 14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	総数	職		
		専門的技術職	管理的職	事務従事者
ガラス及び土石製品製造業				
52 ガラス及びガラス製品製造業	50	1	2	5
53 建設用粘土製品製造業	64	0	2	3
54 陶磁器及び関連製品製造業	67	1	2	5
55 セメント, コンクリート, 石膏, 漆喰製品製造業	42	1	2	5
56 石工品製造業	23	0	0	0
57 その他の非金属鉱物製品製造業	23	0	1	2
第一次金属製造業				
58 金属製錬, 圧延, 合金, 鋳造及び鋳造業	340	10	12	45
金属製品製造業(機械及び車輌を除く)				
59 及物, 手工具及び一般金物製造業	80	0	3	5
60 球形鐵器製造業	5	0	0	0
61 その他の金属製品製造業	184	2	8	15
機械製造業(電気機械器具を除く)				
62 機械製造業(電気機械器具を除く)	325	11	17	54
電気機械器具製造業				
63 電線及びケーブル製造業	22	1	1	4
64 電気機械器具製造業(電線及びケーブルを除く)	183	11	10	35
輸送用機械器具製造業				
65 自動車及び附属品製造業	76	3	3	13
66 船舶及び船舶修理業	179	9	4	23
67 鉄道車輛及び附属品製造業	47	2	1	7
68 オートバイ, 自転車, リヤカー及び部分品製造業	40	1	2	5
69 その他の輸送用機械器具製造業	9	0	0	1
専門機械, 理化学用機械, 計測器, 制御機, 写真機, 光学機械及び時計製造業				
70 専門機械, 理化学用機械, 計測器, 制御機, 写真機, 光学機械及び時計製造業	67	2	4	10
その他の製造業				
71 玩具, スポーツ及び体育品製造業	36	0	1	1
72 ペン, シャープペンシルその他の事務用画用品製造業	20	0	1	2
73 マッサージ器製造業	10	0	0	1
74 その他の製造業	134	1	4	6
75 特掲されない製造業	1	0	0	0
卸売業及び小売業	3,835	22	104	361
卸売業				
76 卸売業(代理店及び仲立業並びに鉱工業会社の販売支所及び販売事務所、一般売主とする本社本店を含む)を除く)	706	4	68	234
77 代理店及び仲立業	109	0	3	10

(單位 千人)

		業 (大分類)						
販売 従業者	農夫、伐木夫、漁師、 及び類似従業者	採鉱採石 的職業	運輸的 職業	特殊技能工、生産工程従業者及び 単純労働者(他に分類されない)		単純労働者 (農場鉱山 及びサービスを除く)	サービス 職業	分類不能 の職業及 び不詳
				総數	特殊技能工、 生産工程従業 者及び類似従 業者			
1	0	0	0	40	37	3	1	0
1	0	0	1	58	53	5	0	0
1	0	0	0	57	51	6	0	0
1	0	2	1	29	24	6	1	0
0	0	1	0	22	21	1	0	0
0	0	1	0	17	15	2	0	0
3	1	3	4	254	229	25	9	0
2	0	0	0	68	66	2	1	0
0	0	0	0	4	3	0	0	0
3	0	0	1	152	145	7	2	0
5	0	0	2	229	219	10	6	0
0	0	0	0	15	14	1	1	0
5	0	0	1	117	112	5	4	0
1	0	0	1	54	52	2	2	0
0	0	0	1	137	128	9	5	0
0	0	0	0	35	33	2	1	0
1	0	0	0	30	29	1	1	0
0	0	0	0	8	8	0	0	0
2	0	0	0	48	47	1	1	0
1	0	0	0	31	31	1	0	0
1	0	0	0	16	15	0	0	0
0	0	0	0	8	8	1	0	0
5	0	0	0	117	114	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,662	23	2	20	404	317	86	240	0
284	12	1	13	83	56	27	7	0
85	3	0	1	7	3	4	0	0

第5表 産業（小分類）及び職業（大分類）別 14才以上就業者（つづき）

産業（小分類）	総数	職			
		専門技術職	的的業	管理職	事務従事者
78 鉱工業会社の販売支所及び販売事務所 (卸売を主とする本社本店を含む)	12	0	2	2	5
小売業					
79 酒及び調味料小売業	89	0	1	2	20
80 食肉小売業	43	0	0	0	1
81 鮮魚介小売業	198	0	0	0	1
82 果物野菜小売業	193	0	0	0	1
83 パン及び菓子小売業	295	0	0	0	1
84 その他の中食料品小売業	337	0	3	34	34
85 飲食店	384	0	8	8	8
86 各種商品小売業	55	1	3	3	15
87 服、衣服及び身廻品小売業	356	0	3	3	7
88 靴及び履物小売業	75	0	0	0	0
89 家具及び建具小売業(疊を含む)	37	0	0	0	1
90 医薬品及び化粧品小売業	103	14	1	1	4
91 陶磁器及びガラス器小売業	24	0	0	0	1
92 金物、荒物、家庭用品及び農耕用品小売業	326	0	2	2	9
93 自転車小売業	26	0	0	0	1
94 その他の路上運搬機小売業(自転車小売業を除く)	10	0	1	1	2
95 玩具、運動具及び娯楽用品小売業	28	0	0	0	0
96 その他の中小売業	427	1	7	7	24
97 特掲されない小売業	4	0	0	0	0
金融、保険及び不動産業	363	2	38	38	241
金融、保険及び不動産業					
98 銀行及びその他の金融業	265	1	27	27	193
99 保険業及び保険代理業	85	1	9	9	44
100 不動産業	13	0	2	2	4
運輸、通信及びその他の公益事業	1,806	74	117	117	669
運輸業					
101 国有鉄道、地方鉄道及び軌道業	600	27	38	38	201
102 道路運送業	305	1	12	12	53
103 水運業	156	11	28	28	18
104 倉庫業及び保管業	24	0	2	2	9
105 運輸に附帶するサービス業	168	1	8	8	52
106 特掲されない運輸業	2	0	0	0	1
通信業					
107 郵便、電信及び電話業	329	14	22	22	258
108 ラジオ放送業	9	4	1	1	4
その他の公益事業					
109 電気、ガス、供給業	180	15	6	6	67
110 水道業及び衛生業	32	2	1	1	5

(単位 千人)

		業 (大分類)							
販売 従業者	農夫, 林 木夫, 獵 師, 漁夫 及び類似 従業者	採鉱採石 的職業	運輸的 職業	特殊技能工, 生産工程従業者及び 単純労働者(他に分類されない)			サービス 職業	分類不能 の職業及 び不詳	
				総数	特殊技能工, 生産工程従業 者及び類似従 業者	単純労働者 (農場鉱山 及びサービスを除く)			
3	0	0	0	1	1	1	0	0	
83	0	0	0	2	1	1	0	0	
41	0	0	0	1	0	1	0	0	
194	0	0	0	1	1	1	1	0	
190	0	0	0	1	0	1	0	0	
273	0	0	0	20	19	1	0	0	
260	1	0	1	34	23	11	3	0	
136	0	0	0	7	3	4	222	0	
28	0	0	0	4	3	1	4	0	
240	0	0	0	105	104	1	1	0	
61	0	0	0	14	14	0	0	0	
16	0	0	0	21	20	1	0	0	
.83	0	0	0	1	1	0	0	0	
22	0	0	0	2	1	0	0	0	
297	0	0	1	16	14	2	0	0	
8	0	0	0	17	17	0	0	0	
5	0	0	0	2	2	0	0	0	
27	0	0	0	1	1	0	0	0	
321	6	1	2	63	34	29	1	0	
4	0	0	0	0	0	0	0	0	
63	0	0	2	10	2	8	5	0	
30	0	0	1	8	1	7	4	0	
28	0	0	0	1	0	1	1	0	
5	0	0	0	1	0	0	1	0	
11	16	1	289	590	316	273	42	0	
2	1	0	65	245	156	89	21	0	
1	4	0	157	75	19	56	2	0	
0	0	0	36	49	17	32	4	0	
0	10	0	1	9	3	6	2	0	
1	0	0	28	75	9	65	3	0	
0	1	0	0	1	0	0	0	0	
6	0	0	0	1	25	18	3	0	
0	0	0	0	1	1	0	0	0	
1	0	0	1	1	87	80	4	0	
0	0	0	1	1	22	12	2	0	

第5表 産業(小分類)及び職業(大分類)別 14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	総数	職		
		専門的職	管理的職	事務従事者
サービス業	3,156	1,220	81	223
対個人サービス業				
111 家事業	260	1	0	0
112 旅館、貸間、下宿及びその他の宿泊所	165	0	32	6
113 洗濯業及び染色業	74	0	1	2
114 理容業及び浴場	227	0	2	1
115 腹物修理業	24	0	0	0
116 衣服裁縫修理業	248	0	0	0
117 その他の対個人サービス業	104	19	1	2
対事業所サービス業及び修理業(衣服修理、 履物修理業を除く)				
118 対事業所サービス業	85	12	6	28
119 機械修理業(電気機械器具を除く)	45	1	1	3
120 電気機械器具修理業	28	1	1	1
121 自動車修理業及びガレージ業	81	1	3	7
122 自転車修理業	57	0	0	0
123 その他の修理業	103	0	1	1
興行娛樂				
124 劇場及び映画業	49	8	4	9
125 興行娯楽(劇場、映画業を除く)	126	19	8	6
専門的サービス業				
126 医療保険業	411	329	3	38
127 教育業	762	638	3	54
128 法務及び各種の専門的サービス業	72	51	1	13
129 宗教研究所及び研究室	115	106	0	3
130 試験所及び研究所	42	19	2	9
131 非営利団体(試験所及び研究所を除く)	78	14	9	40
公務	1,508	103	80	694
公務				
132 國家事務	485	36	25	266
133 地方事務	793	50	54	399
134 駐軍事務	228	17	2	28
分類不能の産業及び不詳	82	0	0	2
分類不能の産業				
135 分類不能の産業	82	0	0	2

備考 (39頁) 参照

(単位 千人)

業 (大分類)									
販売 従業者	農夫、伐木夫、獵師、漁夫及び類似従業者	採鉱採石的職業	運輸的職業	特殊技能工、生産工程従業者及び單純労働者(他に分類されない)			サービス職業	分類不能の職業及び不詳	
				総数	特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者	單純労働者(農場鉱山及びサービスを除く)			
44	10	0	12	813	722	91	753	2	
0	0	0	0	3	1	2	255	0	
1	0	0	0	6	3	4	118	0	
5	0	0	0	65	63	2	1	0	
0	0	0	0	4	2	2	219	0	
1	0	0	0	22	22	0	0	0	
1	0	0	0	246	245	1	1	0	
13	0	0	0	54	50	4	14	0	
5	1	0	0	27	21	6	5	0	
1	0	0	0	39	37	1	0	0	
1	0	0	0	24	24	0	0	0	
2	0	0	0	63	62	2	1	0	
3	0	0	0	54	54	0	0	0	
0	0	0	0	98	95	2	0	0	
3	4	0	0	14	11	3	10	0	
0	0	0	0	4	1	3	85	0	
1	0	1	0	18	6	11	19	0	
0	0	0	0	47	7	40	16	1	
0	0	0	0	6	5	1	1	0	
0	0	0	0	3	0	2	3	0	
0	1	0	0	7	5	2	1	0	
0	1	0	0	9	5	5	3	0	
4	4	1	27	313	77	236	274	5	
1	1	1	0	4	10	26	114	0	
2	1	0	8	36	23	143	112	0	
0	1	0	14	166	44	67	47	4	
0	1	0	0	111					
0	1	0	0	24	2	23	1	54	
0	1	0	0	24	2	23	1	54	

(22)

B 全国——世帯及び住宅

第1表 世帯人員別一般世帯数及び世帯人員

世帯人員	世帯数	世帯人員	割 合		世帯数	世帯人員
			世帯数	世帯人員		
総 数	千世帯 16,422	千人 81,679	100.0	100.0	総 数	千世帯 16,021
1 人	886	886	5.4	1.1	6 塊未満	884
2 人	1,686	3,372	10.3	4.1	6 ~ 8	2,290
3 人	2,424	7,273	14.8	8.9	9 ~ 11	2,001
4 人	2,604	10,414	15.9	12.7	12~14	2,339
5 人	2,499	12,495	15.2	15.3	15~17	1,541
6 人	2,166	12,995	13.2	15.9	18~20	1,637
7 人	1,656	11,592	10.1	14.2	21~23	1,023
8 人	1,128	9,022	6.9	11.0	24~29	1,847
9 人	682	6,141	4.2	7.5	30~35	1,072
10 人	366	3,654	2.2	4.5	36~47	864
11 人以上	326	3,835	2.0	4.7	48~59	271
					60 塊以上	212
					不 詳	36
					1 世帯当たり壘数	19.0

備考 (39頁) 参照

第3表 壘数別住宅に住んでいる一般世帯数

壘 数	世 帯 数
6 塊未満	884
6 ~ 8	2,290
9 ~ 11	2,001
12~14	2,339
15~17	1,541
18~20	1,637
21~23	1,023
24~29	1,847
30~35	1,072
36~47	864
48~59	271
60 塊以上	212
不 詳	36
1 世帯当たり壘数	19.0

第2表 住宅の種別、所有の関係別一般世帯数、世帯人員及び壘数

住宅の種別及び所有の関係	世 帯 数	世 帯 人 員	1 世帯当たり人員	壘 数	1 人当たり壘数
総 数	千世帯 16,422	千人 81,679	5.0	千壘 303,705	3.6
住 宅	16,021	80,333	5.0	303,705	3.8
持 家	10,225	57,027	5.6	232,896	4.1
借 家	3,389	14,760	4.4	45,594	3.1
給 興 住 宅	1,008	4,473	4.5	14,195	3.2
間 借	1,395	4,055	2.9	10,979	2.7
所有関係不詳	4	18	4.5	41	2.3
非 住 宅	399	1,334	3.3	—	—
住宅の種別不詳	3	12	4.0	—	—

備考 (39頁) 参照

第4表 住宅の種別、所有の関係及び就業中の世帯主の¹⁾従業上の地位別一般世帯数

住宅の種別及び所有の関係	従業上の地位				住宅の種別所有関係別割合				
	総数	業主及び家族従業者	一般の雇用者	国、公共団体及び進駐軍の雇用者	不詳	総数	業主及び家族従業者	一般の雇用者	国、公共団体及び進駐軍の雇用者
総 数	千世帯 14,414	千世帯 7,438	千世帯 4,860	千世帯 2,094	千世帯 23	100.0	100.0	100.0	100.0
住 宅	14,086	7,341	4,699	2,025	22	97.7	98.7	96.7	96.7
持 家	9,218	6,172	1,952	1,083	12	64.0	83.0	40.2	51.7
借 家	2,804	901	1,393	504	6	19.5	12.1	28.7	24.1
給 興 住 宅	955	24	732	198	1	6.6	0.3	15.1	9.5
間 借	1,106	242	620	239	3	7.7	3.3	12.8	11.4
所有関係不詳	3	1	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
非住宅及び種別不詳	328	98	161	69	1	2.3	1.3	3.3	3.3

備考 (39頁) 参照

1) 世帯主が失業者または非労働力のものは除く。

第5表 世帯主¹⁾の産業(大分類)別一般世帯数、世帯人員及び家族数

世帯主の産業(大分類)	世帯数	世帯人員	家族数	産業別割合			1世帯当たり人員
				世帯数	世帯人員	家族数	
総 数	千世帯 14,414	千人 73,888	千人 71,649	100.0	100.0	100.0	5.1
農 業	4,955	29,374	28,886	34.4	39.8	40.3	5.9
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	196	1,022	1,008	1.4	1.4	1.4	5.2
漁業及び水産養殖業	330	1,928	1,896	2.3	2.6	2.6	5.8
鉱 業	363	1,736	1,726	2.5	2.3	2.4	4.8
建 設 業	756	3,637	3,524	5.2	4.9	4.9	4.8
製 造 業	2,565	11,972	11,606	17.8	16.2	16.2	4.7
卸売業及び小売業	1,861	8,727	8,302	12.9	11.8	11.6	4.7
金融、保険及び不動産業	184	920	800	1.3	1.2	1.1	5.0
運輸、通信及びその他の公益事業	974	4,595	4,514	6.8	6.2	6.3	4.7
サービス業	1,383	6,199	5,702	9.6	8.4	8.0	4.5
公 務	811	3,621	3,534	5.6	4.9	4.9	4.5
分類不能の産業及び不詳	36	156	151	0.2	0.2	0.2	4.3

備考 (39頁) 参照

1) 世帯主が失業者または非労働力のものは除く。

第6表 世帯主の産業(大分類)及び世帯人員別一般世帯数

産業(大分類)	世帯人員									
	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
実 数(単位 千世帯)										
総 数	14,414	592	1,303	2,401	2,198	2,177	1,913	1,490	1,027	633
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	4,955	116	277	537	594	712	746	675	526	358
漁業及び水産養殖業	196	7	17	30	30	27	21	15	9	
鉱建設造業	330	6	24	49	46	48	45	39	29	20
卸売業及び小売業	363	7	34	71	68	59	49	35	20	11
金融、保険及び不動産業	756	29	72	141	125	118	101	73	47	26
運輸、通信及びその他の公益事業	2,565	108	273	541	451	409	311	212	126	68
サービス業	1,861	94	209	360	308	284	230	163	103	54
公務	184	8	22	38	33	29	23	14	8	4
サブス	974	36	96	196	173	157	124	87	53	28
分類不能の産業及び不詳	1,383	125	176	264	220	199	158	106	62	36
	811	51	96	167	144	125	94	62	36	19
	36	3	6	8	6	5	4	2	2	1
割合(各世帯人員を100.0とする産業別割合)										
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	34.4	19.6	21.3	22.4	27.0	32.7	39.0	453	51.2	56.6
漁業及び水産養殖業	1.4	1.2	1.3	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4
鉱建設造業	2.3	1.0	1.8	2.0	2.1	2.2	2.4	2.6	2.8	3.2
卸売業及び小売業	2.5	1.2	2.6	3.0	3.1	2.7	2.6	2.3	1.9	1.7
金融、保険及び不動産業	5.2	4.9	5.5	5.9	5.7	5.4	5.3	4.9	4.6	4.1
運輸、通信及びその他の公益事業	17.8	18.2	21.0	22.5	20.5	18.8	16.3	14.2	12.3	10.7
サービス業	12.9	15.9	16.0	15.0	14.0	13.0	12.0	10.9	10.0	8.5
公務	1.3	1.4	1.7	1.6	1.5	2.3	1.2	0.9	0.8	0.6
サブス	6.8	6.1	7.4	8.2	7.9	7.2	6.5	5.8	5.2	4.4
分類不能の産業及び不詳	9.6	21.1	13.5	11.0	10.0	9.1	8.3	7.1	6.0	5.7
	5.6	8.6	7.4	7.0	6.6	5.7	4.9	4.2	3.5	3.0
	0.2	0.5	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2
割合*(各産業を100.0とする世帯人員別割合)										
総 数	100.0	4.1	9.0	16.7	15.2	15.1	13.3	10.3	7.1	4.4
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	100.0	2.3	5.6	10.8	12.0	14.4	15.1	13.6	10.6	7.2
漁業及び水産養殖業	100.0	3.6	8.7	15.3	15.3	15.3	13.8	10.7	7.7	4.6
鉱建設造業	100.0	1.8	7.3	14.8	13.9	14.5	13.6	11.8	8.8	6.1
卸売業及び小売業	100.0	1.9	9.4	19.6	18.7	16.3	13.5	9.6	5.5	3.0
金融、保険及び不動産業	100.0	3.8	9.5	18.7	16.5	15.6	13.4	9.7	6.2	3.4
運輸、通信及びその他の公益事業	100.0	4.2	10.6	21.1	17.6	15.9	12.1	8.3	4.9	2.7
サービス業	100.0	5.1	11.2	19.3	16.6	15.3	12.4	8.8	5.5	2.9
公務	100.0	4.3	12.0	20.7	17.9	15.8	12.5	7.6	4.3	2.2
サブス	100.0	3.7	9.9	20.1	17.8	16.1	12.7	8.9	5.4	2.9
分類不能の産業及び不詳	100.0	9.0	12.7	19.1	15.9	14.4	11.4	7.7	4.5	2.6
	100.0	6.3	11.8	20.6	17.8	15.4	11.6	7.6	4.4	2.3
	100.0	8.3	16.7	22.2	16.7	13.9	11.1	5.6	5.6	2.8

備考 (39頁) 参照

第7表 配偶関係年令及び男女別一般世帯の世帯主の数¹⁾ (単位千人)

		年 令	総 数	未 婚	有 配偶	死 離 別	不 詳		
10 人	11人以上								
総 数									
346	334	総 数	15,537	505	13,003	2,024	3		
		20才未満	70	59	10	1	0		
		20~29才	1,758	331	1,365	61	0		
		30~39才	3,989	60	3,516	413	1		
209	203	40~49才	4,309	26	3,752	530	1		
5	4	50~59才	3,068	13	2,562	493	1		
12	12	60才以上	2,333	14	1,792	526	1		
5	3	不 詳	8	1	5	1	0		
12	11								
33	34	男 子 世 帯 主							
27	27	総 数	13,807	430	12,696	681	1		
4	1	20才未満	61	52	9	1	0		
13	10	20~29才	1,629	300	1,314	14	0		
16	19	30~39才	3,473	42	3,394	36	0		
9	8	40~49才	3,789	15	3,661	113	0		
0	0	50~59才	2,745	8	2,532	205	0		
		60才以上	2,102	10	1,780	311	0		
		不 詳	7	1	5	0	0		
100.0	100.0								
60.4	60.8	女 子 世 帯 主							
1.4	1.2	総 数	1,729	75	308	1,344	2		
3.5	3.6	20才未満	9	8	1	1	0		
1.4	0.9	20~29才	129	30	51	48	0		
3.5	3.3	30~39才	516	17	122	377	1		
9.5	10.2	40~49才	520	11	91	417	1		
7.8	8.1	50~59才	322	5	31	286	0		
1.2	0.3	60才以上	231	4	12	215	0		
3.8	3.0	不 詳	1	0	0	1	0		
4.6	5.7								
2.6	2.4								
0.0	0.0								

備考 (39頁) 参照、1) 1人世帯を除く。

第8表 家族の数別一般世帯数¹⁾

		家 族 数	実 数	割 合
2.4	2.3	総 数	15,537	100.0
4.2	4.1	1人	1,739	11.2
2.6	2.0	2人	2,396	15.4
3.6	3.6	3人	2,528	16.3
1.4	0.8	4人	2,419	15.6
1.6	1.5	5人	2,063	13.3
1.3	1.3	6人	1,564	10.1
1.5	1.5	7人	1,032	6.6
2.2	0.5	8人	612	3.9
1.3	1.0	9人	325	2.1
1.2	1.4	10人以上	857	5.5

1) 1人世帯を除く。

第9表 世帯人員別一般世帯女子世帯の数¹⁾

世 帯 人 員	実 数	割 合
総 数	1,729	100.0
2人	473	27.4
3人	440	25.4
4人	341	19.7
5人	228	13.2
6人	130	7.5
7人以上	114	6.6
不 詳	4	0.2

1) 1人世帯を除く。

第 10 表 配偶関係、年令及び男女別一人世帯の世帯主の数 (単位 千人)

年 令	総 数	未 婚	有 配 偶	死 離 别	不 詳
総 数					
総 数	886	345	102	437	2
20才未満	36	35	0	1	0
20~29才	242	209	17	16	0
30~39才	117	47	26	44	0
40~49才	110	22	29	59	0
50~59才	128	14	18	96	0
60才以上	249	16	12	220	0
不 詳	2	1	0	1	0
男 子 世 帯 主					
総 数	449	244	69	133	1
20才未満	24	24	0	0	0
20~29才	176	162	8	6	0
30~39才	57	27	18	12	0
40~49才	52	12	22	18	0
50~59才	52	9	13	30	0
60才以上	86	10	9	67	0
不 詳	1	1	0	0	0
女 子 世 帯 主					
総 数	438	100	33	303	1
20才未満	12	11	0	0	0
20~29才	66	47	9	10	0
30~39才	60	20	9	32	0
40~49才	58	10	7	41	0
50~59才	76	5	5	66	0
60才以上	163	7	3	153	0
不 詳	1	0	0	1	0

備考 (39頁) 参照

第11表 世帯主との続柄、男女別一般世帯人員¹⁾

世帯主との 続 柄	世 带 入 員			世帯主との続柄 別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	80,793	39,401	41,392	100.0	100.0	100.0
世 帯 主	15,537	13,807	1,729	19.2	35.0	4.2
配 偶 者	12,770	50	12,721	15.8	0.1	30.7
直 系 卑 族	41,778	22,136	19,642	51.7	56.2	47.5
直 系 卑 族 の 配 偶 者	2,032	265	1,766	2.5	0.7	4.3
直 系 尊 族	4,152	950	3,201	5.1	2.4	7.7
そ の 他 家 族	3,102	1,493	1,609	3.8	3.8	3.9
使 用 人、同 居 人、それらの 家 族 及 び 不 詳	1,421	700	721	1.8	1.8	1.7

備考 (39頁) 参照、1) 1人世帯を除く。

第12表 産業別依存人口¹⁾ (単位千人)

世帯主の産業 (大分類)	家 族 人 員 (世帯主 を含む)	失 業 及 び 非 労 働 力 の 家 族
総 数	72,736	13,984
農 業	29,285	4,874
林 業 及 び 狩 猎 業 (伐木業を含む)	1,012	189
漁 業 及 び 水 產 義 旗 業	1,862	329
鉱 設 業	1,694	335
建 製 造 業	3,640	734
卸 売 業 及 び 小 売 業	11,820	2,515
金 融、保 险 及 び 不 動 产 業	8,428	1,783
運 輸、通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	887	206
サ ー ビ ス 業	4,570	943
公 務	5,793	1,270
分 類 不 能 の 产 業 及 び 不 詳	3,568	767
	176	114
	38	

備考 (39頁) 参照、1) 1人世帯および世帯
主が非労働力である世帯を除く。

第13表 世帯主の産業(大分類別)、一般世帯数及びその世帯員の経済活動別世帯人員(単位千人)

産業 (大分類)	世帯数 (世帯 (主) 含む)	世帯人 員 (世帯 (主) 含む)	家族人 員 (世帯 (主) 含む)	家族人員(世帯主を除く)						家族以 外の世 帯人員		
				総 数	労 動 力			非労働 力 (10才 未満を 含む)				
					就業者 総数	世帯主と 同一の 産業	世帯主と 異なる 産業	完全失業者				
総 数												
農 業	4,874	29,534	29,285	24,411	10,853	10,805	9,216	1,589	48	13,559	249	
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	189	1,019	1,012	823	278	276	92	184	2	545	7	
漁業及び水産養殖業	329	1,880	1,862	1,532	466	458	211	246	8	1,066	17	
鉱 業	335	1,702	1,694	1,359	183	165	76	89	18	1,176	8	
建 設 業	734	3,716	3,640	2,906	623	599	144	455	24	2,283	76	
製 造 業	2,515	12,095	11,820	9,307	1,750	1,669	784	884	81	7,557	274	
卸売業及び小売業	1,783	8,770	8,428	6,644	1,542	1,492	857	635	51	5,102	342	
金融、保険及び不動産業	206	900	887	681	118	111	22	89	7	564	13	
運輸、通信及びその他の公益事業	943	4,605	4,570	3,627	643	614	121	492	29	2,984	35	
サ ー ビ ス 業	1,270	6,039	5,793	4,522	877	842	358	481	35	3,646	246	
公 務	767	3,601	3,568	2,801	549	526	74	453	23	2,252	33	
分類不能の産業及び不詳	38	178	176	138	27	24	2	21	3	111	2	
男												
総 数	12,902	36,271	35,628	22,727	6,914	6,723	4,169	2,555	190	15,813	642	
農 業	4,448	14,483	14,348	9,900	4,007	3,980	2,890	1,089	27	5,893	135	
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	185	515	512	326	104	103	52	51	1	222	4	
漁業及び水産養殖業	324	944	934	610	214	210	153	56	4	397	10	
鉱 業	323	815	811	488	88	78	45	33	10	399	4	
建 設 業	718	1,890	1,828	1,111	282	269	121	147	13	828	61	
製 造 業	2,360	5,978	5,814	3,454	770	722	392	330	48	2,684	164	
卸売業及び小売業	1,574	4,216	4,071	2,496	577	545	264	280	31	1,920	146	
金融、保険及び不動産業	196	476	471	274	54	50	11	39	4	220	5	
運輸、通信及びその他の公益事業	923	2,275	2,257	1,334	258	242	79	163	16	1,075	18	
サ ー ビ ス 業	1,088	2,837	2,758	1,670	337	317	119	198	20	1,333	79	
公 務	729	1,763	1,748	1,019	210	198	40	158	12	809	14	
分類不能の産業及び不詳	33	77	76	44	11	10	1	8	1	33	1	

第13表 世帯主の産業(大分類)別、一般世帯数及びその世帯員の

経済活動別世帯人員(つづき)

(単位 千人)

産業 (大分類)	世帯数 (世帯 主)	世帯人 員 (世帯 主を 含む)	家族人 員 (世帯 主を 含む)	家族人員(世帯主を除く)						家族以 外の世 帯人員	
				総 数	世帯 主と の同一 の産業	労 働 力		完 全 失業者			
						就 業 者	非労働 力 (10才 未満を 含む)				
女											
総 数	1,083	37,770	37,108	36,025	10,995	10,857	7,790	3,067	138	25,031	662
農業	426	15,051	14,937	14,511	6,846	6,826	6,325	501	20	7,666	115
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	5	504	501	497	174	174	40	133	1	322	3
漁業及び水産養殖業	5	934	927	922	252	247	58	190	4	671	7
鉱業	12	887	883	871	95	88	32	56	7	776	4
建設業	17	1,828	1,812	1,796	340	329	22	307	11	1,455	15
製造業	154	6,117	6,006	5,852	979	946	393	554	33	4,873	110
卸売業及び小売業	209	4,554	4,357	4,148	966	946	592	354	19	3,181	196
金融、保険及び不動産業	10	425	417	407	63	61	11	50	2	343	8
運輸、通信及びその他の公益事業	20	2,329	2,313	2,292	384	372	42	328	13	1,909	17
サービス業	182	3,202	3,035	2,852	540	525	239	285	14	2,313	167
公務	37	1,838	1,819	1,781	338	327	34	293	11	1,444	18
分類不能の産業及び不詳	6	101	100	94	16	14	1	13	2	78	1

備考 (39頁) 参照、1人世帯および世帯主が非労働力である世帯を除く。

第14表 世帯主の産業(大分類)別、一般世帯の経済活動別一世帯平均人員*

産業 (大分類)	世帯人 員 (世帯 主を 含む)	家族人 員 (世帯 主を 含む)	家族人員(世帯主を除く)						家族以 外の世 帯人員	
			総 数	世帯 主と の同一 の産業	労 働 力		完 全 失業者			
					就 業 者	非労働 力 (10才 未満を 含む)				
総 数										
農業	6.06	6.01	5.01	2.23	2.22	1.89	0.33	0.01	2.78	0.05
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	5.39	5.35	4.35	1.47	1.46	0.49	0.97	0.01	2.88	0.04
漁業及び水産養殖業	5.71	5.66	4.66	1.42	1.39	0.64	0.75	0.02	3.24	0.05
鉱業	5.08	5.06	4.06	0.55	0.49	0.23	0.27	0.05	3.51	0.02
建設業	5.06	4.96	3.96	0.85	0.82	0.20	0.62	0.03	3.11	0.10
製造業	4.81	4.70	3.70	0.70	0.66	0.31	0.35	0.03	3.00	0.11
卸売業及び小売業	4.92	4.73	3.73	0.86	0.84	0.48	0.36	0.03	2.86	0.19
金融、保険及び不動産業	4.37	4.31	3.31	0.57	0.54	0.11	0.43	0.03	2.74	0.06
運輸、通信及びその他の公益事業	4.88	4.85	3.85	0.68	0.65	0.13	0.52	0.03	3.16	0.04
サービス業	4.76	4.56	3.56	0.69	0.66	0.28	0.38	0.03	2.87	0.19
公務	4.69	4.65	3.65	0.72	0.69	0.10	0.59	0.03	2.94	0.04
分類不能の産業及び不詳	4.68	4.63	3.63	0.71	0.63	0.05	0.55	0.08	2.92	0.05

備考 (39頁) 参照、第13表による。(総数)

C 都道府県——職業別人口

第1表 職業(大分類)別 14才以上就業者 (1) 実数

(単位 千人)

都道府県	総 数	専門的 技術的 職 業	管理的 事 務 職 業	販 売 従業者	農夫, 伐 木夫, 猎 師, 漁夫 及び類似 従業者	探鉱探 石的職 業	運輸的 職 業	特殊技能工、生産工程 従業者及び單純労働者 (他に分類されない)			サービ ス職業	分類不 能の職 業及び 不詳	
								特殊技能工、生産工程 従業者(農場 工場 及び サービス 業者を除く)	單純労働 者(農場 工場 及び サービス 業者を除く)				
総 数	35,575	1,632	709	3,036	2,982	17,040	405	440	7,838	6,415	1,424	1,430	64
北海道	1,712	72	34	176	118	784	80	24	345	265	79	76	2
青森県	573	19	7	32	37	379	1	6	69	53	17	21	1
岩手県	632	23	7	35	31	419	7	7	86	65	20	15	2
宮城県	688	30	10	53	51	391	3	8	103	75	28	38	1
秋田県	570	19	7	33	34	369	6	4	82	59	23	15	0
山形県	617	25	7	35	40	382	4	4	101	81	20	20	1
福島県	898	33	10	51	57	550	19	10	143	116	28	23	1
茨城県	956	31	8	45	58	665	9	7	112	92	20	20	2
栃木県	677	23	8	37	54	395	7	6	126	106	19	18	1
群馬県	700	26	9	41	52	394	4	7	147	122	25	19	1
埼玉県	934	35	13	65	61	526	1	8	198	166	32	25	3
千葉県	948	39	15	59	74	589	0	9	131	109	22	31	1
東京都	2,357	181	116	431	365	155	1	48	840	709	130	211	10
新潟県	939	61	28	129	91	213	1	22	313	246	67	76	3
奈良県	1,143	42	14	67	68	702	4	9	207	166	40	30	1
富山県	475	18	6	31	39	257	1	4	104	84	19	13	1
石川県	450	20	9	33	30	235	1	5	103	90	14	14	0
福井県	375	14	6	22	28	195	1	3	97	80	16	9	1
長野県	353	14	5	22	23	207	2	4	68	59	9	8	1
岐阜県	968	40	13	60	55	596	3	8	169	139	30	23	0
静岡県	703	28	11	47	55	348	7	9	173	148	25	26	1
愛知県	1,045	45	20	73	89	530	2	12	239	208	31	33	1
三重県	1,470	65	30	137	154	520	4	17	485	428	57	57	2
滋賀県	649	29	11	47	48	341	2	7	146	121	25	18	1
京都府	409	17	6	29	25	234	1	3	84	69	15	9	1
大阪府	737	45	22	84	88	222	1	10	215	177	37	49	3
兵庫県	1,439	87	57	218	220	157	1	27	564	470	93	103	7
奈良県	1,322	74	37	161	133	436	3	21	392	324	67	63	2
和歌県	307	16	6	29	31	144	0	3	65	54	10	11	1
鳥取県	416	19	7	31	38	204	1	5	95	75	20	15	1
島根県	282	12	4	19	20	178	0	3	40	32	8	6	0
岡山県	432	17	5	26	23	280	1	4	65	51	15	8	1
広島県	745	31	12	47	55	412	3	7	159	135	24	18	2
山口県	932	46	19	81	76	442	1	12	216	175	41	34	3
徳島県	666	33	14	62	48	321	16	10	134	103	33	28	1
香川県	388	17	6	22	28	235	1	4	67	51	16	9	1
愛媛県	407	19	7	26	36	217	1	4	82	70	12	12	2
高知県	636	28	10	42	54	337	3	8	133	107	25	19	1
福岡県	414	13	5	22	25	272	2	3	62	45	16	9	1
佐賀県	1,367	74	33	144	124	415	129	24	347	272	75	76	3
長崎県	406	19	6	28	31	215	23	5	66	53	13	12	0
熊本県	686	32	11	52	50	347	31	8	118	92	26	34	1
大分県	801	32	11	50	60	496	9	9	110	90	21	23	0
鹿児島県	561	24	9	34	36	350	2	6	81	63	18	18	2
宮崎県	503	17	5	30	30	323	2	5	77	57	20	14	0
沖縄県	886	28	9	42	40	651	2	7	88	69	20	18	0

備考 (39頁) 参照

第 2 表 職業(大分類)別 14 才以上就業者 (2) 割合

都道府県	専門的 技術的 職業	管理的職業	事務従事者	販売従業者	農夫、伐木夫、漁夫及び類似従業者	採鉱採石的 職業
総 数	4.6	2.0	8.5	8.4	47.9	1.1
北海道	4.2	2.0	10.3	6.9	45.8	4.7
青森県	3.3	1.2	5.6	6.5	66.1	0.2
岩手県	3.6	1.1	5.5	4.9	66.3	1.1
宮城県	4.4	1.5	7.7	7.4	56.8	0.4
秋田県	3.4	1.3	5.8	6.0	64.8	1.1
山形県	4.1	1.1	5.7	6.5	61.9	0.6
福島県	3.7	1.1	5.7	6.3	61.2	2.1
茨城県	3.2	0.8	4.7	6.1	69.6	0.9
栃木県	3.4	1.2	5.5	8.0	58.3	1.0
群馬県	3.7	1.3	5.9	7.4	56.3	0.8
埼玉県	3.7	1.4	7.0	6.5	56.3	0.1
千葉県	4.1	1.6	6.2	7.8	62.1	0.0
東京都	7.7	4.9	18.3	15.5	6.6	0.0
神奈川県	6.5	3.0	13.7	9.7	22.7	0.1
新潟県	3.7	1.2	5.9	5.9	61.4	0.3
富山県	3.8	1.3	6.5	8.2	54.1	0.2
石川県	4.4	2.0	7.3	6.7	52.2	0.2
福井県	3.7	1.6	5.9	7.5	52.0	0.3
山梨県	4.0	1.4	6.2	6.5	58.6	0.6
長野県	4.1	1.3	6.2	5.7	61.6	0.3
岐阜県	4.0	1.6	6.7	7.8	49.5	1.0
静岡県	4.3	1.9	7.0	8.5	50.7	0.2
愛知県	4.4	2.0	9.3	10.5	35.4	0.3
三重県	4.5	1.7	7.2	7.4	52.5	0.3
滋賀県	4.2	1.5	7.1	6.1	57.2	0.2
京都府	6.1	3.0	11.4	11.9	30.1	0.1
大阪府	6.0	4.0	15.1	15.3	10.9	0.1
兵庫県	5.6	2.8	12.2	10.1	33.0	0.2
奈良県	5.2	2.0	9.4	10.1	46.9	0.0
和歌県	4.6	1.7	7.5	9.1	49.0	0.2
鳥取県	4.3	1.4	6.7	7.1	63.1	0.0
島根県	3.9	1.2	6.0	5.3	64.8	0.2
広島県	4.2	1.6	6.3	7.4	55.3	0.4
山口県	4.9	2.0	8.7	8.2	47.4	0.1
福岡県	5.0	2.1	9.3	7.2	48.2	2.4
大分県	4.4	1.5	5.7	7.2	60.6	0.3
宮崎県	4.7	1.7	6.4	8.8	53.3	0.2
鹿児島県	4.4	1.6	6.6	8.5	53.0	0.5
高知県	3.1	1.2	5.3	6.0	65.7	0.5
徳島県	5.4	2.4	10.5	9.1	30.4	9.4
佐賀県	4.7	1.5	6.9	7.6	53.0	5.7
長崎県	4.7	1.6	7.6	7.3	50.6	4.5
熊本県	4.0	1.4	6.2	7.5	61.9	1.1
宮崎県	4.3	1.6	6.1	6.4	62.4	0.4
鹿児島県	3.4	1.0	6.0	6.0	64.2	0.4
鹿児島県	3.2	1.0	4.7	4.5	73.5	0.2

備考 (39頁) 参照、各都道府県就業者総数 100.0 につき。

運輸的職業	特殊技能工、生産工程従業者及び 単純労働者(他に分類されない)			サービス職業	分類不能の職 業及び不詳
	総 数	特殊技能工、 生産工程従業 者及び類似従 業者	単純労働者 (農場鉱山及 びサービスを 除く)		
1.2	22.0	18.0	4.0	4.0	0.2
1.4	20.2	15.5	4.6	4.4	0.1
1.0	12.0	9.2	3.0	3.7	0.2
1.1	13.6	10.3	3.2	2.4	0.3
1.2	15.0	10.9	4.1	5.5	0.1
0.7	14.4	10.4	4.0	2.6	0.0
0.6	16.4	13.1	3.2	3.2	0.2
1.1	15.9	12.9	3.1	2.6	0.1
0.7	11.7	9.6	2.1	2.1	0.2
0.9	18.6	15.7	2.8	2.7	0.1
1.0	21.0	17.4	3.6	2.7	0.1
0.9	21.2	17.8	3.4	2.7	0.2
0.9	13.8	11.5	2.3	3.3	0.1
2.0	35.6	30.1	5.5	9.0	0.4
2.3	33.3	26.2	7.1	8.1	0.3
0.8	18.1	14.5	3.5	2.6	0.1
1.1	21.7	18.9	2.9	2.9	0.2
1.1	22.9	20.0	3.1	3.1	0.0
0.8	25.9	21.3	4.3	2.4	0.3
1.1	19.3	16.7	2.5	2.3	0.3
0.8	17.5	14.4	3.1	2.4	0.0
1.3	24.6	21.1	3.6	3.7	0.1
1.1	22.9	19.9	3.0	3.2	0.1
1.2	33.0	29.1	3.9	3.9	0.1
1.1	22.5	18.6	3.9	2.8	0.2
0.7	20.5	16.9	3.7	2.2	0.2
1.4	29.2	24.0	5.0	6.6	0.4
1.9	39.2	32.7	6.5	7.2	0.6
1.6	29.7	24.5	5.1	4.8	0.2
1.0	21.2	17.6	3.3	3.6	0.3
1.2	22.8	18.0	4.8	3.6	0.2
1.1	14.2	11.3	2.8	2.1	0.0
0.9	15.0	11.8	3.5	1.9	0.2
0.9	21.3	18.1	3.2	2.4	0.3
1.3	23.2	18.8	4.4	3.6	0.2
1.5	20.1	15.5	5.0	4.2	0.2
1.0	17.3	13.1	4.1	1.8	0.3
1.0	20.1	17.2	2.9	2.9	0.5
1.3	20.9	16.8	3.9	3.0	0.2
0.7	15.0	10.9	3.9	2.2	0.2
1.8	25.4	19.9	5.5	5.6	0.2
1.2	16.3	13.1	3.2	3.0	0.0
1.2	17.2	13.4	3.8	5.0	0.1
1.1	13.7	11.2	2.6	2.9	0.2
1.1	14.4	11.2	3.2	3.2	0.0
1.0	15.3	11.3	4.0	2.8	0.0
0.8	9.9	7.8	2.3	2.0	0.0

D 都道府県——世帯及び住宅

第 1 表 人員階級別一般世帯数及び世帯人員

都道府県	総 数		1 人		2 人		3 人	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総 数	千世帯 16,422	千人 81,679	千世帯 886	千人 886	千世帯 1,686	千人 3,372	千世帯 2,424	千人 7,273
北海道	791	4,214	30	30	69	137	113	337
青森県	219	1,266	8	8	16	31	26	79
岩手県	232	1,327	9	9	17	33	27	81
宮城県	278	1,630	9	9	20	40	33	99
秋田県	224	1,300	7	7	15	29	24	73
山形県	232	1,342	7	7	16	32	26	76
福島県	360	2,042	13	13	28	57	44	132
茨城県	372	2,020	15	15	32	63	46	138
栃木県	279	1,538	11	11	23	45	35	105
群馬県	292	1,580	10	10	23	47	38	114
埼玉県	391	2,124	14	14	30	59	49	146
千葉県	405	2,118	19	19	37	74	54	163
東京都	1,413	6,083	128	128	192	383	251	754
新潟県	513	2,413	20	30	60	120	83	250
奈良県	432	2,437	15	15	29	58	49	147
富山県	192	994	6	6	15	31	27	79
石川県	194	943	10	10	19	38	30	88
福井県	154	738	7	7	16	32	23	70
山梨県	152	806	6	6	13	25	19	57
長野県	397	2,028	19	19	36	71	52	156
岐阜県	298	1,516	14	14	28	56	42	126
静岡県	445	2,436	14	14	35	70	57	171
愛知県	674	3,305	32	32	69	138	103	309
三重県	295	1,432	15	15	30	60	44	132
滋賀県	177	841	10	10	18	35	26	79
京都府	407	1,790	32	32	51	102	68	206
大阪府	869	3,743	65	65	116	230	161	483
兵庫県	710	3,221	43	43	86	173	119	357
奈良県	156	755	8	8	15	31	23	69
和歌山县	215	974	14	14	26	52	35	106
鳥取県	115	594	6	6	11	22	14	42
島根県	180	902	11	11	20	40	25	76
広島県	342	1,636	21	21	36	72	51	152
山口県	450	2,041	31	31	56	113	75	225
徳島県	327	1,510	22	22	39	77	52	157
香川県	171	869	9	9	18	34	24	71
愛媛県	192	936	12	12	20	39	29	88
高知県	308	1,498	21	21	35	69	46	139
福岡県	187	866	12	12	23	45	30	88
佐賀県	704	3,430	33	33	76	153	112	338
長崎県	178	934	6	6	19	37	22	64
熊本県	324	1,598	18	18	36	73	50	150
大分県	349	1,808	17	17	35	71	47	142
宮崎県	244	1,237	12	12	26	51	33	99
鹿児島県	210	1,073	11	11	22	44	31	93
鹿児島県	372	1,788	23	23	42	83	57	172

備考 (39頁) 参照

4人		5人		6人		7人以上	
世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
千世帯 2,604	千人 10,414	千世帯 2,499	千人 12,995	千世帯 2,166	千人 12,995	千世帯 8,158	千人 34,244
122	490	115	573	102	609	241	2,037
29	115	28	141	28	165	84	727
30	120	32	161	31	190	86	734
36	146	38	189	35	210	107	936
30	119	32	159	32	193	85	719
31	125	34	167	33	196	87	741
49	195	49	248	47	281	129	1,116
52	208	54	271	52	309	122	1,015
39	156	41	207	38	225	93	788
43	171	45	222	42	251	92	764
56	224	62	310	57	341	124	1,030
59	236	62	310	55	329	119	988
246	984	212	1,060	159	949	226	1,825
88	353	80	401	64	385	107	873
58	231	65	326	64	383	154	1,278
32	126	32	159	30	176	52	417
31	126	32	163	28	165	44	353
25	99	25	125	22	131	35	272
23	90	24	118	22	134	46	376
61	243	63	317	58	347	109	876
47	189	42	211	47	279	80	642
65	262	68	341	61	368	144	1,210
110	442	107	537	91	548	160	1,299
48	193	50	247	42	250	68	537
30	122	31	158	26	157	36	281
70	283	64	322	51	309	68	535
158	632	137	683	103	613	132	1,037
127	506	115	574	90	544	130	1,023
28	111	27	134	22	131	34	272
38	152	35	175	28	169	39	307
16	67	18	89	16	100	33	267
26	106	25	126	24	147	47	396
57	226	54	270	48	284	77	610
76	304	71	355	57	339	85	675
55	221	50	253	42	252	66	528
26	103	26	126	23	136	47	389
31	123	29	145	26	155	46	374
47	189	44	219	38	228	76	632
31	125	29	143	25	147	38	305
117	469	105	525	93	554	167	1,358
26	102	28	139	26	155	53	430
51	204	46	234	39	237	83	682
52	211	51	258	46	277	99	834
36	145	37	183	34	206	66	542
32	129	29	147	27	164	58	487
61	244	56	279	46	277	87	712

第2表 世帯主の産業(大分類)別一般世帯数

(単位 千世帯)

都道府県	総 数	農 業	林業及び 狩猟業 (伐木業を含む)	漁業及 び水産 養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売業 及び小 売業	金融、 保険及 び不動 産業	運輸、 通 信及びその 他の公 益事業	サ ー ビ ス業	公務	分類不 能の産 業及び 不詳
総 数	14,414	4,955	196	330	363	756	2,565	1,861	184	974	1,383	811	36
北海道	715	193	12	47	76	38	99	75	7	72	60	34	1
青森県	194	92	3	11	0	8	16	23	1	12	16	10	0
岩手県	212	105	6	6	7	11	20	18	2	13	17	8	0
宮城県	243	101	2	7	2	15	21	31	3	18	23	19	0
秋田県	199	98	4	4	8	11	19	19	1	12	15	10	0
山形県	206	99	5	1	3	13	23	22	2	11	18	11	0
福島県	321	141	8	4	18	18	34	35	2	18	28	13	0
茨城県	337	184	2	5	8	12	39	34	2	13	24	13	0
栃木県	247	112	4	0	4	11	36	35	2	11	23	9	0
群馬県	258	118	4	0	3	15	39	31	2	13	23	11	0
埼玉県	344	151	2	0	1	13	64	37	4	22	29	22	1
千葉県	358	160	1	17	1	14	44	47	4	20	33	17	6
東京都	1,197	54	2	4	3	81	364	248	37	6	96	181	20
神奈川県	442	67	1	8	1	28	119	61	4	4	52	53	16
新潟県	388	178	4	5	3	22	55	42	4	25	31	31	0
富山県	174	71	1	6	1	11	31	22	2	10	14	6	0
石川県	173	67	2	7	1	9	30	20	2	11	17	8	0
福井県	139	55	4	3	0	11	22	17	1	7	13	6	0
山梨県	137	68	3	0	1	6	17	14	1	7	12	7	0
長野県	355	183	7	0	1	17	42	35	3	18	36	12	0
岐阜県	271	115	7	0	3	12	50	33	2	13	23	11	1
静岡県	400	150	8	15	1	20	76	47	4	24	39	14	1
愛知県	600	161	3	9	3	32	164	94	8	41	59	27	1
三重県	261	96	8	15	1	13	45	30	2	15	24	12	0
滋賀県	158	75	3	1	1	8	20	16	2	10	14	8	0
京都府	344	73	3	2	1	17	80	59	6	26	52	25	1
大阪府	727	77	1	2	1	43	240	146	14	69	84	45	3
兵庫県	609	146	7	10	2	34	157	93	11	54	58	33	1
奈良県	136	54	4	0	0	0	21	19	1	9	15	6	0
和歌県	183	64	6	10	0	10	31	23	2	12	16	8	0
鳥取県	102	48	3	1	0	5	10	10	1	6	9	6	0
島根県	162	76	8	6	6	9	15	14	1	9	14	8	1
広島県	299	135	6	4	4	5	50	33	2	15	25	11	1
山口県	394	144	6	8	1	21	68	48	5	30	33	30	1
徳島県	285	96	4	15	15	14	47	30	2	27	19	16	0
香川県	148	66	3	6	1	9	19	18	1	8	12	7	0
愛媛県	165	67	1	7	1	7	24	21	2	10	16	9	0
高知県	271	112	6	9	3	13	43	31	5	15	24	10	0
福岡県	165	77	7	11	1	9	17	15	1	8	11	6	0
佐賀県	616	122	2	7	124	29	115	72	9	47	51	36	0
長崎県	157	60	1	4	19	7	14	19	2	8	14	7	0
熊本県	275	95	2	20	25	13	35	28	3	15	23	17	0
大分県	303	138	6	10	8	12	32	34	3	16	26	16	0
宮崎県	214	103	4	6	6	11	22	22	2	11	18	13	0
鹿児島県	190	96	6	4	0	11	22	19	1	8	15	9	0
鹿児島県	339	210	5	10	1	13	21	26	3	13	24	14	0

備考 (39頁) 参照、世帯主が失業者または非労働力のものは除く。

第3表 世帯主の産業(大分類)別一般世帯人員

(単位 千人)

都道府県	総 数	農 業	林業及び 狩猟業 (伐木業 を含む)	漁業及 び水産 養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売業 及び小 売業	金融、 保険及 び不動 産業	運輸、通 信及び其 他の公 益事業	サービ ス業	公務	分類不 能の産 業及び 不詳
総 数	73,888	29,374	1,022	1,928	1,736	3,637	11,972	8,727	920	4,595	6,199	3,621	156
北海道	3,898	1,232	59	302	384	201	499	374	31	368	293	153	3
青森県	1,134	608	17	75	2	43	81	116	7	61	73	51	2
岩手県	1,332	794	29	36	33	58	103	94	7	64	71	39	3
宮城県	1,463	725	14	48	10	81	109	161	14	91	114	94	2
秋田県	1,189	655	23	24	37	70	98	96	7	61	71	46	1
山形県	1,214	665	29	7	16	68	116	110	8	55	86	52	3
福島県	1,741	831	44	21	86	97	171	180	10	95	134	66	2
茨城県	1,880	1,122	10	28	37	65	198	168	11	65	111	63	4
栃木県	1,384	717	20	1	21	57	178	173	7	56	106	43	2
群馬県	1,429	252	17	1	12	72	191	153	10	62	105	50	2
埼玉県	2,019	980	8	1	5	69	306	185	117	106	135	102	5
千葉県	1,939	978	5	92	4	74	215	228	19	97	148	79	3
東京都	5,323	334	12	22	12	377	1,607	1,111	156	419	743	505	25
神奈川県	2,139	437	4	44	6	131	537	290	28	202	222	232	7
新潟県	2,378	1,210	21	29	16	124	271	222	22	129	249	84	2
富山県	919	416	8	32	3	57	140	107	8	48	66	29	2
石川県	915	372	10	141	2	41	134	45	10	51	76	32	1
福井県	688	294	20	20	1	48	102	79	6	34	55	27	2
山梨県	744	405	18	0	5	32	86	70	6	37	51	33	1
長野県	1,902	1,057	34	3	4	87	197	168	14	96	173	67	2
岐阜県	1,411	651	37	3	15	62	247	158	11	69	105	54	2
静岡県	2,245	961	48	86	8	103	394	245	22	121	186	65	3
愛知県	3,010	934	16	51	12	157	777	446	38	193	263	122	3
三重県	1,194	446	41	85	4	65	207	142	9	73	68	54	3
滋賀県	772	389	14	4	3	38	96	75	7	50	59	37	1
京都府	1,583	385	15	11	3	79	353	265	29	116	217	106	5
大阪府	3,257	425	4	9	4	145	1,058	668	62	310	371	186	16
兵庫県	2,860	814	38	51	11	158	693	414	48	236	246	141	11
奈良県	676	300	19	0	0	25	94	90	6	43	65	30	3
和歌県	860	327	31	49	2	47	135	100	7	56	69	36	3
鳥取県	547	289	15	8	0	27	52	53	4	30	44	26	1
島根県	829	429	40	33	2	45	73	62	5	44	59	36	1
広島県	1,483	731	32	23	24	67	223	149	11	70	105	49	2
山口県	1,854	749	28	43	3	94	304	210	21	133	140	123	4
徳島県	1,323	497	19	74	66	63	203	125	10	118	80	66	2
香川県	790	398	16	32	3	41	89	81	7	37	53	30	2
愛媛県	840	384	5	40	3	32	112	96	10	47	69	38	4
高知県	1,361	629	29	49	13	64	201	140	11	72	104	47	2
福岡県	650	359	33	10	3	14	76	63	4	13	47	27	1
佐賀県	3,035	739	9	40	591	130	537	337	37	219	231	159	5
長崎県	815	364	4	25	81	36	72	85	8	40	67	32	1
熊本県	1,429	556	10	108	118	65	170	133	12	73	105	79	1
大分県	1,623	820	32	54	39	60	163	165	15	80	118	73	4
宮崎県	1,131	591	24	38	4	55	108	102	8	56	85	60	1
鹿児島県	996	551	32	22	2	52	101	85	7	40	62	41	0
沖縄県	1,671	1,064	27	51	5	62	101	119	12	62	106	62	0

備考 (39頁) 参照

第4表 家族の数別一般世帯数¹⁾

(単位 千世帯)

都道府県	総 数	家 族 の 数 别 世 帯 数					
		1 人 ²⁾	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
総 数	15,537	1,739	2,396	2,528	2,419	2,063	4,390
北 海 道	760	72	116	124	115	102	230
青 岩 岩	211	17	27	29	28	28	82
宮 宮	223	17	27	30	32	32	83
秋 田	269	22	34	37	38	35	102
217	15	25	30	32	32	32	82
山 福 茨 棚	226	17	26	33	35	34	83
群 木	347	30	46	50	48	47	126
櫻 木	357	25	14	17	17	15	268
群 馬	269	25	36	40	42	38	89
283	24	40	44	45	42	42	88
埼 千 東 神 新	377	31	51	57	63	57	119
奈 泽	386	39	56	60	62	55	114
京 川 湯	1,285	215	261	249	212	154	195
1,285	483	63	87	89	80	64	100
418	30	51	59	66	66	65	148
富 石 福 山 長	187	16	27	32	32	30	50
山 川 井 梨 野	184	20	30	31	32	28	43
145	16	24	25	25	25	22	34
146	14	20	23	24	24	22	44
377	37	52	60	63	63	57	110
岐 鶴 美 三 滋	286	28	42	47	49	44	77
賀 知 重 賀	431	38	59	66	68	61	138
1642	72	104	112	107	91	154	154
280	31	45	49	50	42	66	66
168	19	26	30	32	25	35	35
京 大 兵 奈 和 歌	375	54	68	69	63	49	70
都 阪 庫 良 山	804	124	166	159	137	99	120
667	92	122	127	115	89	89	123
148	16	24	28	27	22	33	33
201	25	36	21	35	28	57	57
鳥 島 岡 広 山	109	11	14	16	18	16	32
取 根 山 島 口	168	18	24	28	26	25	46
321	29	37	39	35	29	29	154
420	35	45	43	38	28	28	231
305	40	53	55	50	41	41	64
徳 香 美 高 福	162	18	24	26	26	23	46
島 川 媛 知 岡	180	20	30	31	29	25	45
286	37	47	47	44	38	38	74
175	24	30	32	29	25	37	37
670	81	114	119	109	92	155	155
佐 長 熊 大 宮 鹿	172	17	25	28	28	26	50
賀 崎 本 分 崎 島	305	35	46	49	42	36	96
333	37	48	54	52	45	95	95
232	27	33	37	36	34	65	65
200	23	31	32	29	27	56	56
349	43	58	62	55	46	85	85

備考 (39頁) 参照, 1) 1人世帯を除く, 2) 世帯主以外に家族のいない2人または2人以上の世帯。

第5表 住宅の種別及び所有の関係別一般世帯数

(単位 千世帯)

都道府県	総 数	住 宅						非 住 宅 及び不詳
		総 数	持 家	借 家	給 興 住 宅	間 借	不 説	
総 数	16,422	16,021	10,225	3,389	1,008	1,395	4	399
北海道	791	769	381	142	182	64	0	22
青森県	219	215	162	19	9	24	0	4
岩手県	232	226	161	26	17	21	0	6
宮城県	278	271	177	55	12	26	0	6
秋田県	224	220	179	16	11	16	0	4
山形県	232	228	176	24	9	20	0	5
福島県	360	351	225	70	25	30	0	9
茨城県	372	363	279	48	21	15	0	9
栃木県	279	273	199	49	13	13	0	6
群馬県	292	286	188	70	11	17	0	6
埼玉県	391	384	264	81	16	24	0	7
千葉県	405	396	296	63	14	23	0	9
東京都	1,413	1,373	641	400	93	237	0	40
神奈川県	513	491	282	126	29	55	0	23
新潟県	432	428	334	44	15	35	0	4
富山県	192	188	156	9	7	15	0	4
石川県	194	190	140	25	5	21	0	4
福井県	154	149	118	18	4	9	0	4
山梨県	152	146	109	23	6	9	0	5
長野県	397	389	284	65	10	30	0	8
岐阜県	298	293	220	48	9	17	0	5
静岡県	445	432	327	61	17	26	0	14
愛知県	674	658	395	193	21	48	0	16
三重県	295	287	213	50	11	14	0	8
滋賀県	177	175	132	30	5	8	0	3
京都府	407	403	177	171	10	44	0	4
大阪府	869	846	323	384	40	98	0	23
兵庫県	710	686	374	206	43	63	0	24
奈良県	156	153	100	39	5	9	0	3
和歌山县	215	211	138	56	4	13	0	4
鳥取県	115	112	86	15	3	9	0	3
島根県	180	176	136	24	5	12	0	3
広島県	342	333	242	59	14	19	0	8
山口県	450	436	292	97	14	31	0	14
徳島県	327	322	202	62	32	26	0	5
香川県	171	165	125	26	4	12	0	6
愛媛県	192	187	132	35	5	15	0	5
高知県	308	298	208	55	14	21	0	9
福岡県	187	182	141	25	5	11	0	5
佐賀県	704	689	322	157	141	71	0	14
長崎県	178	176	114	24	20	19	0	2
熊本県	324	318	194	62	32	29	0	6
大分県	349	341	241	55	16	28	0	8
宮崎県	244	237	170	44	5	18	0	7
鹿児島県	210	204	161	21	8	15	0	6
沖縄県	372	364	315	25	7	18	0	8

備考 (39頁) 参照

第6表 住居の種別及び所有の関係別一般世帯人員

(単位 千人)

都道府県	総 数	住 宅					非住宅 及び不詳	
		総 数	持 家	借 家	給 興 住 宅	間 借		
総 数	81,679	80,333	57,027	14,760	4,473	4,055	18	1,334
北海道	4,214	4,136	2,357	686	898	194	1	77
青森県	1,266	1,250	1,043	86	40	80	0	17
岩手県	1,327	1,306	1,050	116	75	66	0	20
宮城県	1,630	1,606	1,193	267	54	91	0	23
秋田県	1,300	1,278	1,112	67	50	50	0	22
山形県	1,342	1,326	1,123	100	40	63	1	16
福島県	2,042	2,009	1,460	324	121	103	0	32
茨城県	2,020	1,988	1,635	204	99	49	0	31
栃木県	1,538	1,516	1,195	220	59	42	0	21
群馬県	1,580	1,558	1,143	313	45	58	0	21
埼玉県	2,124	2,100	1,596	360	68	76	0	24
千葉県	2,118	2,086	1,694	265	60	68	0	32
東京都	6,083	5,958	3,209	1,726	374	640	8	124
神奈川県	2,413	2,333	1,504	551	124	153	0	80
新潟県	2,437	2,422	2,061	190	66	104	0	14
富山県	994	978	859	38	34	47	0	16
石川県	943	930	742	104	21	63	0	12
福井県	738	727	613	74	15	25	0	13
山梨県	806	785	630	100	26	30	0	21
長野県	2,028	2,000	1,591	278	41	91	0	28
岐阜県	1,516	1,498	1,210	204	39	48	0	17
静岡県	2,436	2,387	1,955	275	77	79	0	49
愛知県	3,305	3,251	2,147	873	93	138	0	54
三重県	1,432	1,405	1,116	203	49	37	0	27
滋賀県	841	831	663	125	21	22	0	11
京都府	1,790	1,778	902	722	41	112	0	12
大阪府	3,743	3,675	1,587	1,654	159	274	2	68
兵庫県	3,221	3,140	1,911	866	180	184	0	80
奈良県	755	745	531	168	21	28	0	9
和歌山县	974	960	686	222	17	34	0	14
鳥取県	594	582	479	65	11	26	0	11
島根県	902	891	750	93	18	30	0	10
広島県	1,636	1,610	1,264	237	57	51	1	26
山口県	2,041	1,996	1,465	387	56	86	0	47
福岡県	1,510	1,496	1,038	253	136	69	0	15
大分県	869	850	699	102	16	33	0	19
宮崎県	936	919	720	136	21	42	0	17
鹿児島県	1,498	1,463	1,119	223	61	59	0	35
高知県	866	850	709	91	21	31	0	15
徳島県	3,430	3,386	1,813	692	672	208	1	44
佐賀県	934	928	623	177	77	52	0	5
長崎県	1,598	1,578	1,071	267	149	91	0	20
熊本県	1,808	1,783	1,343	299	64	78	0	26
大分県	1,237	1,215	956	184	21	53	0	23
宮崎県	1,073	1,050	887	85	36	42	0	23
鹿児島県	1,788	1,764	1,583	96	27	58	0	26

備考 (39頁) 参照

備 考

資料の出所：――

- I, A, 第1—3表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その4, 全国の職業別就業者」昭和27年3月25日(国速B—4)による。
- 第4表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その5, 全国の職業及び従業上の地位別就業者」昭和27年2月23日(国速B—5)による。
- 第5表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その9, 全国人口の産業及び職業別就業者」昭和27年4月5日(国速B—9)による。
- 第3表のうち*印の割合については, 実数に基づいて人口問題研究所において算定したもの。
- B, 第1—13表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その12, 全国の世帯住宅」昭和27年4月10日(国速B—12)による。
- 第14表及び第6表の*印のある割合については, 実数に基づき人口問題研究所において算定した。
- C, 第1表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その4, 都道府県及び六大都市別の職業別就業者」昭和27年3月25日(国速B P—4)による。
- 第2表……第1表の実数に基づいて人口問題研究所において算定した。
- D, 第1—6表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その12, 都道府県, 六大都市別の世帯住宅関係」昭和27年4月10日(国速B P—12)による。

抽出集計の結果数字の信頼性：――

Iの各表の実数はすべて抽出集計に基づく推計数であるから, いわゆる標本誤差を含んでいる。一般的に云えば, この標本誤差は小さな推計数字に対するものほど大きく, 大きな推計数字に対するものほど小さい。次のa表は種々の大きさの推計表に対する標本誤差の大体の大きさを示すものである。推計数字と悉皆集計すれば得られるであろう値との差が次表に示される標準誤差以内になる確率は約3分の2であり, それが次表に示される標準誤差の2倍以内になる確率は約20分の19である。

世帯の定義：――

今回の調査において, 世帯の種別は, 普通世帯と準世帯とに分けられた。普通世帯とは同じところに住んでいて, 家計を共にしている2人以上の集りである。準世帯とは, (イ)1人で住んでいて且1人で家計を立てているもの, (ロ)普通世帯と同じところに住んでいるが, 家計を別々に立てている2人以上の集り, (ハ)同じところに住んでいるが, 家計を別々に立てている人々の集りをいう。一つの家屋を有し独立の家計を立てている1人世帯は, すべて一つの準世帯とした。BおよびDの各表における“一般世帯”とは, 上記の普通世帯と1人世帯とを合わせたものである。

a 推計数の標準誤差

推計数の大きさ	標準誤差		標準誤差の2倍	
	実数	その推計数に対する割合	実数	その推計数に対する割合
80,000,000	160,000	0.2	320,000	0.4
50,000,000	100,000	0.2	200,000	0.4
30,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6
20,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6
10,000,000	40,000	0.4	80,000	0.8
5,000,000	25,000	0.5	50,000	1.0
3,000,000	15,000	0.5	30,000	1.0
2,000,000	12,000	0.6	24,000	1.2
1,000,000	8,000	0.8	16,000	1.6
500,000	6,000	1.2	12,000	2.4
300,000	4,200	1.4	8,400	2.8
200,000	3,400	1.7	6,800	3.4
100,000	2,200	2.2	4,400	4.4
50,000	1,400	2.8	2,800	5.6
30,000	960	3.2	1,920	6.4
20,000	720	3.6	1,440	7.2
10,000	450	4.5	900	9.0
5,000	400	8.0	800	16.0
3,000	360	12.0	720	24.0
2,000	320	16.0	640	32.0
1,000	300	30.0	600	60.0

また、I, C, Dの各都道府県の数字に対する標準誤差を求めるには、まずそれらの項目に関する全国推計数の変異係数（標準誤差の推計数に対する割合）をa表から求める。これに次のb表の乗数を乗じてその都道府県の変異係数を求め、各都道府県の推計数にこの変異係数を乗ずれば標準誤差が得られる。

b 都道府県に対する乗数

都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数	都道府県	乗数
北海道	4.0	埼玉県	6.0	岐阜県	6.5	鳥取県	10.0	佐賀県	9.5
青森県	8.0	千葉県	6.5	静岡県	6.0	島根県	9.0	長崎県	7.0
岩手県	8.0	東京都	3.5	愛知県	4.5	岡山県	6.5	熊本県	7.0
宮城県	7.0	神奈川県	5.5	三重県	7.0	島根県	5.5	大分県	8.0
秋田県	8.0	新潟県	5.5	滋賀県	9.0	山口県	7.0	福岡県	8.5
山形県	7.5	宮崎県	8.5	京都府	5.5	徳島県	9.5	鹿児島県	6.5
福島県	6.0	石川県	8.5	大阪府	4.5	高知県	9.0		
茨城県	6.5	福井県	9.0	兵庫県	4.5	愛媛県	7.0		
栃木県	7.5	山梨県	9.5	奈良県	9.5	高知県	8.5		
群馬県	7.0	長野県	6.0	和歌山县	8.5	福岡県	5.0		

また推計数はすべて4捨5入して千位にとどめているから、個々の数字を合計しても必ずしも総数に合わない、500未満の推計数は「0」とし、500以上1,500未満は「1,000」としてある。実数の性質上、割合についても個々の数字を合しても総数に合わない場合がある。なほ割合のうち「0.0」は0.05未満を示している、なお標本抽出の方法、調査の範囲等については上記の資料を参照のこと。